

厚岸町地域防災計画

資料編

令和5年4月
厚岸町防災会議

[防災組織]	
○ 資料1	厚岸町防災会議組織 1
○ 資料2	防災関係機関等の連絡先 2
○ 資料3	災害対策本部掲示板 10
○ 資料4	腕章 10
○ 資料5	標旗 11
[消防]	
○ 資料6	消防力の現況 12
[気象概況]	
○ 資料7	気象観測データ 15
[災害履歴・震度階級等]	
○ 資料8	過去の火災及び風水害等の記録 18
○ 資料9	過去の地震・津波の記録 31
○ 資料10	気象庁震度階級関連解説表 33
[地震関係資料]	
○ 資料11	主要な活断層及び海溝型地震の長期評価 37
○ 資料12	道東における想定地震津波 38
[災害危険箇所等]	
○ 資料13	水防区域 40
○ 資料14	市街地における低地帯の浸水予測区域 40
○ 資料15	高波・高潮・津波等危険区域 41
○ 資料16	尾幌川水系尾幌川（厚岸町）浸水想定区域図 42
○ 資料17	地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険溪流 46
○ 資料18	土石流危険溪流区域 52
○ 資料19	山地災害危険地区 54
○ 資料20	土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所 58
○ 資料21	雪崩予想区域 60
○ 資料22	危険物所在一覧 61
○ 資料23	津波浸水想定区域図 64
○ 資料24	要配慮者利用施設一覧 73
[物資・資機材]	
○ 資料25	防災資機材倉庫等 74
[避難場所等]	
○ 資料26	避難階段・避難経路 79
○ 資料27	指定緊急避難場所 80
○ 資料28	指定緊急避難場所（津波） 83
○ 資料29	指定避難所 84
○ 資料30	福祉避難所 85
○ 資料31	地震防災上重要施設一覧 86
○ 資料32	移転促進対象施設一覧 88

[応急・復旧]

○ 資料33 被害状況判定基準	89
○ 資料34 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）	93
○ 資料35 被災者宅地危険度判定実施要綱	94

[通信・輸送]

○ 資料36 緊急通行車両確認証明書	101
○ 資料37 緊急通行車両標章	101
○ 資料38 ヘリコプター離着陸可能地	102
○ 資料39 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	103

[条例・協定等]

○ 資料40 厚岸町災害対策基本条例	105
○ 資料41 厚岸町防災会議条例	111
○ 資料42 厚岸町防災会議運営規程	113
○ 資料43 厚岸町災害対策本部条例	114
○ 資料44 厚岸町災害対策本部運営規程	115
○ 資料45 厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例	117
○ 資料46 厚岸町防災行政無線施設（固定系）戸別受信方式受信局管理規則	121
○ 資料47 厚岸町防災行政無線施設運用管理規程	124
○ 資料48 厚岸町防災行政用無線局運用細則	133
○ 資料49 厚岸町全国瞬時警報システム運用管理規程	138
○ 資料50 厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例	141
○ 資料51 厚岸町情報通信基盤施設通信取扱要綱	147
○ 資料52 厚岸町自主防災組織活動活発化事業補助金交付規則	159
○ 資料53 厚岸町災害時要援護者登録事業実施要綱	170
○ 資料54 厚岸町地震・津波等災害対策推進本部設置要綱	178
○ 資料55 北海道雪害対策実施要綱	180
○ 資料56 北海道融雪災害対策実施要綱	186
○ 資料57 災害協定一覧	190

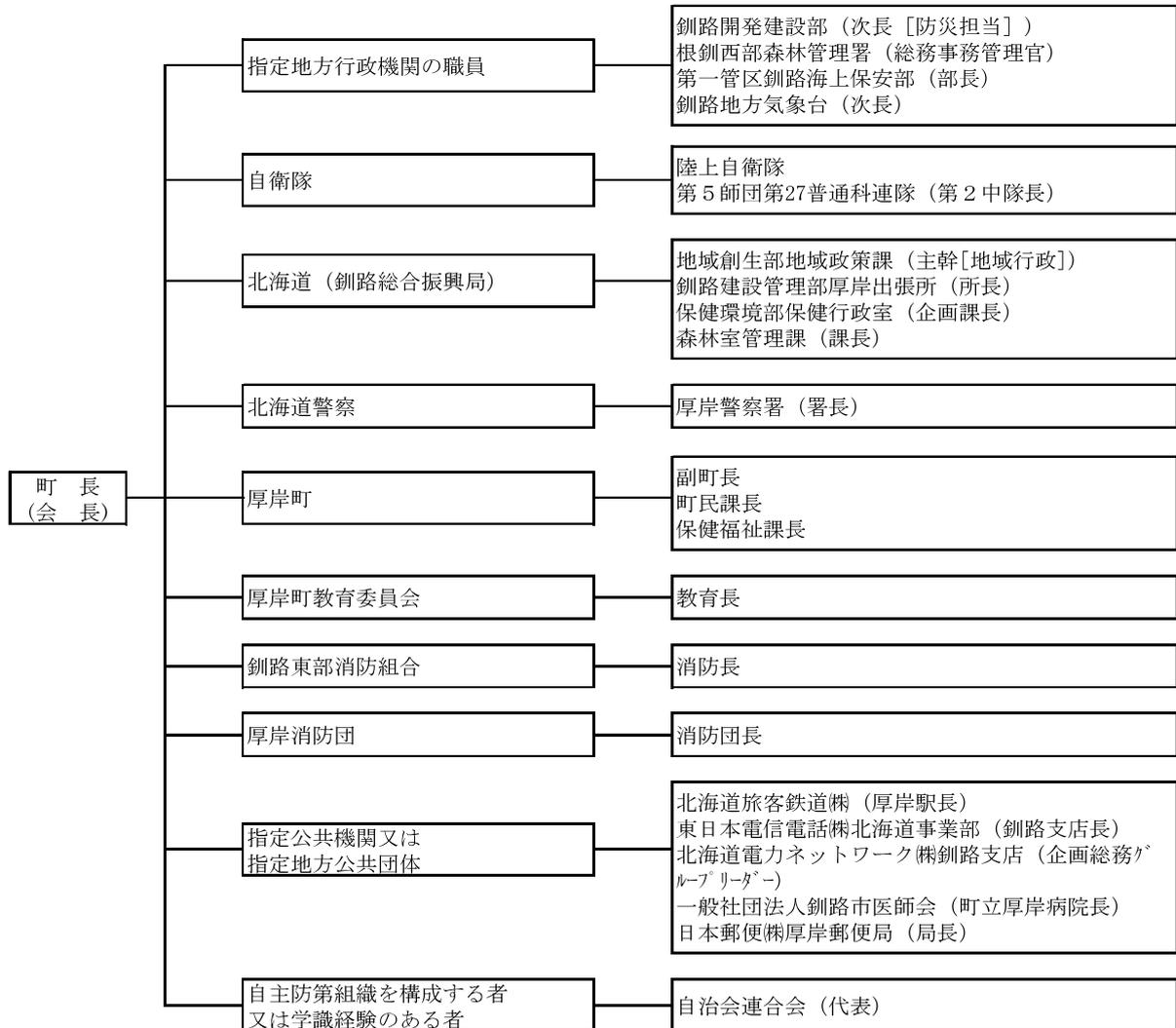
[様式]

○ 別記第1号様式 災害情報報告	192
○ 別記第2号様式 職員参集状況報告書	193
○ 別記第3号様式 職員等安否確認調査票	194
○ 別記第4号様式 気象通報受理簿（兼送信票）	195
○ 別記第5号様式 水防活動実施報告書	196
○ 別記第6号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）	197
○ 別記第7号様式 災害情報速報	199
○ 別記第8号様式 避難者世帯名簿	200
○ 別記第9号様式 避難所受入台帳	201
○ 別記第10号様式 避難所設置及び受入状況	201
○ 別記第11号様式 救助種目別物資受払簿	202

○ 別記第12号様式 公用令書等（別表 第1号様式～第6号様式）	203
○ 別記第13号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について	206
○ 別記第14号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	207
○ 別記第15号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	208
○ 別記第16号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	209
○ 別記第17号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票	210
○ 別記第18号様式 被災者救出状況記録簿	211
○ 別記第19号様式 救護班活動状況	212
○ 別記第20号様式 医療実施状況	213
○ 別記第21号様式 助産台帳	214
○ 別記第22号様式 輸送記録簿	215
○ 別記第23号様式 飲料水の供給簿	216
○ 別記第24号様式 炊き出し給与状況	217
○ 別記第25号様式 世帯構成員別被害状況	218
○ 別記第26号様式 物資購入（配分）計画表	218
○ 別記第27号様式 物資の給与状況	219
○ 別記第28号様式 物資の給与及び受領簿	220
○ 別記第29号様式 応急仮設住宅台帳	221
○ 別記第30号様式 住宅応急修理記録簿	222
○ 別記第31号様式 障害物除去の状況	223
○ 別記第32号様式 学用品の給与状況	224
○ 別記第33号様式 遺体の搜索状況記録簿	225
○ 別記第34号様式 遺体処理台帳	226
○ 別記第35号様式 埋葬台帳	227
○ 別記第36号様式 賃金作業員雇用台帳	228

[防災組織]

○資料 1 厚岸町防災会議組織



○資料 2 防災関係機関等の連絡先

1 厚岸町（役場・主要施設）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
厚岸町役場	厚岸郡厚岸町真栄 3 丁目 1 番地	0153-52-3131
厚岸町保健福祉総合センター	厚岸郡厚岸町住の江 1 丁目 2 番地	0153-53-3333
地域包括支援センター	厚岸郡厚岸町住の江 1 丁目 2 番地	0153-52-4140
水鳥観察館	厚岸郡厚岸町サンヌシ66番地	0153-52-5988
管理維持詰所	厚岸郡厚岸町宮園 4 丁目 1 番地	0153-52-7492
湖南地区出張所	厚岸郡厚岸町梅香 2 丁目 1 番地	0153-52-2175
カキ種苗センター	厚岸郡厚岸町若竹 1 丁目 1 番地	0153-53-2321
町営牧場	厚岸郡厚岸町大別 1 番地	0153-53-2045
きのこ菌床センター	厚岸郡厚岸町上尾幌 3 番地	0153-57-2336
学校給食センター	厚岸郡厚岸町白浜 3 丁目 1 番地	0153-53-2065
生涯学習課	厚岸郡厚岸町真栄 2 丁目 1 番地	0153-67-7700
海事記念館	厚岸郡厚岸町真栄 3 丁目 4 番地	0153-52-4040
厚岸情報館	厚岸郡厚岸町宮園 1 丁目 1 番地	0153-52-2246
海洋センター	厚岸郡厚岸町宮園 3 丁目 1 番地	0153-52-3841
温水プール	厚岸郡厚岸町湾月 1 丁目 1 番地	0153-52-6631
町立厚岸病院	厚岸郡厚岸町住の江 1 丁目 1 番地	0153-52-3145
厚岸味覚ターミナル・コンキリエ	厚岸郡厚岸町住の江 2 丁目 2 番地	0153-52-4139
森林センター	厚岸郡厚岸町愛冠 5	0153-52-6823

1-2 厚岸町等非常電話用加入電話

名 称	種 別	電 話 番 号
厚岸町役場	非常電話用加入電話	0153-52-4188
	非常電話用加入電話	0153-52-4189
	衛星携帯電話	881651483274
	衛星携帯電話	881651483275
	衛星携帯電話	080-1865-5264
	衛星携帯電話	080-2875-1924
湖南地区出張所	非常電話用加入電話	0153-52-2176
水道課	非常電話用加入電話	0153-52-2816
浄水場	非常電話用加入電話	0153-52-2769
海洋センター	非常電話用加入電話	0153-52-7785
厚岸味覚ターミナル・コンキリエ	非常電話用加入電話	0153-52-3186
釧路東部消防組合消防本部・厚岸消防署	非常電話用加入電話	0153-52-5113
釧路建設管理部厚岸出張所	非常電話用加入電話	0153-52-3617
尾幌郵便局	非常電話用加入電話	0153-56-2310

2 釧路東部消防組合（消防署・消防団）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
釧路東部消防組合消防本部・厚岸消防署	厚岸郡厚岸町宮園 2 丁目 414 番地 2	0153-52-5111
厚岸消防団		
第一分団	厚岸郡厚岸町奔渡 6 丁目 266 番地 2	0153-52-2029
第二分団	厚岸郡厚岸町宮園 2 丁目 414 番地 2	0153-52-5111
第二分団尾幌部	厚岸郡厚岸町尾幌 92 番地	0153-56-2017
第三分団	厚岸郡厚岸町上尾幌 68 番地	0153-57-2224
第四分団	厚岸郡厚岸町太田 5 の通り 18-2	0153-52-5424

3 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道総合通信局	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 - 1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311
北海道地方非常通信協議会 (北海道総合通信局 無線通信部 陸上課)	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 - 1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311 (内線 4651)
北海道財務局 釧路財務事務所	釧路市幸町 10 丁目 3 番地 釧路地方合同庁舎	0154-32-0701
北海道厚生局 総務課	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 - 1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311 内線 (3911)
北海道労働局 釧路労働基準監督署	釧路市柏木町 2 - 12	0154-42-9711
北海道労働局 釧路公共職業安定所	釧路市富士見 3 - 2 - 3	0154-41-1204
北海道農政事務所 釧路地域拠点	釧路市幸町 10 丁目 3 番地 釧路地方合同庁舎	0154-23-4401
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	釧路市千歳町 6 - 11	0154-41-7126
根釧西部森林管理署 上尾幌森林事務所	厚岸郡厚岸町上尾幌	0153-57-2211
北海道経済産業局	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 - 1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-1773
北海道産業保安監督部 釧路産業保安監督署	釧路市南浜町 5 番 9 号 釧路港湾合同庁舎	0154-23-3210
北海道開発局釧路開発建設部 防災対策官	釧路市幸町 10 丁目 3 番地 釧路地方合同庁舎	0154-24-7364
釧路道路事務所	釧路町貝塚 3 丁目 3 - 1 5	0154-41-8101
根室道路事務所	根室市敷島町 1 丁目 5 番地	0153-24-4188
釧路港湾事務所	釧路市西港 1 丁目	0154-51-4381
北海道運輸局釧路運輸支局	釧路市鳥取大通 6 丁目 2 番 13 号	0154-51-2522
東京航空局釧路空港事務所	釧路市鶴丘 2 - 260	0154-57-6281
北海道地方測量部	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 - 1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311

3 指定地方行政機関 つづき

名 称	所 在 地	電 話 番 号
釧路地方気象台 防災管理官	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-31-5146
釧路海上保安部 警備救難課	釧路市南浜町5番9号 釧路港湾合同庁舎	0154-23-3283
第一管区海上保安本部 釧路航空基地 飛行科	釧路市鶴丘2	0154-57-4118
北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-32-7500
北海道防衛局 地方調整課	札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-272-7571 内線(2443)

4 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第27普通科連隊第2中隊第3科	釧路町別保112 釧路駐屯地	0154-40-2011

5 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課	釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9144
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部	釧路市双葉町6-10	0154-23-6111
厚岸出張所	厚岸郡厚岸町宮園3丁目140	0153-52-3615
北海道釧路総合振興局保健環境部 保健行政室(釧路保健所)	釧路市城山2丁目4-22	0154-65-5811
北海道釧路総合振興局森林室	厚岸郡厚岸町梅香1丁目8	0153-52-2165
北海道釧路総合振興局 釧路地区水産技術普及指導所	厚岸郡厚岸町若竹2丁目114	0153-52-2003
北海道釧路総合振興局釧路家畜衛生所	釧路市大楽毛127-1	0154-57-8775
釧路総合振興局釧路農業改良普及センター 釧路東部支所	厚岸郡浜中町茶内橋北東31	0153-65-2021
北海道教育庁釧路教育局	釧路市浦見2丁目1-1	0154-43-9271

6 北海道警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
厚岸警察署	厚岸郡厚岸町真栄1丁目7番地	0153-52-0110
尾幌警察官駐在所	厚岸郡厚岸町尾幌280	0153-56-2151

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道旅客鉄道(株)釧路支社 厚岸駅	厚岸郡厚岸町宮園1丁目6番地	0153-52-2035
日本郵便(株)厚岸郵便局	厚岸郡厚岸町港町2丁目139	0153-52-3701
東日本電信電話(株)北海道東支店(釧路営業支店)	釧路市黒金町9丁目2	0154-21-3203
N T T ドコモ北海道支社釧路支店	釧路市北大通10丁目1-1	0154-22-8870
K D D I (株)	札幌市中央区北3条西4丁目1-1 日本生命札幌ビル	011-223-2826
ソフトバンク(株)	札幌市中央区大通西4丁目6-1 札幌大通西4ビル	011-272-2388
日本銀行釧路支店	釧路市幸町9丁目2	0154-24-8100
日本放送協会釧路放送局(NHK)	釧路市幣舞町3-8	0154-41-9191
日本通運(株)釧路支店	釧路市西港2-101-13	0154-51-4141
北海道電力ネットワーク(株)釧路支店	釧路市幸町8丁目1	0154-23-5811

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送(株)釧路放送局(HBC)	釧路市城山2丁目4-34	0154-41-5657
札幌テレビ放送(株)釧路放送局(STV)	釧路市緑ヶ岡1丁目10-24	0154-41-9121
北海道テレビ放送(株)釧路支社(HTB)	釧路市富士見1丁目5-27	0154-22-3993
北海道文化放送(株)釧路支社(UHB)	釧路市黒金町11丁目5-1	0154-22-3420
(株)テレビ北海道(TVH)	札幌市中央区大通東6丁目	011-232-7160
(株)エフエム北海道	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル	011-241-0844
(株)エフエム・ノースウェーブ	札幌市北区北7条西4丁目 新北海道ビル	011-707-8311
(株)S T V ラジオ	札幌市中央区北1条西8丁目1-1	011-272-8392
(一社)釧路市医師会	釧路市住吉2丁目12番37号	0154-41-3626
(一社)釧路歯科医師会	釧路市城山2丁目2番15号	0154-42-8336
(一社)釧路薬剤師会	釧路市錦町4丁目7番地	0154-32-4343
(公社)北海道獣医師会釧路支部	釧路市新橋大通1丁目2-20 釧路農協ビル	0154-32-7660
(一社)北海道バス協会根釧支部	釧路市文苑2丁目1-1	0154-36-8181
(公社)釧根地区トラック協会	釧路市鳥取大通6丁目1-4	0154-51-3108
(一社)北海道警備業協会釧路支部	釧路市新富士町6丁目2-15	011-242-8800
(一社)北海道L P ガス協会釧路支部	釧路市堀川町7-55	0154-23-2655
(一社)釧路建設業協会	釧路市富士見1丁目3番2号	0154-41-7447
(福)北海道社会福祉協議会釧路地区事務所	釧路市浦見2丁目2-54	0154-44-5887

9 その他の公共団体等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
厚岸漁業協同組合	厚岸郡厚岸町奔渡3丁目1	0153-52-3151
日本水難救済会厚岸救難所	厚岸郡厚岸町奔渡3丁目1 (厚岸漁業協同組合内)	0153-52-3151
国立研究開発法人水産研究・教育機構 北海道区水産研究所 厚岸庁舎	厚岸郡厚岸町筑紫恋2-1	0153-52-4767
釧路太田農業協同組合	厚岸郡厚岸町太田5の通り19-1	0153-52-7151
浜中農業協同組合	厚岸郡浜中町茶内栄61	0153-65-2121
北海道ひがし農業共済組合 厚岸家畜診療所	厚岸郡厚岸町太田5の通り15-14	0153-52-3505
厚岸町森林組合	厚岸郡厚岸町山の手2丁目2	0153-52-3911
厚岸町商工会	厚岸郡厚岸町港町2丁目49	0153-52-3185
厚岸町社会福祉協議会	厚岸郡厚岸町梅香2丁目1	0153-52-7752
厚岸町立特別養護老人ホーム心和園	厚岸郡厚岸町白浜4丁目1	0153-52-6373
厚岸町在宅老人デイサービスセンター	厚岸郡厚岸町白浜4丁目1	0153-52-3901
厚岸町赤十字奉仕団	厚岸郡厚岸町住の江1丁目2 (厚岸町保健福祉総合センター内)	0153-53-3333
厚岸建設業協会	厚岸郡厚岸町港町3丁目138	0153-52-2367
日本郵便(株)本厚岸郵便局	厚岸郡厚岸町松葉3丁目105番地	0153-52-4133
床潭郵便局	厚岸郡厚岸町床潭138	0153-52-4243
太田郵便局	厚岸郡厚岸町太田東	0153-52-4242
上尾幌郵便局	厚岸郡厚岸町上尾幌52	0153-57-2260
尾幌郵便局	厚岸郡厚岸町尾幌253	0153-56-2310
糸魚沢簡易郵便局	厚岸郡厚岸町糸魚沢53	0153-55-9111
門静簡易郵便局	厚岸郡厚岸町門静2丁目63	0153-52-2715

10 学校・幼稚園・保育所等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
厚岸町立厚岸小学校	厚岸郡厚岸町梅香2丁目3	0153-52-3016
厚岸町立真龍小学校	厚岸郡厚岸町真栄2丁目1	0153-52-2113
厚岸町立太田小学校	厚岸郡厚岸町太田4の通り32-1	0153-52-2007
厚岸町立厚岸中学校	厚岸郡厚岸町梅香1丁目5	0153-52-2108
厚岸町立真龍中学校	厚岸郡厚岸町白浜1丁目5	0153-52-3211
厚岸町立太田中学校	厚岸郡厚岸町太田5の通り27-1	0153-52-2297
北海道立厚岸翔洋高等学校 職員室	厚岸郡厚岸町湾月1丁目20	0153-52-3195
事務室		0153-52-3195
北海道立青少年体験活動支援施設 ネイパル厚岸	厚岸郡厚岸町愛冠6	0153-52-1151

10 学校・幼稚園・保育所等 つづき

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道大学北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション厚岸臨海実験所	厚岸郡厚岸町愛冠 1	0153-52-2056
厚岸町立あつけし保育所	厚岸郡厚岸町奔渡 6 丁目 268	0153-52-7254
厚岸町立しんりゅう保育所	厚岸郡厚岸町宮園 3 丁目 11	0153-52-3035
厚岸町立太田へき地保育所	厚岸郡厚岸町太田 5 の通り 23-1	0153-52-6245
厚岸カトリック幼稚園	厚岸郡厚岸町港町 1 丁目 3	0153-52-2057
厚岸町さくら幼稚園	厚岸郡厚岸町宮園 3 丁目 115	0153-52-4544
厚岸町子育て支援センター	厚岸郡厚岸町奔渡 2 丁目 1	0153-53-4337

11 集会所施設等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
湾月生活館	厚岸郡厚岸町湾月 2 丁目 1 番地	0153-52-4988
厚岸町社会福祉センター	厚岸郡厚岸町梅香 2 丁目 1 番地	0153-52-7752
有明地区集会所	厚岸郡厚岸町有明 2 丁目 1 番地	0153-52-4245
厚岸町漁村環境改善総合センター	厚岸郡厚岸町奔渡 6 丁目 1 番地	0153-52-7547
厚岸町多機能共生型地域交流センター	厚岸郡厚岸町奔渡 2 丁目 1 番地	0153-52-0510
松葉地区集会所	厚岸郡厚岸町松葉 3 丁目 1 番地	0153-52-8820
湖南地区集会所	厚岸郡厚岸町若竹 4 丁目 1 番地	0153-52-7734
厚岸町生活改善センター	厚岸郡厚岸町港町 2 丁目 1 番地	0153-52-4151
真栄地区集会所	厚岸郡厚岸町真栄 1 丁目 1 番地	0153-52-4995
住の江地区集会所	厚岸郡厚岸町住の江 2 丁目 1 番地	0153-52-2507
山の手会館やまびこ'05	厚岸郡厚岸町山の手 1 丁目 1 番地	-
宮園地区集会所	厚岸郡厚岸町宮園 1 丁目 2 番地	0153-52-4539
宮園鉄北地区集会所	厚岸郡厚岸町宮園 3 丁目 5 番地	0153-52-6117
白浜地区集会所	厚岸郡厚岸町白浜 1 丁目 1 番地	0153-52-7859
厚岸町光栄地区コミュニティセンター	厚岸郡厚岸町光栄 1 番地	0153-52-4835
厚岸町中央公民館筑紫恋分館	厚岸郡厚岸町筑紫恋 32 番地 3	0153-52-4402
厚岸町床潭地区漁村センター	厚岸郡厚岸町床潭 133 番地 1	0153-52-5912
厚岸町中央公民館末広分館	厚岸郡厚岸町末広 85 番地 1	0153-52-5436
旧小島小中学校	厚岸郡厚岸町小島 5 - 8	0153-52-2602(呼)
門静地区集会所	厚岸郡厚岸町門静 2 丁目 1 番地	0153-52-5889
厚岸町中央公民館苫多分館	厚岸郡厚岸町苫多 206 番地	0153-52-7286
厚岸町尾幌酪農ふれあい館	厚岸郡厚岸町尾幌 124 番地	0153-56-2400
厚岸町上尾幌地区コミュニティセンター	厚岸郡厚岸町上尾幌 11 番地	0153-57-2362
片無去地区集会所	厚岸郡厚岸町片無去 2 番地	0153-57-2455
片無去パイロット地区集会所	厚岸郡厚岸町片無去 1 番地	0153-52-6230
糸魚沢地区集会所	厚岸郡厚岸町糸魚沢 66 番地	0153-55-9035
若松地区集会所	厚岸郡厚岸町若松 103 番地	0153-55-8001

11 集会所施設等 つづき

名 称	所 在 地	電 話 番 号
トライベツ地区集会所	厚岸郡厚岸町トライベツ170番地1	0153-55-9140
厚岸町太田活性化施設	厚岸郡厚岸町太田5の通り21-22	0153-52-7700

12 近隣市町村（釧路総合振興局管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
釧路市役所	釧路市黒金町7-5	0154-23-5151
釧路市 阿寒町行政センター	釧路市阿寒町中央1-4-1	0154-66-2121
釧路市 音別町行政センター	釧路市音別町中園1-134	01547-6-2231
白糠町役場	白糠郡白糠町西1条南1-1-1	01547-2-2171
釧路町役場	釧路郡釧路町別保1-1	0154-62-2111
浜中町役場	厚岸郡浜中町湯沸445	0153-62-2111
標茶町役場	川上郡標茶町川上4-2	015-485-2111
弟子屈町役場	川上郡弟子屈町中央2-3-1	015-482-2191
鶴居村役場	阿寒郡鶴居村鶴居西1-1	0154-64-2111

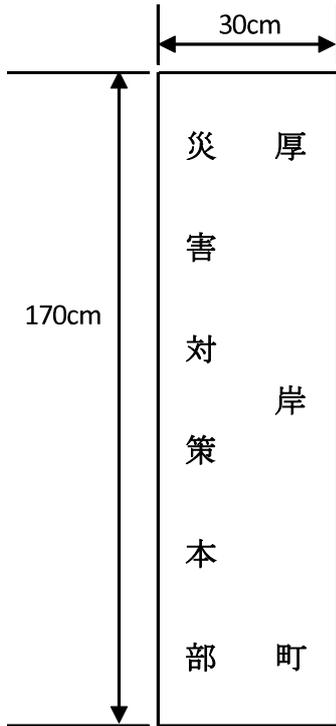
13 地区防災別連絡責任者（※連絡先等は、救護対策部で別途把握）

	地 区	住民組織の名称	連絡責任者
1	湾 月	湾月自治会	自治会長
2	若 竹	若竹自治会	〃
3	梅 香	梅香自治会	〃
4	松 葉	松葉自治会	〃
5	奔 渡	奔渡自治会	〃
6	筑 紫 恋	筑紫恋自治会	〃
7	床 潭	床潭自治会	〃
8	末 広	末広自治会	〃
9	小 島	小島自治会	〃
10	港 町	港町自治会	〃
11	真 栄	真栄東自治会	〃
12	真 栄	真栄中央自治会	〃
13	真 栄	真栄西自治会	〃
14	住 の 江	住の江自治会	〃
15	山 の 手	山の手自治会	〃
16	宮 園	宮園東部自治会	〃
17	宮 園	宮園中央自治会	〃
18	宮 園	宮園鉄北自治会	〃
19	宮 園	宮園丘陵自治会	〃
20	白 浜	白浜自治会	〃
21	光 栄	光荣自治会	〃

13 地区防災別連絡責任者（※連絡先等は、救護対策部で別途把握） つづき

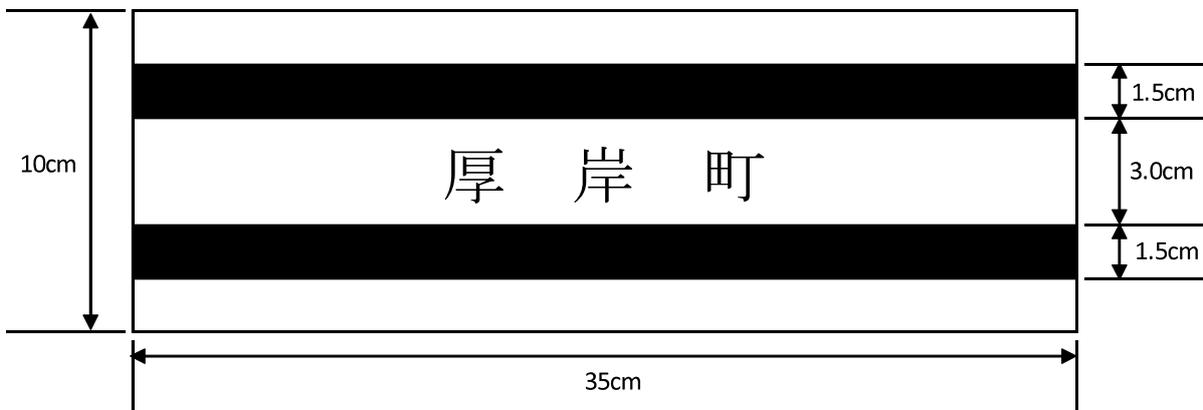
	地 区	住民組織の名称	連絡責任者
22	門 静	門静自治会	自治会長
23	苫 多	苫多自治会	〃
24	尾 幌	尾幌自治会	〃
25	上尾幌	上尾幌自治会	〃
26	太 田	太田自治会	〃
27	南片無去	南片無去自治会	〃
28	糸魚沢	糸魚沢自治会	〃
29	若 松	若松自治会	〃
30	トライベツ	トライベツ自治会	〃

○資料3 災害対策本部揭示板

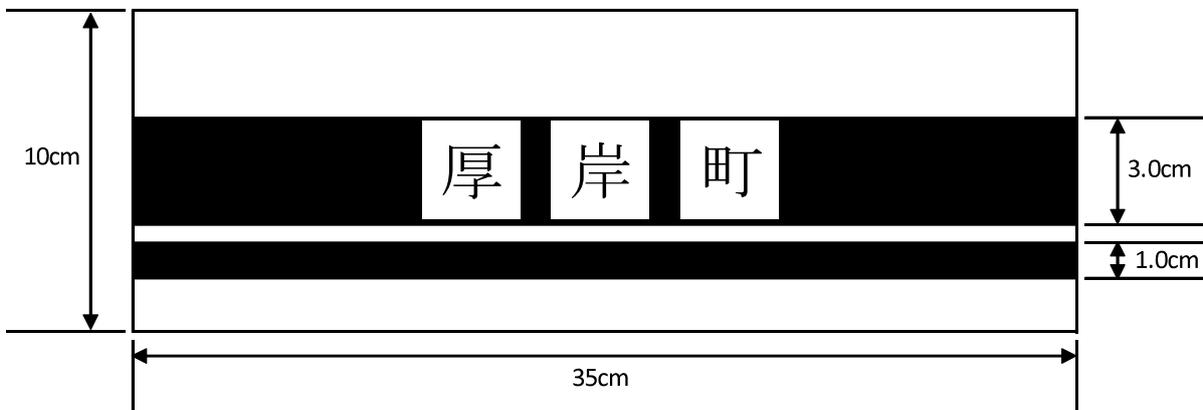


○資料4 腕章

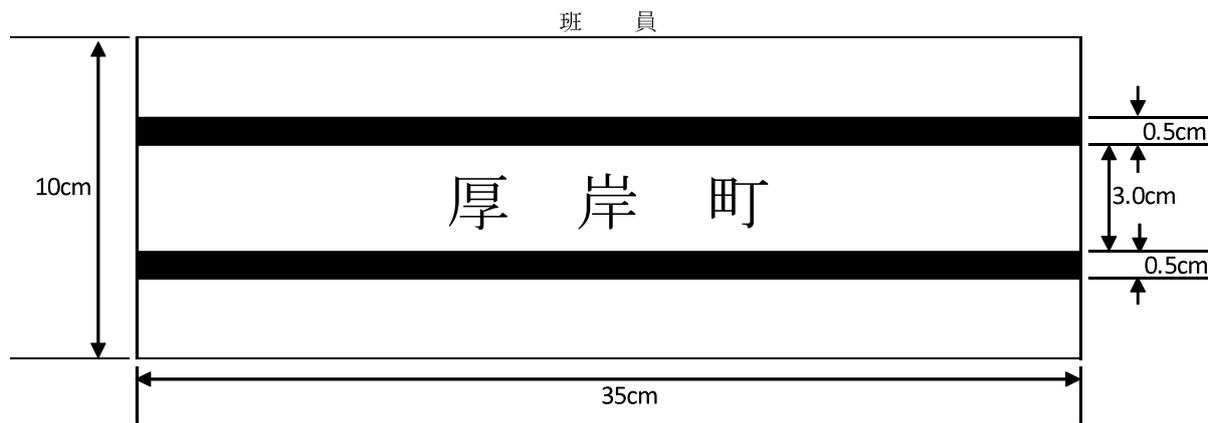
本 部 長



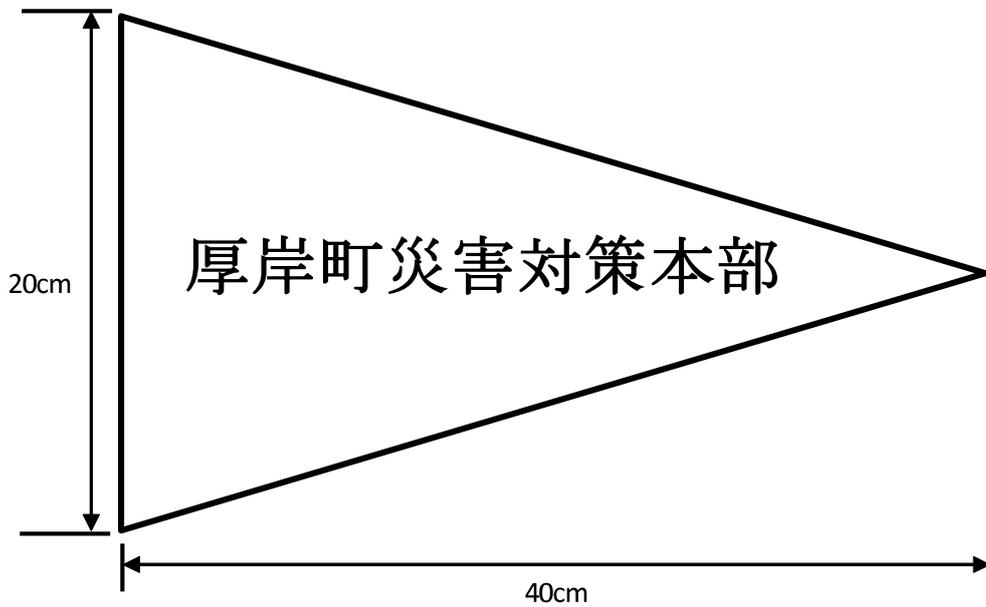
副本部長



○資料4 腕章つづき



○資料5 標旗



[消防]

○資料6 消防力の現況

1 釧路東部消防組合消防本部の職員配置（令和4年4月1日現在）

所属 \ 役職	消防長	総務課	警防課	計
釧路東部消防組合消防本部	1名	4名	3名	8名

2 厚岸消防署職員の配置（令和4年4月1日現在）

所属 \ 役職	消防署長	副署長	総務係	消防団係	警防係	予防指導係
厚岸消防署	1名	2名	4名	2名	5名	4名

所属 \ 役職	予防広報係	救急係	救助係
厚岸消防署	4名	3名	3名

3 厚岸消防団団員の配置（令和4年4月1日現在）

厚岸消防団	第1分団	湖南地区	床潭地区	末広地区	筑紫恋地区
団本部 16名 (内 女性消防団員 10名)	56名	36名	12名	3名	5名
	第2分団	湖北地区	尾幌地区	門静地区	糸魚沢地区
	48名	20名	12名	8名	8名
	第3分団	上尾幌地区	片無去地区		
	17名	13名	4名		
	第4分団	太田地区			
	21名	21名			

4 消防自動車等配置状況（令和4年4月25日現在）

区分 所属		広	指	消	水	小	小	高	人	水	そ
		報	揮	防	槽	型	型	規	員	難	の
		車	車	ポン	付	力	力	格	搬	救	他
		車	車	プ	ポン	ポン	積	救	送	助	の
		車	車	自	プ	付	載	急	車	車	車
		車	車	動	自	水	車	自	車	車	両
		車	車	車	動	槽	車	動	車	車	車
厚岸消防署		1	1	1	1	1		2	1	1	3
厚岸消防団	第1分団			2	1		3	1			
	第2分団			2			3				
	第3分団			1			1				
	第4分団			1							
計		1	1	7	2	1	7	3	1	1	3

5 消防水利保有数（令和4年4月1日現在）

水利区分 地区名		消 防 水 利				
		基 準 数	防 火 水 槽	消 火 栓 (公 設)	合 計 (基)	不 足 数 (基)
湖 北 地 区	港 町	12	0	12	12	0
	真 栄	15	4	11	15	0
	宮 園	23	5	19	24	-1
	宮 園 丘 陵	3	0	3	3	0
	白 浜	15	0	15	15	0
	住 の 江	7	4	3	7	0
	山 の 手	6	1	4	5	1
	光 栄	5	0	5	5	0
	門 静 (偕 楽 園)	7	0	7	7	0
	門 静	5	2	3	5	0
	太 田	18	9	9	18	0
	尾 幌	11	9	2	11	0
	上 尾 幌	10	10	0	10	0
	片 無 去	1	1	0	1	0
	片無去パイロット	1	0	1	1	0
	糸 魚 沢	2	2	0	2	0
	若 松	5	0	5	5	0
	ト ラ イ ベ ッ	1	0	1	1	0
	苫 多	0	0	0	0	0
	湖北地区小計	147	47	100	147	0
湖 南 地 区	松 葉	13	4	9	13	0
	若 竹	10	4	6	10	0
	梅 香	7	3	4	7	0
	湾 月	12	2	10	12	0
	有 明	2	0	2	2	0
	奔 渡	13	2	11	13	0
	床 潭	10	3	7	10	0
	筑 紫 恋	4	1	3	4	0
	末 広	3	2	1	3	0
	湖南地区小計	74	21	53	74	0
合 計	221	68	153	221	0	

[気象概況]

○資料7 気象観測データ1 (降水量、気温)

釧路地方 厚岸郡厚岸町太田

年	降水量(mm)				気温(°C)				
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低		
1977	124]	25]	7]	///	0.8]	5.2]	-3.8]	20.1]	-15.0]
1978	1128	81	19	///	5.3	9.6	1	30.4	-24.2
1979	1300	145	19	///	5.7	9.9	1.5	29.8	-19.1
1980	811	53	13	///	5	9.2	1	28	-19.2
1981	1252	75	15	///	4.7	8.9	0.8	28.3	-17.6
1982	880	56	19	///	5.8	9.8	1.6	27	-19.5
1983	1088	61	14	///	4.6	8.8]	0.8]	31.6	-18.4
1984	846	93	27	///	4.8	8.9	1	30.8	-18.7
1985	995	79	19	///	5.1	10.2]	2.0]	30.6	-23.3]
1986	1140	161	28	///	4.5	8.7	0.6	31.6	-19.5
1987	1102	121	21	///	5.1	9.4	1.1	28.1	-19
1988	1046	61	18	///	5	9	1	27.6	-18.1
1989	1415	114	29	///	6.3	10.1	2.5	29.3]	-15.7]
1990	1487	68	17	///	6.8	11	2.9	29	-18.6
1991	1007	80	21	///	6.2	10.3	2.3	27.6	-16.3
1992	1237	159	29	///	5.3	9.4	1.3	29.2	-17.1
1993	1313	77	16	///	5.2	9.1	1.3	25.5]	-15.5
1994	1228	88	23	///	5.7]	9.9]	1.7]	33.6	-19.9
1995	1224	47	12]	///	5.9	9.8	2.2	28.3	-16.8
1996	1028	86	25	///	5.1	9.1	1.1	26.8	-17.6
1997	1223	102	24]	///	5.7	9.9	1.9	27.6	-13.9
1998	1434	138	21	///	5.5	9.6	1.5	29.3	-19.1
1999	1083	97	31	///	6.3	10.6	2	32	-17.3
2000	1260	68	17	///	5.6	9.6	1.6	28.4	-18.8
2001	987	94	17	///	4.5	8.7	0.4	26.6	-21
2002	1111	70	20	///	5.4	9.5	1.6	29.4	-17.8
2003	1178	81	30	///	4.9	9.3	0.6	27.5	-19.5
2004	924	46	23	///	6.3	10.9	1.8	31.4	-16.1
2005	974	69	16	///	5.6	10	1.4	29.7	-16.9
2006	1439	105	38	///	5.8	9.9	1.7	31.1	-17.7
2007	1114	93	28	///	5.9	10.3	1.6	32.9	-14.9
2008	844.5	99.5	24.5	7.5]	5.9	10.4	1.6	29.6	-19.1
2009	1789.5	79.5	20.5	6	5.9	10.3	1.6	27.2	-15.7
2010	1448	96	53	18	6.6	10.9	2.3	34.7	-21.2
2011	1002.5	67.5	21.5	11	6	10.6	1.8	32.2	-16.1
2012	1246	103.5	20	9	5.6	9.9	1.6	31	-19
2013	1454.5	200.5	63	16.5	6	10.4	1.9	29.3	-19.1
2014	1286.5	109.5	28	7.5	6.1	10.9	1.6	29.7	-16.7
2015	1271.5	208	33	11	6.8	11.3	2.5	33.2	-15.1
2016	1590	134	45	15	6	10.5	1.7	29.7	-17.4
2017	935	56	15	8	5.9	10.5	1.4	32.2	-17.3
2018	1172	63.5	25	9	6.3	10.8	2	32.7	-16.8
2019	1079.5	104.5	21.5	8.5	6.5	11.2	1.8	34.6	-23.5
2020	971.5	59.0	36.5	11.0	6.7	11.2	2.5	32.8	-17.2
2021	1376.5	122.5	17.0	6.5	6.8	11.5	2.5	30.5	-16.6

○資料7 気象観測データ2 (風向・風速、日照時間、降雪量)

釧路地方 厚岸郡厚岸町太田

年	風向・風速 (m/s)					日照 時間 (h)	雪 (寒候年・cm)		
	平均 風速	最大風速		最大瞬間風速			降雪の 合計	日降雪の 最大	最深 積雪
		風速	風向	風速	風向				
1977	1.9]	10]	南東	///	///	513.1]	///	///	///
1978	2.2	13]	南東	///	///	2405.9	///	///	///
1979	2.2	14	北西	///	///	2254.2	///	///	///
1980	2.3	12	西北西	///	///	2058.1	///	///	///
1981	2.7	16	南東	///	///	2024.2	///	///	///
1982	2.7	13	西北西	///	///	2193.7	///	///	///
1983	2.6	12	///	///	///	2214.5	///	///	///
1984	2.6	12	南	///	///	2314.1	///	///	///
1985	2.7	11	南東	///	///	2270.6	///	///	///
1986	2.6	12	南東	///	///	2337.8	///	///	///
1987	2.7	14	南南東	///	///	2240	429	30	57
1988	2.6	15	東南東	///	///	1041.4]	396	22	42
1989	2.9	15	東南東	///	///	1662.4	361	42	44
1990	2.8]	17]	南東	///	///	1797.4	487	75	84
1991	2.8	15	南	///	///	1676.5	349	35	70
1992	2.9	13	南東	///	///	1692.8	456	23	41
1993	3	13	南南東	///	///	1561.8]	506	19	36
1994	3	12	南南東	///	///	1886.7	553	35	78]
1995	3	15	南	///	///	1582.2	467	43	43
1996	2.8	11	北西	///	///	1759.9	445	26	39
1997	2.8	14	南	///	///	1695.1	421	20	37
1998	2.8	14	北北西	///	///	1753.7	325	16	24
1999	2.8	16	南東	///	///	1892.9	441	51	51
2000	2.7	12	南東	///	///	1753.1	544	49	77
2001	2.7	13	東南東	///	///	1803.8	295	44	47
2002	2.8	15	南南東	///	///	1752.4	246	33	55
2003	2.7	13	南	///	///	1674.9	474	24	64
2004	2.7	15	南東	///	///	1862.7	445	56	92
2005	2.7	13	南東	///	///	1758.3	406	49	51
2006	2.8	14	南南東	///	///	1743.6	443	34	66
2007	2.6	14	南	///	///	2029.7	354	23	67
2008	2.6	16	南東	21.0]	南	1860.9	197	41	41
2009	2.9	15.6	南東	25.6	南東	1852.3	481	33	62
2010	3.1	14.4	南東	22.9	南南東	1823.1	652	27	82
2011	2.9	14.5	南東	23.5	南南東	1933.3	307	30	44
2012	3	16.6	南東	26.5	南東	1689	409	19	88
2013	3.1	17.5	///	29.9	南	1785.2	327	21	71
2014	3	13.8	南西	23.7	西北西	2052.8	234	27	58
2015	3.1	14.7	南西	25.2	///	1844.3	351	50	91
2016	3	17.7	南東	28.3	南東	1877.4	199	53	72
2017	2.9	18.2	南東	32	東南東	2036.4	252	35	94
2018	2.8	14.1	南南東	23.8	南南東	1812	263	28	56
2019	2.8	13.6	南東	23.3	西北西	2053.7	220	29	51
2020	2.8	14.5	南東	21.51	南東	1905.8	233	56	90
2021	3.0]	17.9]	南南東	28.9]	南南東	1671.0]	198	44	61

※ 表中

] 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています (資料不足値)。値そのものを信用することができず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上 (以下) であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

/// 欠測または観測を行っていない場合、観測を行っていないために合計値や平均値等が求められない場合に表示します。

○資料7 気象観測データ3 (観測史上1～10位の値)

釧路地方 厚岸郡厚岸町太田

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
日降水量 (mm)	208 (2015/9/19)	200.5 (2013/9/16)	161 (1986/9/4)	159 (1992/9/11)	145 (1979/10/19)	138 (1998/9/16)	134 (2016/9/9)	122.5 (2021/9/18)	121 (1987/10/17)	120 (2013/4/7)
日最大10分間 降水量 (mm)	18 (2010/8/12)	16.5 (2013/8/24)	15 (2016/9/9)	13.5 (2013/9/16)	11 (2020/10/13)	11 (2015/9/19)	11 (2011/6/22)	10.5 (2015/8/11)	10 (2016/8/22)	10 (2010/7/3)
日最大1時間 降水量 (mm)	63 (2013/9/16)	53 (2010/8/12)	45 (2016/9/9)	38 (2006/6/18)	36.5 (2020/10/13)	33 (2015/9/19)	31.5 (2013/8/24)	31 (2006/9/8)	31 (1999/7/14)	30.5 (2015/8/11)
月降水量の 多い方から (mm)	513.5 (2016/8)	375 (1992/9)	344 (1998/8)	329 (2019/8)	327.5 (2013/9)	317 (1994/9)	306 (2009/7)	302 (1986/9)	302 (1979/10)	299.5 (2015/9)
月降水量の 少ない方から (mm)	2 (1984/11)	4 (1982/2)	4.5 (2010/2)	6 (2008/1)	6 (1993/3)	7 (2011/1)	7 (2001/2)	7 (2000/2)	7 (1998/2)	8 (1996/2)
年降水量の 多い方から (mm)	1789.5 2009	1590 2016	1487 1990	1454.5 2013	1448 2010	1439 2006	1434 1998	1415 1989	1313 1993	1300 1979
年降水量の 少ない方から (mm)	811 1980	844.5 2008	846 1984	880 1982	924 2004	935 2017	971.5 2020	974 2005	987 2001	995 1985
日最高気温の 高い方から (°C)	34.7 (2010/8/7)	34.6 (2019/5/26)	33.6 (1994/8/8)	33.2 (2015/8/5)	32.9 (2007/8/15)	32.8 (2020/8/11)	32.7 (2018/8/1)	32.6 (2022/7/31)	32.3 (2019/7/31)	32.2 (2017/7/14)
日最高気温の 低い方から (°C)	-13.2 (1978/2/16)	-11.8 (1985/1/24)	-11.5 (1982/2/5)	-11.5 (1978/2/14)	-11.1 (1998/2/21)	-11.1 (1998/1/8)	-11.1 (1978/2/24)	-11 (1978/2/17)	-10.8 (1996/1/31)	-10.7 (2003/1/15)
日最低気温の 高い方から (°C)	21.9 (2010/8/7)	21.5 (1978/8/3)	21.4 (2012/9/19)	21.4 (1999/7/25)	21.2 (1999/8/17)	21 (1999/8/22)	21 (1985/8/9)	20.9 (2016/8/31)	20.9 (2016/8/20)	20.9 (2014/8/5)
日最低気温の 低い方から (°C)	-24.2 (1978/2/15)	-23.5 (2019/2/9)	-23.3 (1985/1/31)	-22.1 (1978/2/17)	-21.8 (1978/2/14)	-21.2 (2010/2/4)	-21.2 (1978/2/18)	-21 (2001/2/13)	-20.7 (1978/2/24)	-20.6 (1978/2/25)
月平均気温の 高い方から (°C)	20.5 (2010/8)	20.4 (2016/8)	20.3 (1994/8)	20.1 (1999/8)	19.8 (2006/8)	19.7 (1978/8)	19.4 (1989/8)	19.3 (2007/8)	19.1 (2020/8)	19.1 (2005/8)
月平均気温の 低い方から (°C)	-11 (1978/2)	-9.7 (1985/1)	-9.2 (2001/2)	-8.6 (1980/2)	-8.4 (1986/1)	-8.3 (1986/2)	-8.2 (1982/2)	-8.1 (1984/2)	-8 (2013/1)	-7.9 (2000/2)
年平均気温の 高い方から (°C)	6.8 2021	6.8 2015	6.8 1990	6.7 2020	6.6 2010	6.5 2019	6.3 2018	6.3 2004	6.3 1999	6.3 1989
年平均気温の 低い方から (°C)	4.5 2001	4.5 1989	4.6 1983	4.7 1981	4.8 1984	4.9 2003	5 1988	5 1980	5.1 1996	5.1 1987
日最大 風速・風向 (m/s)	18.2 南東 (2017/9/18)	17.9 南南東 (2021/12/1)	17.7 南東 (2016/8/17)	17.5 × (2013/11/10)	17 南東 (1990/11/10)	16.9 南東 (2021/11/10)	16.6 南東 (2012/4/3)	16.4 南東 (2012/4/4)	16 南東 (2008/5/20)	16 南東 (1999/5/5)
日最大瞬間 風速・風向 (m/s)	32.0 東南東 (2017/9/18)	29.9 南 (2013/11/10)	28.9 南南東 (2021/12/1)	28.3 南東 (2016/8/17)	26.5 南東 (2012/4/4)	26.0 南東 (2021/11/10)	25.6 南東 (2009/3/14)	25.5 × (2016/4/15)	25.5 南東 (2012/4/3)	25.2 × (2015/10/2)
月間日照時間の 多い方から (時間)	238.8 (2022/4)	193.5 (2021/4)	193.1 (2022/5)	192.6 (2021/6)	192.4 (2021/3)	191.9 (2021/12)	187.6 (2022/3)	187.1 (2022/1)	184.4 (2022/2)	164.9 (2021/9)
月間日照時間の 少ない方から (時間)	92.8 (2022/8)	106.7 (2022/7)	123.6 (2021/7)	129.1 (2022/6)	145.2 (2021/8)	150 (2021/10)	156.1 (2021/11)	160.8 (2021/5)	164.9 (2021/9)	184.4 (2022/2)
年間日照時間の 多い方から (時間)	1671.0] 2021	///	///	///	///	///	///	///	///	///
年間日照時間の 少ない方から (時間)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
積雪差日合計 (cm)	75 (1990/3/13)	56 (2020/3/5)	56 (2004/1/8)	53 (2016/1/19)	51 (1999/3/22)	50 (2014/12/17)	49 (2004/12/5)	49 (2000/1/20)	44 (2021/1/8)	44 (2000/12/19)
積雪差月合計 (cm)	181 (1990/3)	175 (2010/3)	167 (1994/2)	166 (1994/3)	163 (2000/1)	157 (2004/1)	147 (2009/12)	146 (2005/12)	144 (2000/3)	141 (1996/3)
積雪差寒候年 合計 (cm)	652 2010	553 1994	544 2000	506 1993	487 1990	481 2009	474 2003	467 1995	456 1992	445 2004
月最深積雪 (cm)	94 (2017/1/23)	92 (2004/3/5)	91 (2015/3/4)	90 (2020/3/6)	88 (2012/3/7)	84 (1990/3/13)	82 (2010/3/11)	82 (2004/2/23)	78] (1994/2/14)	77 (2000/3/24)

※寒候年とは、前年8月1日から当年7月31日までの期間のこと。

例：2016年寒候年 2015年8月1日から2016年7月31日までのこと。

] 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています(資料不足値)。値そのものを信用することができず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

[災害履歴・震度階級等]

○資料 8 過去の火災及び風水害等の記録

1 火災

年 月 日	原因	被害状況
昭和 49. 1. 8	たばこ	住宅 1 棟
4. 24	たばこ	船舶 1 隻
5. 16 ～ 5. 18	不明	林野
昭和 50. 7. 6	たばこ	その他 1 棟
7. 26	火あそび	住宅 1 棟
8. 30	火あそび	共同住宅 1 棟
昭和 51. 1. 26	その他	住宅 1 棟
6. 19	風呂かまど	住宅 1 棟
7. 7	ストーブ	その他 2 棟
昭和 52. 1. 20	その他	住宅 1 棟
11. 16	炉	併用住宅 1 棟
昭和 52. 11. 13	煙突煙道	住宅 1 棟
昭和 53. 1. 10	ストーブ	住宅 1 棟 ・ その他 1 棟
5. 15	火あそび	その他 1 棟
6. 6	不明	住宅 1 棟

年 月 日	原因	被害状況
昭和 53. 11. 10	配線器具	その他 3棟
12. 18	不明	その他 1棟
昭和 54. 1. 12	ストーブ	その他 1棟
3. 4	不明	その他 1棟
10. 27	こんろ	住宅 1棟
10. 27	電気機器	その他 3棟
昭和 55. 1. 8	溶接機・切断機	その他 1棟
4. 19	不明	その他 2棟
7. 29	不明	その他 1棟
昭和 56. 2. 18	風呂かまど	住宅 1棟
昭和 57. 1. 9	こんろ	共同住宅 1棟
3. 2	かまど	住宅 1棟
昭和 58. 11. 4	不明	住宅 1棟
昭和 59. 9. 23	電機機器	その他 2棟
昭和 60. 6. 19	風呂かまど	住宅 1棟 ・ その他 1棟

年 月 日	原因	被害状況
昭和 60. 6. 29	風呂かまど	併用住宅 1棟
9. 18	その他	その他 1棟
昭和 61. 8. 1	不明	住宅 3棟 ・ その他 3棟
昭和 63. 8. 1	たばこ	住宅 1棟 ・ その他 1棟
昭和 63. 10. 4	その他	敷地内所有物
12. 7	溶接機・切断機	その他 1棟
平成 元. 4. 13	電機機器	併用住宅 1棟
5. 26	配線器具	住宅 1棟
平成 2. 4. 20	ストーブ	その他 1棟
10. 23	たばこ	住宅 1棟
平成 3. 4. 2	火あそび	その他 3棟
6. 24	衝突の火花	普通自動車 2台
平成 4. 2. 10	溶接機・切断機	船舶 1隻
平成 5. 7. 20	不明	その他 1棟
平成 6. 8. 15	火あそび	住宅 1棟

年 月 日	原因	被害状況
平成 7. 2. 6	電灯電話等の配線	住宅 1 棟
2. 22	風呂かまど	住宅 1 棟
4. 28	不明	住宅 1 棟
9. 22	不明	住宅 1 棟 ・ その他 2 棟
平成 8. 1. 3	不明	住宅 2 棟
1. 8	放火の疑い	その他 4 棟 ・ 船舶 1 隻 ・ 原野
3. 11	不明	その他 1 棟
平成 9. 6. 11	配線器具	併用住宅 1 棟
平成 10. 7. 16	その他	その他 1 棟
8. 27	不明	船舶 1 隻
平成 12. 7. 28	電灯電話等の配線	住宅 1 棟
平成 14. 2. 10	不明	住宅 1 棟
10. 6	不明	住宅 1 棟
平成 15. 8. 12	不明	併用住宅 1 棟
11. 20	放火	住宅 1 棟

年 月 日	原因	被害状況
平成 20. 9. 22	電気装置	住宅 1 棟
平成 21. 3. 22	電気装置	その他 1 棟
9. 15	電話電灯等の配線	住宅 1 棟
平成 23. 3. 18	不明	住宅 1 棟
平成 25. 3. 27	不明	住宅 1 棟
平成 26. 12. 17	排気管	除雪トラック 1 台
平成 28. 5. 6	不明	その他 3 棟
8. 1	電気装置	その他 1 棟
平成 29. 1. 8	配線器具	住宅 1 棟
29. 2. 1	ガスバーナーでマンホールの蓋を解氷していた際、住宅土台に着火	住宅 1 棟
29. 6. 21	干していた軍手が下にあったストーブの天板上に落下し着火	休憩所 1 棟
29. 7. 6	ロールベアラーの駆動シャフトベアリング部分に摩擦熱が生じ、牧草に着火	ロールベアラー 1 台
29. 8. 27	不明	原動機付自転車 1 台
平成 30. 9. 17	不明	物置 1 棟、薪置場 1 棟
30. 11. 12	不明	船舶 1 隻

年 月 日	原因	被害状況
平成 30. 12. 4	電灯電話等の配線	ホイールローダ 1台
30. 12. 19	その他の移動可能な電熱器	牛舎 2棟
令和 1. 6. 26	バーナー	住宅 1棟
1. 9. 11	軸受	ロールベアラー 1台
1. 10. 18	不明	敷地内廃棄物集積場
1. 11. 27	電灯電話等の配線	太陽光パネル接続箱、他 1機
令和 2. 1. 21	ストーブ	空家 2棟、物置 1棟 車庫 1棟、倉庫 1棟
2. 8. 25	焼却炉	その他 1棟、敷地内所有物
2. 11. 22	その他	堆肥舎 1棟
令和 3. 3. 19	焼却炉	牧野
3. 6. 26	ゴミ焼き	住宅敷地内の枯草 1,423.34m ²
3. 7. 3	不明	J R北海道花咲線内 枕木 1本
3. 9. 1	電気配線の短絡	大型トラック 1台
令和 4. 2. 23	ストーブの輻射熱	共同住宅 1棟（部分焼）
4. 8. 30	不明	トラクター 1台

2 風水害等

年 月 日	被害場所	被 害 状 況	被害額 (千円)
昭和 29. 5. 9	全 域	低気圧による暴風雨により漁船遭難3隻(行方不明24人)中破2隻、小破9隻	
昭和 45. 1. 31	全 域	低気圧による暴風雨、高潮により漁船の流失、破損及び海産干場の決壊等海岸に被害、雨量55.5ミリ、最大風速30.5メートル	
昭和 46. 9. 11	全 域	台風26号による大雨、高潮により住宅、漁業に被害	226,194
昭和 47. 2. 27	全 域	低気圧による暴風雨により住宅破損4戸、漁船破損13隻等の被害	130,168
9. 17	全 域	台風20号による暴風雨、波浪により住宅半壊1戸、河川決壊2箇所、道路決壊2箇所、漁船破損17隻の被害、雨量135.5ミリ、最大風速31.2メートル	306,645
昭和 48. 4. 17	全 域	風雨、波浪により土木(道路)に被害	40,000
昭和 50. 3. 22	全 域	大雨、融雪により主に湾月町地区で床上浸水20戸、床下浸水115戸の被害、雨量84ミリ	4,283
5. 18	全 域	大雨により主に湾月町地区で水害、住宅半壊1戸、床上浸水12戸、床下浸水51戸、道路決壊11箇所、土砂流出10箇所、雨量169ミリ	141,024
昭和 51. 9. 14	全 域	台風17号による大雨により床上浸水3戸、床下浸水5戸の被害	70
10. 21	全 域	低気圧による暴風雨により土木(道路)に被害	25,200
12. 16	全 域	大雪により農業施設(D型ハウス)全壊21棟等の被害	
昭和 52. 4. 18	全 域	風雨波浪により土木(道路)に被害	25,500
7. 1	全 域	大雨、波浪による被害	3,000
昭和 53. 4. 6	全 域	低気圧による暴風雨、高潮により海岸決壊5箇所、道路決壊4箇所、漁港施設破損5箇所の被害	408,000
昭和 54. 4. 8	全 域	大雨、融雪により尾幌川増水、門静地区床上浸水10戸、道路決壊23箇所	409,431
10. 1	全 域	台風16号による暴風雨により住宅、道路に被害	90,300
10. 19	全 域	台風20号による暴風雨により住の江地区の地すべり発生、住宅全壊2戸、半壊1戸、破損3戸、漁業、林業、土木に被害大	1,068,444
昭和 56. 4. 8	全 域	融雪による道路の被害	10,000
4. 21	全 域	融雪による道路の被害	10,000

年 月 日	被害場所	被 害 状 況	被害額 (千円)
昭和 29. 5. 9	全 域	低気圧による暴風雨により漁船遭難3隻(行方不明24人)中破2隻、小破9隻	
昭和 45. 1. 31	全 域	低気圧による暴風雨、高潮により漁船の流失、破損及び海産干場の決壊等海岸に被害、雨量55.5ミリ、最大風速30.5メートル	
昭和 46. 9. 11	全 域	台風26号による大雨、高潮により住宅、漁業に被害	226,194
昭和 47. 2. 27	全 域	低気圧による暴風雨により住宅破損4戸、漁船破損13隻等の被害	130,168
9. 17	全 域	台風20号による暴風雨、波浪により住宅半壊1戸、河川決壊2箇所、道路決壊2箇所、漁船破損17隻の被害、雨量135.5ミリ、最大風速31.2メートル	306,645
昭和 48. 4. 17	全 域	風雨、波浪により土木(道路)に被害	40,000
昭和 50. 3. 22	全 域	大雨、融雪により主に湾月町地区で床上浸水20戸、床下浸水115戸の被害、雨量84ミリ	4,283
5. 18	全 域	大雨により主に湾月町地区で水害、住宅半壊1戸、床上浸水12戸、床下浸水51戸、道路決壊11箇所、土砂流出10箇所、雨量169ミリ	141,024
昭和 51. 9. 14	全 域	台風17号による大雨により床上浸水3戸、床下浸水5戸の被害	70
10. 21	全 域	低気圧による暴風雨により土木(道路)に被害	25,200
12. 16	全 域	大雪により農業施設(D型ハウス)全壊21棟等の被害	
昭和 52. 4. 18	全 域	風雨波浪により土木(道路)に被害	25,500
7. 1	全 域	大雨、波浪による被害	3,000
昭和 53. 4. 6	全 域	低気圧による暴風雨、高潮により海岸決壊5箇所、道路決壊4箇所、漁港施設破損5箇所の被害	408,000
昭和 54. 4. 8	全 域	大雨、融雪により尾幌川増水、門静地区床上浸水10戸、道路決壊23箇所	409,431
10. 1	全 域	台風16号による暴風雨により住宅、道路に被害	90,300
10. 19	全 域	台風20号による暴風雨により住の江地区の地すべり発生、住宅全壊2戸、半壊1戸、破損3戸、漁業、林業、土木に被害大	1,068,444
昭和 56. 4. 8	全 域	融雪による道路の被害	10,000
4. 21	全 域	融雪による道路の被害	10,000

年 月 日	被害場所	被 害 状 況	被害額 (千円)
昭和 56. 5. 30	全 域	低気圧による大雨により床下浸水10戸、道路決壊15箇所の被害、雨量79ミリ	137,300
8. 5	全 域	台風12号による大雨により苫多地区海産干場決壊3箇所、土木、林業に被害、雨量73ミリ	178,900
8. 22	全 域	台風15号による暴風雨、高潮によりデントコーン倒伏46ha、D型ハウス倒壊1棟、ビニールハウス倒壊2棟、漁港施設決壊8箇所、海産干場決壊138戸分83,000㎡	144,882
10. 19	全 域	低気圧による暴風雨により漁業（漁具）に被害	83,616
昭和 58. 2	海岸沿	流氷による漁業への被害	601,956
昭和 59. 7. 19	全 域	低気圧による大雨により床上浸水6戸、床下浸水27戸、河川決壊1箇所、道路決壊6箇所、畑の冠水105haに被害、雨量108ミリ	207,500
昭和 60 4. 2	全 域	融雪により農業、土木、林業に被害	26,900
7. 1	全 域	台風6号により水産、林業に被害	9,950
昭和 61. 3	全 域	流氷による漁業への被害	121,446
9. 3	全 域	低気圧による大雨により住宅、農業、土木、水産、林業に被害大	1,009,575
昭和 62. 8. 31	全 域	台風12号による暴風雨により住宅、林業、文教施設に被害	2,282
10. 17	全 域	低気圧による暴風雨により住宅、農業、土木、林業に被害	138,214
昭和 63. 4. 20	全 域	低気圧による融雪により道路（桜通り）に被害	45,000
5. 13	全 域	低気圧による大雨により道路、林業に被害	4,560
平成 元. 7. 1	全 域	低気圧による大雨により道路（床潭末広間）決壊の被害	20,000
8. 16	全 域	台風14号による大雨により床下浸水13戸、道路決壊29箇所の被害、災害対策本部設置	10,590
平成 2. 11. 5	全 域	低気圧による暴風、高潮により住宅、漁具、水道施設に被害	126,535
平成 3. 9. 28	全 域	台風19号による暴風により漁具、公共施設（学校、ゴミ処理場等）に被害	75,063
平成 10. 9. 16	全 域	台風5号による大雨により床上浸水1戸、床下浸水5戸、道路決壊8箇所、高潮によりJR花咲線線路決壊、災害対策本部設置	
平成 17. 7. 27	全 域	台風7号による水道施設破損により6戸に被害、海産干場決壊1戸	1,100

年 月 日	被害場所	被 害 状 況	被害額 (千円)
平成 18. 6. 18	太田・トライ ベツ	低気圧により道路決壊 4 箇所	1,966
10. 7	全 域	低気圧による大雨により床上浸水 3 戸、床下浸水 3 戸、水産被害 327 件、道路決壊 5 箇所、尾幌小中学校屋根鉄板落下 3,436 千円	515,235
平成 19. 1. 7	全 域	低気圧通過に伴い床下浸水 2 戸、住家一部破損 3 戸、水産被害 54 件	7,516
7. 22	全 域	大雨により土砂崩れ発生、奔渡地区 9 世帯 40 人に避難指示発令、床上浸水 1 戸、床下浸水 6 戸	91,482
平成 20. 3. 31	全 域	暴風雪により住家一部破損 14 棟、水産被害 16 件、停電 1,920 戸	27,655
5. 20	全 域	暴風により住宅等破損 2 棟、倒木 5 件、停電 260 戸	
平成 21. 2. 20	全 域	波浪により床潭護岸陥没	2,000
10. 8	全 域	台風 18 号による公共施設、水産施設被害 1,203 千円、床潭漁港海岸波浪による地盤沈下拡大 1,000 千円	2,203
平成 22. 9. 19	全 域	局地的大雨により床下浸水 2 戸	
平成 23. 9. 22	全 域	台風 15 号による床下浸水 1 戸、停電 400 戸	
平成 24. 4. 4	全 域	低気圧により床上浸水 1 戸、床下浸水 2 戸	
5. 6	全 域	落雷により被害。公共施設 606 千円、文教施設 4,155 千円	4,761
平成 25. 4. 7 ～ 10	全 域	低気圧による暴風雨により床上浸水 1 戸、床下浸水 3 戸 国道 44 号通行止め（門静）、（サンヌシ～糸魚沢 8 日～10 日）	2,487
9. 16 ～ 19	全 域	台風 18 号による暴風雨により半壊 7 戸、床上浸水 6 戸、床下浸水 11 戸、尾幌地区でダウンバースト発生、災害対策本部設置、門静取水場冠水により 4,107 世帯断水、給水活動のため自衛隊に災害派遣要請、避難所開設（上尾幌、役場 27 人）、公共施設等被害 75,965 千円、農業・水産業被害多数、1 時間 63mm、総雨量	75,965
11. 10	全 域	低気圧による暴風雨により住宅・商業施設等被害（屋根剥離等） 34 件	
平成 26. 3. 21	全 域	暴風雪による国道号通行止めのため、帰宅困難者 1 名を役場に受入れ	
6. 13	全 域	低気圧による大雨により御供山治山施設地すべり 1 箇所	
12. 16 ～ 18	全 域	暴風雪により農水産業被害。港町道道冠水。上尾幌地区で電線断線により 15 時間停電。町内光ケーブル断線 100 件。避難所 2 箇所開設	11,241
平成 27. 1. 17	全 域	低気圧による強風で公共施設被害 254 千円	254

年 月 日	被害場所	被 害 状 況	被害額 (千円)
平成 27. 1. 23	全 域	大雪により道道2路線通行止め、臨時休校8校	
1. 31 ～ 2. 2	全 域	風雪により道道3路線・町道1路線通行止め、臨時休校2校	
2. 15	全 域	風雪により国道・道道4路線通行止め（コンキリエに避難所開設）、臨時休校3校	
3. 5	全 域	強風により農業被害14件	
3. 10 ～ 11	全 域	強風による農業被害4件、屋根の剥離等7件	
9. 10 ～ 12	海岸沿	台風17号による波浪により、干場下斜面浸食（幌万別）	
9. 19	全 域	低気圧による大雨により床上浸水1件、冠水3箇所	
10. 1 ～ 2	全 域	低気圧による強風により農業被害11件、水産被害11件	
10. 8	全 域	台風23号による強風により道道1路線通行止め、公共施設3件、水産被害18件、臨時休校7校	
平成 28. 1. 18	全 域	低気圧による暴風雪により臨時休校8校、道道2路線通行止め	
6. 17	全 域	低気圧による大雨により地すべり（筑紫恋、苫多）発生。町道（筑紫恋道路）通行止め	
8. 9	海岸沿	台風5号による波浪により、床潭港の緩傾斜護岸（護岸ブロック沈下）被害	
8. 17	全 域	台風7号により地すべり及び倒木発生。道道1路線通行止め。倒木による停電発生（床潭、末広、糸魚沢、トライベツ、若松）。情報通信基盤施設のケーブル断線発生	3,247
8. 21	全 域	台風11号及び9号により地すべり（沖万別）発生。	
9. 8	全 域	温帯低気圧により土砂崩れ（奔渡及び筑紫恋）発生。道路冠水により道道123号別海厚岸線一時通行止め。奔渡公住1の通りにおいても道路冠水発生。	3,634
平成 29. 9. 18	全 域	台風18号によりデントコーンの倒伏多数。牛舎やD型ハウス等農業施設の被害が多かった。また、住宅の屋根や外壁の剥離、倒木等強風による被害が相次いだ。	53,207
10. 23	全 域	台風21号により屋根の剥離。また、尾幌、沖万別等で停電発生。	
12. 25 ～ 26	全 域	低気圧に伴う強風により公共施設に被害	220
平成 30. 1. 10	真 栄	強風によりプレハブの鉄板が剥離	
30. 3, 9	白 浜	低気圧接近に伴う豪雨により道路に冠水が発生	

年 月 日	被害場所	被 害 状 況	被害額 (千円)
平成 30. 10. 1	全 域	台風24号の通過に伴う強風により風害が発生	
平成 31. 1. 16	松 葉	強風により住宅屋根のトタンが剥離し、飛散	
31. 3. 12	奔 渡	強風により軒先のトタンが剥離し、飛散	
31. 4. 16	松 葉	強風により住宅屋根のトタンが剥離し、飛散	
令和 1. 5. 20	床 潭	強風により住宅の外壁が剥離し、飛散	
1. 11. 14	湾 月	強風により物置屋根のトタンが剥離し、飛散	
1. 12. 4	全 域	強風により風害が発生	
令和 2. 3. 10 ～ 3. 11	全 域	低気圧接近に伴う暴風雨により風水害が発生、主要道路の冠水により国道等が通行止めとなり、また、床下浸水等の被害が生じた住宅も発生した。	
2. 3. 13	宮 園	強風により空家の外壁及び軒先のトタンが剥離	
2. 6. 2	真 栄	強風により倉庫外壁トタンが剥離	
2. 9. 27	白 浜	強風により空家のテレビアンテナが転倒	
令和 3. 2. 16 ～ 2. 17	全 域	発達した低気圧による暴風・高潮により、住家被害5件、公共施設被害8件、水産被害4件、道道2路線、町道1路線通行止め、臨時休校7校	25,609
3. 4. 13	真 栄 上尾幌	強風により物置屋根のトタンが剥離、公共施設に被害	2,059
3. 8. 10 ～ 8. 11	全 域	発達した低気圧による暴風雨により、住家被害5件、非住家被害5件、公共施設被害1件、水産関係被害1件	50
3. 11. 24	光 栄	強風により車庫シャッターの破損、屋根の一部剥離	
3. 12. 1 ～ 12. 3	全 域	発達した低気圧による暴風・高潮により、住家被害1件、非住家被害3件、公共施設被害1件、臨時休校6校	
令和 4. 1. 15	筑紫恋	強風により車庫シャッターの破損及び屋根の一部剥離	
4. 3. 7	湾 月	強風により車庫の屋根トタンが剥離	
4. 4. 27	真 栄	強風により倉庫の屋根トタンが剥離	
4. 10. 10	尾 幌	強風により倉庫の屋根トタンが剥離	

年 月 日	被害場所	被 害 状 況	被害額 (千円)
4. 10 17	梅 香	強風により住宅（空家）の破風板が剥離	

○資料 9 過去の地震・津波の記録

発震年月日	時 分	震央地名	マグニ チュード	震 度	津 波 等 被 害 状 況
天保 14. 4. 25 (1843年)		根室半島南 東沖	7. 5		津波の高さ(最大) 5.0m、死者45名、 家屋破損75戸、船舶破損61隻
昭和 27. 3. 4 (1952年)	10:22	十勝沖 1952年「十 勝沖地震」	8. 2	【5】	津波の高さ(最大) 3.9m、死者3名、 重傷者18名、家屋流出全壊50戸、半壊62戸、 浸水16戸、漁船被害156隻等 床潭地区で大きな被害を受ける。 被害額 147,630千円
昭和 35. 5. 23 (1960年)	4:11	チリ沖 「チリ沖地 震津波」	8. 5	0	津波の高さ(最大) 4.1m、水産物(カキ、 アサリ)、水産施設に被害 被害額 326,029千円
昭和 48. 6. 17 (1973年)	12:55	根室半島南 東沖 「1973年6 月17日根室 半島沖地震」	7. 4	※5	津波の高さ(最大) 2.5m、住宅破損6戸、 漁船流出1隻、自動車流出1台、道路決壊 1箇所 被害額 32,998千円
平成 5. 1. 15 (1993年)	20:06	釧路沖 「平成5年 (1993年) 釧路沖地震」	7. 5	※6	重傷1人、軽傷25人、住宅一部損壊574棟、 その他道路、漁港、教育施設等に被害 被害額 2,517,777千円
平成 6. 10. 4 (1994年)	22:22	北海道東方沖 「平成6年 (1994年) 北海道東方沖 地震」	8. 2	6	重傷1人、軽傷3人、住宅一部損壊89棟、 その他道路、漁港、教育施設等に被害 被害額 671,860千円
平成 15. 9. 26 (2003年)	4:50	釧路沖〔十勝 沖〕「平成15 年(2003年) 十勝沖地震」	8. 0	6弱	軽傷10人、住宅一部損壊88棟、その他道路、 漁港、教育施設等に被害 被害額 671,860千円
平成 16. 11. 29 (2004年)	3:32	釧路沖	7. 1	5弱	重傷1人、軽傷2人、教育施設等に被害 被害額 1,075千円
平成 16. 12. 6 (2004年)	23:15	根室半島南 東沖	6. 9	5強	軽傷2人、町営住宅、教育施設等に被害 被害額 2,906千円
平成 17. 1. 18 (2005年)	23:09	釧路沖	6. 4	5強	町営住宅、カキ種苗センター、教育施設等に 被害 被害額 4,286千円
平成 18. 11. 15 (2006年)	20:14	千島列島東 方	7. 9	2	20:29津波警報発表 1,223人避難 津波の高さ 0.2m
平成 19. 1. 13 (2007年)	13:23	千島列島東 方	8. 2	3	13:36津波警報発表 334人避難 津波の高さ 0.2m
平成 19. 8. 17 (2007年)	8:41	ペルー沿岸	7. 9	0	1:05津波注意報発表 津波の高さ 0.1m
平成 20. 9. 11 (2008年)	9:21	十勝沖	7. 0	3	9:24津波注意報発表 津波の高さ 0m
平成 21. 9. 30 (2009年)	2:48	サモア諸島	8. 3	0	9:00津波注意報発表 津波の高さ 0m
平成 22. 2. 27 (2010年)	15:34	チリ沿岸	8. 6	0	9:33(2/28)津波警報発表 754人避難 津波の高さ 0m
平成 23. 3. 11 (2011年)	14:46	三陸沖 「東北地方 太平洋沖地 震」(東日 本大震災)	9. 0	3	14:49 津波注意報発表 15:14 津波警報発表 津波の高さ 第1波(19:43) 3m 第2波(21:00) 3m 停電、国道・道道通行止、1,024人避難 床上浸水67戸、床下浸水165戸、住宅、 工場、水産施設、車両等に被害

発震年月日	時 分	震央地名	マグニ チュード	震 度	津 波 等 被 害 状 況
平成 24. 3. 14 (2012年)	18:08	三陸沖	6.9	3	18:35津波注意報発表 津波の高さ 6 c m (根室花咲) 9 c m (浜中)
平成 25. 2. 2 (2013年)	23:17	十勝地方南部	6.5	5弱 [※1] 4 [※2]	公共施設に被害
平成 25. 2. 6 (2013年)	10:12	南太平洋サン タクルーズ諸 島	8.0	0	14:41津波注意報発表 津波の高さ 10 c m (釧路) 13 c m (根室花咲)
平成 26. 4. 2 (2014年)	8:46	チリ北部沿岸	8.2	0	3日3:00津波注意報発表 津波の高さ 18 c m (釧路・根室花咲・浜中)
平成 27. 9. 17 (2015年)	7:54	チリ中部沿岸	8.3	0	18日3:00津波注意報発表 津波の高さ 21 c m (釧路・根室花咲) 27 c m (浜中)
平成 30. 9. 6 (2018年)	3:07	胆振地方中東部	6.7	2	3:25停電発生 軽傷1人、酪農家、商店、キノコ菌床センター等 に被害 被害額 562,745千円

○資料10 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。掘付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

[地震関係資料]

○資料11 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価

【活断層】

主要断層帯	地震規模	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
函館平野西縁断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	ほぼ0～3%	13000年～17000年	14000年前以後
黒松内低地断層帯	7.3程度以上	2～5%以下	3～9%以下	7～20%以下	3600年～5000年程度以上	約5900年前～4900年前
石狩低地東縁断層帯 (主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～0.002%	1000年～2000年程度	1739年前～1885年
同 (南部)	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度以上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年～15000年程度	約11000年前～2200年前
増毛山地東縁断層帯・ 沼田～砂川付近の断層帯 (増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以上	不明
同(沼田～砂川付近の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
富良野断層帯(西部)	7.2程度	ほぼ0～0.03%	ほぼ0～0.06%	ほぼ0～0.1%	4000年程度	2世紀～1739年
同 (東部)	7.2程度	ほぼ0～0.01%	ほぼ0～0.02%	ほぼ0～0.05%	9000年～22000年程度	約4300年前～2400年前
十勝平野断層帯(主部)	8.0程度	0.1～0.2%	0.2～0.3%	0.5～0.6%	17000年～22000年程度	不明
同 (光地園断層)	7.2程度	0.1～0.4%	0.2～0.7%	0.5～1%	7000年～21000年程度	約21000年前以後に 2回
標津断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年～8000年	約5100年前以後

(注) 令和2年1月1日現在

○資料12 道東における想定地震津波

(出典：平成17年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書)

1 建物被害予測結果

町名	根室沖・釧路沖の地震				十勝沖・釧路沖の地震				500年間隔地震				備 考
	全壊	半壊	床上	床下	全壊	半壊	床上	床下	全壊	半壊	床上	床下	
厚岸町	3	12	79	62	17	51	89	305	84	158	957	441	構造物の効果あり
	3	21	84	93	33	60	92	398	117	259	944	560	構造物の効果なし

2 人的被害予測結果（死者数）

町名	根室沖・釧路沖の地震				十勝沖・釧路沖の地震				500年間隔地震				備 考
	低・夏	低・冬	高・夏	高・冬	低・夏	低・冬	高・夏	高・冬	低・夏	低・冬	高・夏	高・冬	
厚岸町	2	1	0	1	6	6	0	4	12	12	1	1	構造物の効果あり
	2	2	0	1	10	11	1	7	19	20	3	3	構造物の効果なし

3 人的被害予測（負傷者数）

町名	根室沖・釧路沖の地震				十勝沖・釧路沖の地震				500年間隔地震				備 考
	重傷夏	重傷冬	中等夏	中等冬	重傷夏	重傷冬	中等夏	中等冬	重傷夏	重傷冬	中等夏	中等冬	
厚岸町	356	255	861	616	159	124	385	299	135	109	327	264	構造物の効果あり
	357	256	864	619	168	135	405	325	155	126	374	303	構造物の効果なし

4 道路被害予測結果（被害延長）

町名	延長 (km)	根室沖・釧路沖の地震	十勝沖・釧路沖の地震	500年間隔地震	備 考
厚岸町	530.89	1.85	17.81	47.40	構造物の効果あり
		11.66	20.42	52.65	構造物の効果なし

5 道路被害予測結果（被害区間）

町名	区間数	根室沖・釧路沖の地震	十勝沖・釧路沖の地震	500年間隔地震	備 考
厚岸町	989	3	61	303	構造物の効果あり
		9	87	333	構造物の効果なし

6 ライフライン被害予測結果

町名	根室沖・釧路沖の地震					十勝沖・釧路沖の地震					備 考
	上水道	下水道	ガス	電力	電話	上水道	下水道	ガス	電力	電話	
厚岸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	構造物の効果あり
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	構造物の効果なし

町名	500年間隔地震				
	上水道	下水道	ガス	電力	電話
厚岸町	0	0	0	1	1
	0	0	0	1	1

[災害危険箇所等]

○資料13 水防区域（平成19年11月30日現在）

番 号		危 険 区 域							予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画	
一連	図面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域延長 (m)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他	実施機関	概 要
18	1	厚岸町	湾月町	汐見川	瀬用河川汐見川	河口から1.2	両岸 600	溢水	238				町	護岸工事昭和50年度から実施中
19	2	厚岸町	床潭	床潭川	普通河川床潭川	河口から0.19 ～0.34	両岸 150	溢水	6	床潭小学校1			町	昭和58年度から60年度公共完成
20	3	厚岸町	上尾幌	尾幌川	2級河川尾幌川	河口から12.0 ～15.0	両岸 3,000	冠水	6			採草地6ha	道 (建設部)	平成元年度から平成14年度公共完成
21	4	厚岸町	尾幌	尾幌川	2級河川尾幌川	河口から7.5	両岸 7,500	冠水	4			採草地9.6ha	道 (建設部)	平成4年度から実施中

○資料14 市街地における低地帯の浸水予測区域（平成19年11月30日現在）

番 号		危 険 区 域 の 現 況					予 想 さ れ る 被 害				法令等における指定状況				整 備 計 画				
一連	図面	市町村名	地区名	場 所	危険区域 面積(ha)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設(棟)	道 路	その他	指定 機関	法令名	指定年 月日	指定 番号	危険区域との関連		実施 機関	概 要	
															全部	一部			
20	1	厚岸町	港町地区	港町	1.95	高潮等の海面上昇による、道路冠水	87	生活改善センター、真電保育所	港町3条通り、西3の通り、湖岸通り、2条通り、中通り、西1の通り、東5の通り									町	計画検討中
21	2	厚岸町	宮園地区	宮園鉄北	0.46	高潮等により、旧尾幌1号川が影響し、配水施設から溢水による道路冠水	152		宮園公園1の通り、真竜中学校通り									町	計画検討中
22	3	厚岸町	奔渡町・松葉町地区	奔渡町1丁目、松葉町4丁目	0.06	高潮等の海面上昇による、道路冠水	17		松葉町通り									町	計画検討中
23	4	厚岸町	奔渡町地区	奔渡町1～3丁目	0.13	高潮等の海面上昇による、道路冠水	10		奔渡町湖岸通り・奔渡町7の通り	厚岸漁協								町	計画検討中

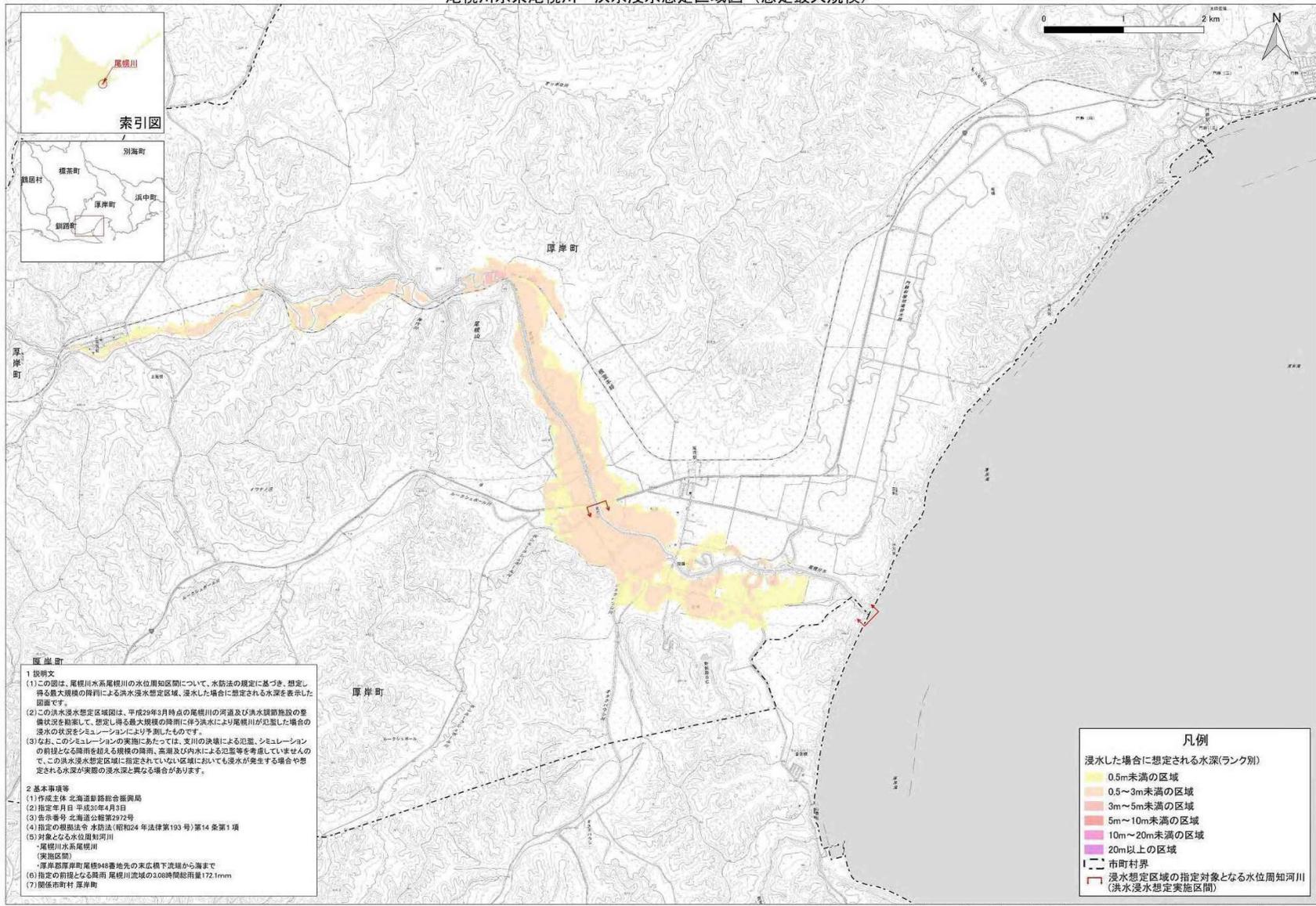
○資料15 高波・高潮・津波等危険区域（平成19年11月30日現在）

番号		危険区域の現況						予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
一連	図面	市町村名	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の範囲	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域への到達		実施機関	概要
																全部	一部		
38	1	厚岸町	床潭	2,646	2,646	1,400 (漁港用保全施設との計)	2.5mの高波	90				道	海岸法	S39.3.6	571	○		道 (水産林務部)	突堤計画13基(10基完成)離岸堤計画11基(11基完成)護岸(傾斜式)計画584m(584m完成)
39	2	厚岸町	厚岸漁港 (湾月・若竹地区)	1,487	1,487	1,329 (漁港用保全施設との計)	2.5mの高波	40				道	海岸法	S34.7.14	1106	○		道 (水産林務部)	護岸1,392m完成 船揚場865m完成
40	3	厚岸町	厚岸漁港 (真竜地区)	3,260	3,260	3,179 (漁港用保全施設との計)	2.5mの高波	85				道	海岸法	S34.7.14	1106	○		道 (水産林務部)	護岸計画3,260m (3,179m完成)離岸堤31基完成突堤29基完成傾斜式護岸(730m完成)
41	4	厚岸町	厚岸漁港 (苦多地区)	2,490	2,490	1,460	2.5mの高波	19				道	海岸法	S34.7.14	1106	○		道 (水産林務部)	護岸堤15基完成
42	5	厚岸町	床潭	1,213	475	886	2.5mの高波	4				道	海岸法	S39.2.15	393	○		道(建設部)	基本計画あり
43	6	厚岸町	小島	839	839	680	2.5mの高波	6				国土交通省 (旧建設省)	海岸法	S36.5.30	1228	○		道(建設部)	護岸計画800m (577m完成)突堤9基完成離岸堤4基 267m完成
44	7	厚岸町	末広	14,192	2,930	1,485	2.5mの高波	35				国土交通省 (旧建設省)	海岸法	S58.3.28	521	○		道(建設部)	護岸計画1,200m (760m完成)離岸堤計画11基(11基完成)傾斜式護岸計画900m(654m完成)
45	8	厚岸町	厚岸漁港 (門静地区)	1,030	1,030	691	2.5mの高波	75				道	海岸法	S34.7.14	1106	○		道 (水産林務部)	離岸堤5基完成護岸計画1,030m (691m完成)
46	9	厚岸町	筑紫恋	2,646	2,059	1,160	2.5mの高波	27				国土交通省 (旧建設省)	海岸法	H16.9.1	788	○		道(建設部)	護岸計画2,100m (1,634m完成)離岸堤計画14基(11基完成)角落し斜路5箇所完成
47	10	厚岸町	神万別 便内	3,740	3,740	652	2.5mの高波	4				道	海岸法	H2.3.12	298	○		道 (水産林務部)	離岸堤計画24基 (4基完成)消波護岸計画1,300m (545m完成)
48	11	厚岸町	愛冠	2,275	2,275	304	3.4mの高波	—	北海道大学理学部 付属臨海実験所・実習宿泊棟			道	海岸法	指定について検討中	1057	○		道 (水産林務部)	計画検討中
49	12	厚岸町	厚岸漁港 (港町地区)	858				30				道	海岸法	指定について検討中				道 (水産林務部)	計画検討中

[災害危険箇所等]

○資料16 尾幌川水系（厚岸町） 浸水想定区域図

尾幌川水系尾幌川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



1 説明文

(1) この図は、尾幌川水系尾幌川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、平成29年3月時点の尾幌川の河況及び洪水調節施設の整備状況を踏まえ、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により尾幌川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

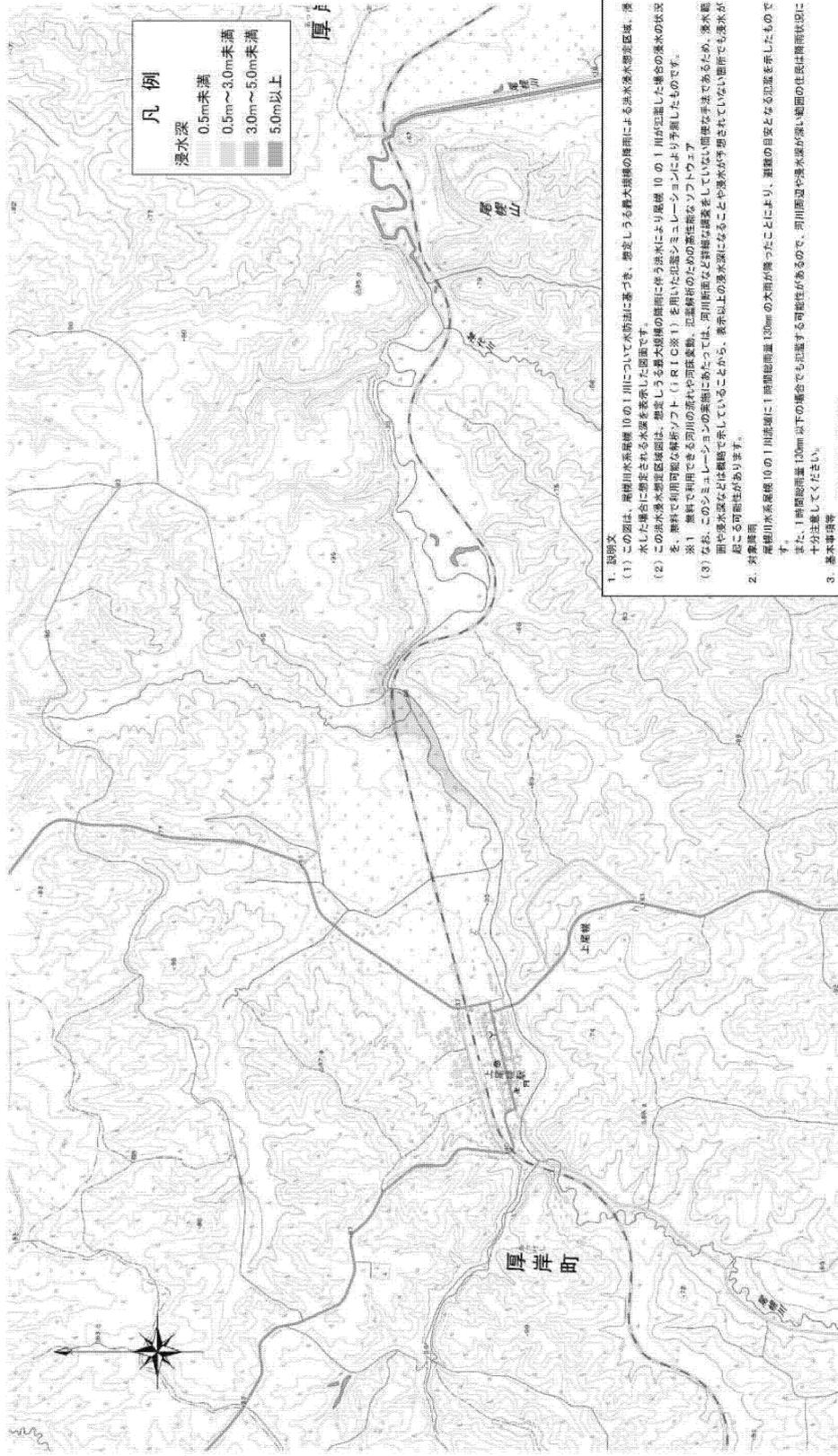
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を定める規模の降雨、高潮及び60分間による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 北海道建設総合振興局
(2) 指定年月日 平成30年4月5日
(3) 告示番号 北海道令第292号
(4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
(5) 対象となる水位周知河川
・尾幌川水系尾幌川
(実施区間)
・厚岸郡厚岸町尾幌948番地先の東広橋下流端から海まで
(6) 指定の前段となる降雨 尾幌川流域の3.00時間総雨量172.1mm
(7) 関係市町村 厚岸町

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報及び電子地形図(タイル)を使用した。(承認番号 平29情使、第899号)」

尾幌川水系尾幌10の1川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



1. 説明文
 (1) この図は、尾幌川水系尾幌10の1川について水防法に基づき、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示した図面です。
 (2) この洪水浸水想定区域図は、想定しうる最大規模の降雨に付する洪水により尾幌10の1川が氾濫した場合の浸水の状況等を、資料で利用可能な衛星測位データ（IRIC※1）を用いた高度シミュレーションにより予測したものです。
 ※1 無料で利用できる河川の流況や河床変動、氾濫時のための高性能なソフトウェア
 (3) なお、このシミュレーションの流況にあたっては、河川断面など詳細な観測をしていない箇所や断面があるため、浸水範囲や浸水深などは概略で示していることから、表示以上の浸水範囲になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起る可能性があります。

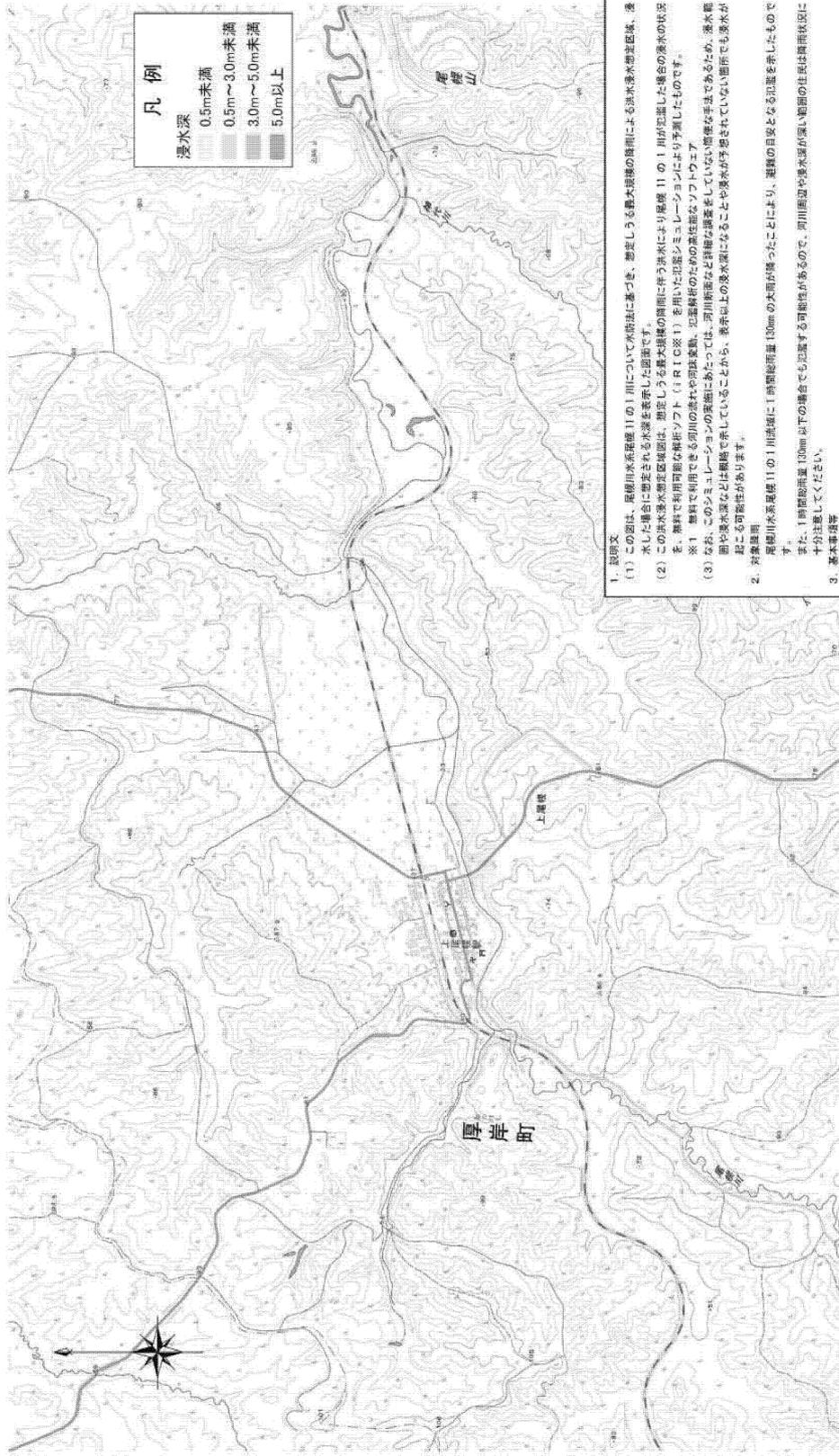
2. 対象箇所
 尾幌川水系尾幌10の1川流域に1時間総雨量130mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる浸深を示したものです。また、1時間総雨量100mm以下の場合でも浸深する可能性があるため、河川周辺や浸水想定区域の延長は降雨状況に十分注意してください。

3. 基本事項等
 (1) 作成主体 北海道測量総合事務局
 (2) 指定年月日 令和4年4月15日
 (3) 指定の規格となる法令 水防法（昭和24年 法律第103号）第14条第2項
 (4) 指定の距離となる降雨 尾幌川水系尾幌10の1川流域に1時間総雨量130mm
 (5) 関係自治体 厚岸町

お問い合わせ先 北海道 新庁舎建設部 用務管理課 維持管理課 TEL. 0154-23-0680

※1 令和4年1月 公表済
 この図面の作成に当たっては、国土数値情報の提供を承けて、関係自治体の電子地図データを活用しました。（地図番号：各自治体、第358号）

尾幌川水系尾幌11の1川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



1. 説明文

(1) この図は、尾幌川水系尾幌11の1川について水防法に基づき、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合には想定される水深を示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により尾幌11の1川が氾濫した場合の浸水の状況を、資料で利用可能な地形ソフト（IRIC※1）を用いた汎用シミュレーションにより予測したものです。

※1 無料で利用できる汎用の地形変動、河川断面などの解析ソフトウェア

(3) なお、このシミュレーションの基盤にあたっては、河川断面などの詳細な調査をしていない箇所や等高線が不明な箇所、浸水想定区域が不明な箇所等があることから、表示以上の浸水範囲になることや浸水が想定されていない箇所でも浸水が起る可能性があります。

2. 対象範囲

尾幌川水系尾幌11の1川流域に1時間総雨量130mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる浸水を示したものです。

また、1時間総雨量130mm以下の場合でも浸水する可能性があるため、河川周辺や浸水想定が深い箇所の住民は降雨状況に十分注意してください。

3. 基本事項等

(1) 作成主体 北海道測量総合課調査

(2) 指定年月日 令和4年4月15日

(3) 指定の規模となる法令 水防法（昭和24年 法律第199号）第14条第2項

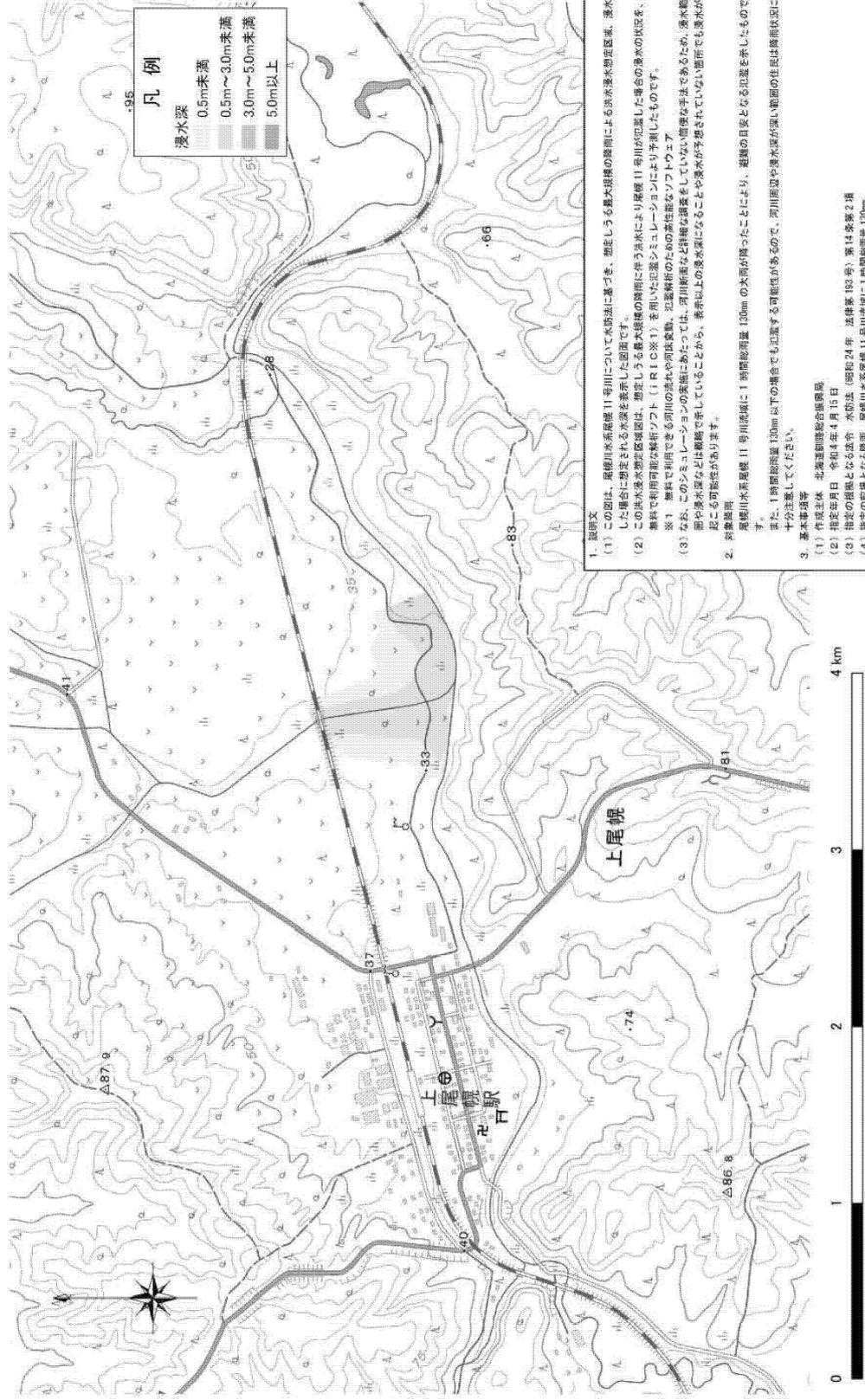
(4) 指定の尺貫となる箇所 尾幌川水系尾幌11の1川流域に1時間総雨量130mm

(5) 関係市町村 厚岸町

お問い合わせ先 北海道 新設建設管理部 川岸管理課 川岸管理課 TEL 0154-23-0680

令和4年1月 現在版
この図面の印刷に当たっては、国土数値情報の承認を得て、関係業種の電子地図利用ソフトが使用された。承認番号 各元図集、第358号

尾幌川水系尾幌11号川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



凡例
浸水深
0.5m未満
0.5m~3.0m未満
3.0m~5.0m未満
5.0m以上

1. 説明文
 (1) この図は、尾幌川水系尾幌11号川について水防法に基づき、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合には想定される水深を表示した図面です。
 (2) この洪水浸水想定区域は、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により尾幌11号川が氾濫した場合の浸水の状況を示すために作成されたもので、河川が氾濫した場合の浸水は、想定しうる最大規模の降雨により予備したもので、無条件で利用可能な解析ソフト（IRIC※1）を用いた汎用シミュレーションにより予備したものです。
 ※1 無条件で利用できる河川の流況や河床変動、氾濫域解析のための高性能な解析ソフトウェア
 (3) なお、このシミュレーションの解析にあたっては、河川断面などの詳細な調査をしていない箇所は、浸水想定区域の浸水深などは推定で示していることから、浸水以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が認められる可能性があります。
 2. 対象箇所
 尾幌川水系尾幌11号川流域に1時間降雨量100mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる浸水を示したもので、また、1時間降雨量100mm以下の場合でも氾濫する可能性があるため、河川周辺や浸水深が深い箇所の住民は事前状況に十分注意してください。
 3. 基本建設等
 (1) 作成主体 北海道建設庁
 (2) 指定年月日 令和4年4月15日
 (3) 指定の規模となる場合 水防法（昭和24年 法律第193号）第14条第2項
 (4) 指定の箇所となる箇所 尾幌川水系尾幌11号川流域に1時間降雨量100mm
 (5) 関係箇所 尾幌町

お問い合わせ先 北海道 新緑建設事務所 用地管理課 尾幌管理課 TEL. 0154-23-0560

[災害危険箇所等]

○資料17 地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険渓流 (平成19年11月30日現在)
(地すべり危険区域)

一連 番号	図面	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		市町村名	地区名	場所	危険区域 面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関係		実施 機関	概要
														全部	一部		
38	1	厚岸町	床潭	ピリカウタ	38.33	6		町道		国土交通省 (旧建設省)	地すべり法	S49.4.12	581	○		道(建設部)	S47～S51、S58～ H20完成
39	2	厚岸町	奈渡町	奈渡公住周辺	5.59	34				国土交通省 (旧建設省)	地すべり法	S53.9.12	1470	○		道(建設部)	S53～55年公共完成
40	3	厚岸町	苦多	苦多神方別界～ 苦多神社間	11.70	15		町道		国土交通省 (旧建設省)	地すべり法	S55.12.2	1804	○		道(建設部)	S55～H10完成
41	4	厚岸町	住の江	住の江	18.31	6		町道		国土交通省 (旧建設省)	地すべり法	S57.3.27	830	○		道(建設部)	S57～H8公共完成
42	5	厚岸町	苦多	苦多神社～ 米沢地先	14.14			町道		国土交通省 (旧建設省)	地すべり法	S60.10.2	1321	○		道(建設部)	S60～H20完成
43	6	厚岸町	苦多	苦多神方別界～ 観谷地先町有林内	10.38			町道		国土交通省 (旧建設省)	地すべり法	S62.3.27	817	○		道(建設部)	S61～H10完成
44	7	厚岸町	東梅	東梅団地1	4.00			町道	農地 5.1 浅海漁業 養殖漁業	農水省 (林野庁)	地すべり法 森林法	S57.8.9 S57.11.3	1356 1895	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S57-58+60年度実施 済
45	8	厚岸町	東梅	東梅団地2	4.00			町道	農地 5.1 浅海漁業 養殖漁業	農水省 (林野庁)	地すべり法 森林法	S57.8.9 S57.11.3	1356 1895	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S56+59+60+62年度実 施済
46	9	厚岸町	東梅	東梅団地3	2.00			町道	農地 5.1 浅海漁業 養殖漁業	農水省 (林野庁)	地すべり法 森林法	S57.8.9 S57.11.3	1356 1897	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S61～63年度実施済
47	10	厚岸町	床潭	床潭団地 ピリカウタ 地すべり地域	7.90	37		町道 (床潭末広間道路)		国土交通省 (旧建設省)	地すべり法	S63.3.18	815			道(建設部)	H8年度より工事実施 中
48	11	厚岸町	床潭	床潭団地	10.00	42		町道 (床潭末広間道路)	神社2 倉庫等130 海産物干場	北海道 農水省 (林野庁)	地すべり法 森林法	H5.9.2 S41.12.9	1223 2310			道 (水産林務部)	H1+2年度実施済 除染工、水路工
49	12	厚岸町	苦多	神宅高田宅間～ 旧亀井宅間	69.27					農水省	地すべり法 森林法	S62.12.22 T11.4.8	1593 288	○		道 (水産林務部)	H2年度より工事実施 済
50	13	厚岸町	糸魚沢	糸魚沢市街	1.00			国道44号線								道(建設部)	計画検討中
51	14	厚岸町	奈渡町6丁目	三浦地先	0.10	1		道道200m(別海厚岸線) 町道250m(田根室道路)								町	計画検討中
52	15	厚岸町	トライベツ	トライベツ	158.17					農水省	地すべり法	H2.3.16	396			道(農政部)	H14既成、H18～19 一部補修予定
53	16	厚岸町	守屋	トライベツ	175.92					農水省	地すべり法	H2.3.16	397			道(農政部)	H14既成、H18～19 一部補修予定
54	17	厚岸町	守屋(追加)	トライベツ	5.39					農水省	地すべり法	H3.5.10	593			道(農政部)	H14既成
55	18	厚岸町	若松	トライベツ	25.61					農水省	地すべり法	H2.3.16	398			道(農政部)	H5既成
56	19	厚岸町	樋浦	トライベツ	43.37					農水省	地すべり法	H2.3.16	399			道(農政部)	H14既成、H18～19 一部補修予定
57	20	厚岸町	木村	トライベツ	33.22					農水省	地すべり法	H2.3.16	400			道(農政部)	H14既成、H18～19 一部補修予定
58	21	厚岸町	西トライベツ	トライベツ	21.61					農水省	地すべり法	H3.5.10	575			道(農政部)	H14既成
59	22	厚岸町 浜中町	藤の沢	円米別院野、 トライベツ	39.68					農水省	地すべり法	H2.3.16	395			道(農政部)	H14既成、H18～19 一部補修予定

※表中 52～59 農林水産省農林振興局所管地すべり防止区域

(急傾斜地崩壊危険区域①)

一連	図面	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		市町村名	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部		
106	1	厚岸町	松葉町	松葉町4丁目8番地	0.66	53				道	急傾斜地法	S45.3.31	711	○		道(建設部)	S44～S46年度急傾斜地工事一部実施S58年度より工事実施H11～H13施工実施
107	2	厚岸町	奔渡町	奔渡町2丁目22番地	0.98	29		道道別厚岸線		道	急傾斜地法	S45.3.31	711	○		道(建設部)	S45～S47年度急傾斜地工事一部実施S59年度より工事実施H9～H11施工実施
108	3	厚岸町	小島	小島	0.73	13		神社1		道	急傾斜地法	S47.8.1	2522	○		道(建設部)	S46～H5年度急傾斜地工事実施
109	4	厚岸町	梅香町1丁目	水産高校の沢2	1.0	15		歌謡寺	農水省	森林法	S56.2.26	266	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S54年度より工事実施	
110	5	厚岸町	梅香町1丁目	水産高校の沢1	2.0	15		町道 厚岸水産高校学生寮	農水省	森林法	S57.6.16	841	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S56年度工事実施	
111	6	厚岸町	梅香町1丁目	公民館の沢2	1.0	10		町道	農水省	森林法	S50.2.7	95	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S52年度より工事実施	
112	7	厚岸町	奔渡町1丁目	大和の沢1	1.0	32		道道別厚岸線	農水省	森林法	T13.12.25 S58.1.19	859 26	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S51年度より工事実施	
113	8	厚岸町	奔渡町2丁目	大和の沢2	1.0	33		道道別厚岸線	農水省	森林法	T13.12.25 S58.1.19	859 26	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S50年度より工事実施	
114	9	厚岸町	奔渡町3丁目	若森の沢	2.0	25		道道別厚岸線	農水省	森林法	T13.12.25 S47.6.13	859 877	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S47年度より工事実施	
115	10	厚岸町	梅香町2丁目	小学校の沢2	2.0	10		町道 厚岸小学校	農水省	森林法	S48.12.14	2505	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S47年度より工事実施	
116	11	厚岸町	梅香町1丁目	佐々木の沢4	1.0	6		町道	農水省	森林法	S50.2.7	95	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S53年度より工事実施	
117	12	厚岸町	梅香町1丁目	佐々木の沢5	1.0	10		町道	農水省	森林法	S50.2.7	95	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S52年度より工事実施	
118	13	厚岸町	松葉町3丁目	病院の沢	1.0	10		町道 松葉地区集会所	農水省	森林法	S48.3.24	590	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S48年度より工事実施	
119	14	厚岸町	松葉町4丁目	塚田の沢	1.0	15		町道	農水省	森林法	S49.4.11	272	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S60年度より工事実施	
120	15	厚岸町	奔渡町3丁目	幼稚園の沢	2.0	30		町道 旧奔渡保育所	農水省	森林法	T13.12.25 S53.3.11	859 183	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S51年度より工事実施	
121	16	厚岸町	奔渡町7丁目	石原の沢1	2.0	3		町道	農水省	森林法	H1.8.10	1033	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S60年度より工事実施	
122	17	厚岸町	奔渡町7丁目	石原の沢2	2.0	3		道道別厚岸線	農水省	森林法	S57.11.30	1895	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S59年度より工事実施	
123	18	厚岸町	奔渡町3丁目	厚畑水産の沢	1.0	25		道道別厚岸線	農水省	森林法	T13.12.25 S47.6.13	859 877	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S50年度より工事実施	
124	19	厚岸町	糸魚沢	糸魚沢市街	1.0	15		国道44号線	北海道	森林法	S26.6.5	1	○		道(水産林務部)	S62年度より工事実施	
125	20	厚岸町	尾幌	尾幌2407番地	6.5	2		農業施設							道(水産林務部)	S60年度より工事実施	
126	21	厚岸町	筑紫恋	川上の沢3	3.0	6		町道 海産物干場	農水省	森林法	S56.10.19	1551	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S55年度より工事実施土留工、植栽工	
127	22	厚岸町	筑紫恋	山本の沢1	2.0	5		町道 海産物干場	農水省	森林法	S56.6.15	910	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S58年度より工事実施土留工、伏工、植栽工	
128	23	厚岸町	宮園	高野寺裏山	0.3	19		町道 国道44号線	農水省	森林法	S57.1.22	127	○		町・道(水産林務部)	S56年度より工事実施H3年度治山事業により実施済	
129	24	厚岸町	奔渡町5丁目	山田の沢	2.0	22		道道別厚岸線	農水省	森林法	S53.3.11	183	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S52年度より工事実施	
130	25	厚岸町	梅香町2丁目	小学校の沢3	1.0	10		町道	農水省	森林法	S48.3.24	590	○		道(水産林務部)	一部治山事業実施済S53年度より工事実施谷止工、水路工外	

(急傾斜地崩壊危険区域②)

一連	図面	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		市町村名	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(種)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部		
131	26	厚岸町	梅香町2丁目	小学校の沢1	1.0	12	厚岸小学校 厚岸保育所	町道		農水省	森林法	S48.12.14	2505	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S59年度より工事実施
132	27	厚岸町	未定	未定団地2	1.0	5		町道	海産物干場	農水省	森林法	S62.8.10	1113	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S59年度より工事実施
133	28	厚岸町	未定	未定団地4	2.0	1		町道	海産物干場	農水省	森林法	S63.7.18	1044	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 H1年度より工事実施
134	29	厚岸町	弁渡町4丁目	中山の沢	3.0	35		道道別海 厚岸線		農水省	森林法	S47.6.13	877	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S36年度より工事実施
135	30	厚岸町	梅香町1丁目	小野の沢1	2.0	2		町道		農水省	森林法	S50.2.7	95	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S57年度より工事実施
136	31	厚岸町	梅香町1丁目	小野の沢2	2.0	2		町道		農水省	森林法	S50.2.7	95	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S56年度より工事実施
137	32	厚岸町	弁渡町7丁目	木下の沢1	2.0			道道別海 厚岸線		農水省	森林法						計画検討中
138	33	厚岸町	未定	未定団地1	2.0	10		町道	海産物干場	農水省	森林法	S60.3.12	390	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S62年度より工事実施 土留工
139	34	厚岸町	未定	未定団地3	3.0	8		町道	海産物干場	農水省	森林法	S63.7.18	1044	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S59年度より工事実施
140	35	厚岸町	松葉町3丁目	成田の沢	1.0	15		町道		農水省	森林法	S48.3.24	590	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S47年度より工事実施 土留工
141	36	厚岸町	愛冠	突懸所地先	1.0	北大宿舎 (1)	北海道大学 理学部附属 臨海実験所	町道		農水省 北海道	森林法	S63.7.9 S41.12.9	963 2310	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S57年度より工事実施
142	37	厚岸町	未定	生活館の沢	1.0	6	厚岸中央公 民館未定分 館、未定生活館	町道								道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S58年度より工事実施 土留工、伏工、法切工
143	38	厚岸町	梅香町1丁目	公民館の沢1	1.0	20		町道	吉祥寺 正行 寺(重要文 化財)	農水省	森林法	S56.2.26	266	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S54年度より工事実施
144	39	厚岸町	梅香町1丁目	佐々木の沢1	1.0	12		町道		農水省	森林法	S58.11.16	2160	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S58年度より工事実施
145	40	厚岸町	梅香町1丁目	佐々木の沢2	1.0	8		町道		農水省	森林法	S58.11.16	2160	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S58年度より工事実施
146	41	厚岸町	梅香町1丁目	佐々木の沢3	1.0	2		町道		農水省	森林法	S58.11.16	2160	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S58年度より工事実施
147	42	厚岸町	松葉町4丁目	細川の沢	1.0	10		町道	遊歩道	農水省	森林法	S49.4.11	272	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S48年度より工事実施 伏付工外
148	43	厚岸町	梅香町1丁目	堤の沢	2.0	15		町道								道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S61年度実施(土留 工、伏工、掘工、暗渠 工)
149	44	厚岸町	愛冠	バラナン岬	2.0	3		町道	造船所 大 型船舶揚場 海産物干場	北海道	森林法	S41.12.9 S55.3.11	2310 604	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S60年度より工事実施 土留工、張工、法枠
150	45	厚岸町	筑紫恋	佐藤の沢	1.0	6		町道	海産物干場	農水省	森林法	S51.12.6	1146	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S52年度実施
151	46	厚岸町	弁渡町7丁目	桶屋の沢3	1.0	5		町道		農水省	森林法	H8.6.5	861	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 H5年度より工事実施
152	47	厚岸町	床澤	外崎地先	1.0	3		町道 私道	海産物干場	北海道	森林法	S41.12.9	2310	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S62年度より工事実施 土留工、暗渠工、伏 工、掘工
153	48	厚岸町	未定	谷内地先	2.0	15		町道	海産物干場	農水省	森林法	S63.7.18	1044	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S62年度より工事実施 土留工、水路工、植栽
154	49	厚岸町	筑紫恋	川上の沢1	2.0	3		町道	海産物干場	農水省	森林法	S56.10.19	1551	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S63年度より工事実施
155	50	厚岸町	筑紫恋	佐藤地先	2.0	2		町道	海産物干場	農水省	森林法	H1.8.10	1033	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S63年度より工事実施 土留工

(急傾斜地崩壊危険区域③)

一連	図面	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		市町村名	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部		
156	51	厚岸町	筑紫志	漁組の沢	2.0	3		町道	海産物干場 厚岸漁協採 苗施設	北海道	森林法	S41.12.9	2310	○		道 (水産林務部)	治山事業S50～H4年 度土留工実施 H19 年度より工事実施
157	52	厚岸町	末広	岡田地先	1.0	1		町道	畑	北海道	森林法	S63.12.22	2003	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S63年度より実施(谷 止工、土留工、暗渠 工、柵工、法切工)
158	53	厚岸町	宮園	宝蔵寺地先	0.2	9		国道44号 線	宝蔵寺							町	S60～S63年度、H5年 度工事実施済
159	54	厚岸町	糸魚沢	三角山	0.3			国道44号 線	IR北海道根 室本線	農水省	森林法	S63.9.24	894	○		道 (水産林務部)	S61年度工事実施済
160	55	厚岸町	住の江	小野寺地先	1.0	25		町道		農水省	森林法	S63.7.18	1044	○		道 (水産林務部)	S62・63年度工事実施 済
161	56	厚岸町	苔多	神地先	1.0	1		町道		農水省	森林法	T11.4.8	288	○		道 (水産林務部)	S52年度より実施中
162	57	厚岸町	床澤	寺井地先	1.0	5										道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S63年度より工事実施 土留工、水路工、暗渠 工、植栽工
163	58	厚岸町	宮園	門前地先	0.1	1		町道								町	H1年度実施(土留 工、暗渠工、柵工、伏 工)
164	59	厚岸町	太田東	サンヌシ地先	0.5			国道44号 線		北海道	急傾斜地法	S23.7.30	813			道 (水産林務部)	H1年度実施
165	60	厚岸町	白浜	志田地先	0.34	8				道	急傾斜地法	H2.2.15	184			道 (建設部)	H1～H2年度実施 法面工、排水工
166	61	厚岸町	糸魚沢	稲藁地先	0.2	4	集会所(1) 消防収納庫 (1)	国道44号 線								町	H2・7・8年度実施
167	62	厚岸町	沖万別	佐藤征治地先	1.0	1			海岸保全							町	H4～7年度実施 土留杭打工外
168	63	厚岸町	太田宏陽	斎藤地先	0.5			町道		河川						町	H2年度より実施
169	64	厚岸町	住の江	警察寮裏	0.3	10		町道		農水省	森林法	H2.3.13	363	○		道 (水産林務部)	H1年度より実施
170	65	厚岸町	弁渡町6丁目	浜谷の沢1	3.0	7		町道		農水省	森林法	S63.10.24	1895	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S57年度より工事実施 土留工、吹付工
171	66	厚岸町	弁渡町6丁目	浜谷の沢2	1.0	7		町道									計画検討中
172	67	厚岸町	弁渡町6丁目	坂野の沢	2.0	10		町道									計画検討中 62年度 より一部実施済
173	68	厚岸町	梅香町2丁目	小松の沢	1.0	12		町道		農水省	森林法	S48.12.14	2505	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S53年度より工事実施
174	69	厚岸町	薄月町1丁目	神社の沢1	1.0	20		町道	厚岸神社								計画検討中
175	70	厚岸町	薄月町1丁目	神社の沢2	1.0	10		町道		北海道	森林法	S41.12.9	2310	○			計画検討中
176	71	厚岸町	有明町	丹羽地先	1.0	9		町道	海産物干場							道 (水産林務部)	H2年度より工事実施
177	72	厚岸町	弁渡町6丁目	山口の沢	2.0	10		道道別海 厚岸線		農水省	森林法	S57.2.8	257	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S52年度より実施 土 留工、伏工、植栽工、 法切工
178	73	厚岸町	弁渡町7丁目	桶屋の沢1	2.0	5		町道		農水省	森林法	S57.11.30	1895	○		道 (水産林務部)	S56年度より工事実施 暗渠工、柵工、筋工
179	74	厚岸町	弁渡町7丁目	桶屋の沢2	1.0	10		町道									計画検討中
180	75	厚岸町	弁渡町	6林班	1.0			道道別海 厚岸線		農水省	森林法	S57.11.30	1895	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 H6年度より工事実施 法切工、伏工

(急傾斜地崩壊危険区域④)

番号	危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況						整備計画		
	一連	図面	市町村名	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
															全部	一部		
181	76	厚岸町	末広	神社の沢	1.0	10			町道		北海道	森林法	S41.12.9	2310		○	道 (水産林務部)	計画検討中
182	77	厚岸町	床澤	畑中の沢	1.0	6			町道	海産物干場	北海道	森林法	S41.12.9	2310		○	道 (水産林務部)	計画検討中
183	78	厚岸町	床澤	宮下の沢3	1.0	20			町道									計画検討中
184	79	厚岸町	床澤	宮下の沢4	1.0	10			町道									計画検討中
185	80	厚岸町	奔渡町7丁目	石原の沢3	1.0	2			町道		農水省	森林法	S57.11.30	1895		○		H3~H10 治山事業実施済
186	81	厚岸町	奔渡町7丁目	石原の沢4	1.0	3			町道									計画検討中
187	82	厚岸町	別寒辺牛	神居岩の1	1.0				奥地林道 神居岩線 (2級)		北海道	森林法	S41.12.9	2310	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S58年度実施 掘工、 伏工
188	83	厚岸町	別寒辺牛	神居岩の2	1.0				奥地林道 神居岩線 (2級)		北海道	森林法	S41.12.9	2310	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S58年度実施
189	84	厚岸町	別寒辺牛	神居岩の3	1.0				奥地林道 神居岩線 (2級)		北海道	森林法	S41.12.9	2310	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 H1年度実施 掘工、 伏工、掘工外
190	85	厚岸町	別寒辺牛	大谷地の1	3.0				奥地林道 大谷地線 (1級)								道 (水産林務部)	計画検討中
191	86	厚岸町	別寒辺牛	大谷地の2	2.0				奥地林道 大谷地線 (1級)								道 (水産林務部)	計画検討中
192	87	厚岸町	別寒辺牛	大谷地の3	2.0				奥地林道 大谷地線 (1級)								道 (水産林務部)	計画検討中
193	88	厚岸町	別寒辺牛	大谷地の4	1.0				奥地林道 大谷地線 (1級)								道 (水産林務部)	計画検討中
194	89	厚岸町	別寒辺牛	大谷地の5	2.0				奥地林道 大谷地線 (1級)								道 (水産林務部)	計画検討中
195	90	厚岸町	別寒辺牛	鉄道の沢1	1.0					JR北海道 根室本線	北海道	森林法	S29.12.4	1792	○		道 (水産林務部)	計画検討中
196	91	厚岸町	別寒辺牛	鉄道の沢2	1.0					JR北海道 根室本線	北海道	森林法	S29.12.4	1792	○		道 (水産林務部)	計画検討中
197	92	厚岸町	別寒辺牛	別寒辺牛の1	1.0				奥地林道 大谷地線 (1級)								道 (水産林務部)	計画検討中
198	93	厚岸町	別寒辺牛	風調沢	1.0				奥地林道 糸魚沢線 (1級)		北海道	森林法	S41.12.9	2310	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 H3年度工事実施
199	94	厚岸町	登喜岱	リランの沢	1.0				奥地林道 リラン線 (1級)		北海道	森林法	H5.9.24	1470	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S59年度工事実施
200	95	厚岸町	別寒辺牛	別寒辺牛団地	1.0				奥地林道 大谷地線 (1級)		農水省	森林法	S57.10.21	1597	○		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S57年度より実施 土 留工、水路工、伏工
201	96	厚岸町	沖万別	開寺地先	20.0					海岸保全	農水省	森林法	T11.4.8	288	○		道 (水産林務部)	計画検討中
202	97	厚岸町	門静	学校地先	2.0		厚静小学校	町道			農水省	森林法 保安林	T11.4.8	288				H1年度より実施 土 留工、植栽工、水路工
203	98	厚岸町	末広	山本富雄地先	1.0	2				海産物干場								H11~12年度実施済 H12年度実施済
204	99	厚岸町	住の江	大沢の沢	1.2	5												計画検討中 H11年度実施
205	100	厚岸町	糸魚沢	高圧線下	0.6			町道									町	計画検討中

(急傾斜地崩壊危険区域⑤)

一連	図面	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況				整備計画				
		市町村名	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部			
206	101	厚岸町	満月町	国泰寺地先	1.0	1			国泰寺							道 (水産林務部)	H13年度工事実施
207	102	厚岸町	宮園	東岸寺地先	1.0	1		国道44号線	東岸寺							町	H1・2年度実施
208	103	厚岸町	奔渡町7丁目	苗圃の沢	0.3			道道別海厚岸線					○		道 (水産林務部)	S62年度より実施中	
209	104	厚岸町	奔渡町2丁目	展望台地先	0.3	10		道道別海厚岸線							道 (水産林務部)	H13年度工事実施	
210	105	厚岸町	梅香町	小学校地先	0.2	10	厚岸小学校								道 (水産林務部)	H13年度工事実施	
211	106	厚岸町	松葉町	法華寺地先	0.3	12			法華寺								H14年度より実施 (治山事業)
212	107	厚岸町	奔渡町	奔渡町1丁目	1.0	25									道 (水産林務部)	H10年度より実施 (治山事業)	
213	108	厚岸町	奔渡町	奔渡町2丁目	3.9	79	旧奔渡保育所								道 (水産林務部)	H12～H13年度 実施済	
214	109	厚岸町	奔渡町	奔渡町4丁目	1.1	19									道 (水産林務部)	H13年度より実施中	
215	110	厚岸町	末広	神社地先	0.6	8			神社						道 (水産林務部)		

[災害危険箇所等]

○資料18 土石流危険渓流区域 (平成19年11月30日現在)

(土石流危険渓流①)

番号		危険区域の現況							予想される被害				整備計画			
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	渓流名	渓流番号	渓流概況		砂防指定地指定番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
								渓流長(km)	面積(ha)							
148	1	厚岸町	末広	ボンマピロ川	普通ボンマピロ川	ボンマピロ2の沢川		0.25	290		1	中央公民館 末広分館 末広生活館	町道		道 (建設部)	計画検討中
149	2	厚岸町	末広	ボンマピロ川	普通ボンマピロ川	ボンマピロ1の沢川(末広の沢)		0.11	140		1	中央公民館 末広分館 末広生活館	町道		道 (建設部・ 水産林務部)	計画検討中 一部治山事業実施済 H5年度実施
150	3	厚岸町	愛冠	博物館の沢川	普通博物館の沢川	博物館の沢川 (実験所の沢)		0.12	100			北海道大学理学部付 附属海実験所水族館	町道		道 (建設部・ 水産林務部)	計画検討中 一部治山事業実施済 S58・63・H1年度実施
151	4	厚岸町	愛冠	博物館の下沢川	普通博物館の下沢川	博物館の下沢川 (実験所の沢2)		0.1	50			北海道大学理学部付 附属海実験所宿舍	町道		道 (建設部・ 水産林務部)	計画検討中 一部治山事業実施済 S57・59・61年度実施
152	5	厚岸町	湾月町	汐見川	準用汐見川	国泰寺の沢川 (国泰寺の沢)		0.27	10		9	郷土資料館 厚岸水産高校		国泰寺	道 (建設部・ 水産林務部)	計画検討中 一部治山事業実施済 H5年度より実施
153	6	厚岸町	梅香町	浮田川	普通浮田川	梅香町の沢川		0.1	140		5			寺1	道 (建設部)	計画検討中
154	7	厚岸町	梅香町	浮田川	普通浮田川	松葉3の沢川 (梅香1)		0.2	80		20	厚岸小学校 厚岸中学校	町道		道 (建設部・ 水産林務部)	計画検討中 一部治山事業実施済 S53・55年度実施
155	8	厚岸町	梅香町	浮田川	普通浮田川	上梅香町の沢川 (梅香2)		0.2	80		10	厚岸小学校 厚岸中学校	町道		道 (建設部・ 水産林務部)	計画検討中 一部治山事業実施済 S52・53年度実施
156	9	厚岸町	松葉町	松葉2の沢川	普通松葉2の沢川	松葉2の沢川		0.18	220		18	松葉地区集会所	町道		道 (建設部)	計画検討中
157	10	厚岸町	松葉町	松葉1の沢川	普通松葉1の沢川	松葉1の沢川		0.22	210		8		町道		道 (建設部)	計画検討中
158	11	厚岸町	松葉町	松葉1の沢川	普通松葉1の沢川	松葉1		0.2	100		25		町道		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S45年度実施
159	12	厚岸町	奔渡町	別寒辺牛川	普通延野川	奔渡1の沢川		0.23	4,000		4		道道別海 厚岸線		道 (建設部)	計画検討中
160	13	厚岸町	奔渡町	別寒辺牛川	厚岸湖	奔渡2の沢川 (奔渡1)		0.16	60		11		道道別海 厚岸線		道 (建設部・ 水産林務部)	計画検討中 一部治山事業実施済 S44・45年度実施
161	14	厚岸町	奔渡町	別寒辺牛川	厚岸湖	奔渡3の沢川 (奔渡2)		0.24	40		11		道道別海 厚岸線		道 (建設部・ 水産林務部)	計画検討中 一部治山事業実施済 S44・45年度実施
162	15	厚岸町	糸魚沢	別寒辺牛川	普通チライカリベツ川	糸魚沢川1の沢		0.13	290		5	糸魚沢簡易郵便局			道 (建設部)	計画検討中
163	16	厚岸町	糸魚沢	別寒辺牛川	普通チライカリベツ川	糸魚沢川2の沢		0.13	290		5	糸魚沢簡易郵便局			道 (建設部)	計画検討中
164	17	厚岸町	住の江	別寒辺牛川	厚岸湖	住の江1の沢川		0.13	190		8				道 (建設部)	計画検討中
165	18	厚岸町	奔渡町	別寒辺牛川	厚岸湖	奔渡4の沢川 (奔渡3)		0.3	150		12		町道		道 (建設部・ 水産林務部)	計画検討中 一部治山事業実施済 S55年度実施
166	19	厚岸町	奔渡町	別寒辺牛川	厚岸湖	奔渡5の沢川 (奔渡3)		0.1	20		12		町道		道 (建設部・ 水産林務部)	計画検討中 一部治山事業実施済 S55年度実施
167	20	厚岸町	奔渡町			奔渡6 (炭望の沢)		0.3	120				道道別海 厚岸線		道 (水産林務部)	計画検討中
168	21	厚岸町	奔渡町			奔渡7 (鈴木の沢)		0.1	50		3		町道		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S36年度実施
169	22	厚岸町	愛冠			葎の沢		0.2	80		3		町道			計画検討中
170	23	厚岸町	愛冠			射撃場の沢		0.3	120		1		町道		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S61・62年度実施
171	24	厚岸町	有明町			有明の沢		0.2	80				町道			計画検討中
172	25	厚岸町	有明町			有明の沢2		0.3	120		4		町道	海産物 干場	道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 H4・5年度実施

(土石流危険渓流②)

番号	危険区域の現況								予想される被害				整備計画				
	一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
									溪流長(km)	面積(ha)							
173	26	厚岸町	筑紫恋			公園の沢1		0.3	150			緑のふるさと公園キャンプ場	町道		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 H1・4年度実施	
174	27	厚岸町	筑紫恋			公園の沢2		0.3	120			緑のふるさと公園キャンプ場	町道		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 H2・5・6年度実施	
175	28	厚岸町	筑紫恋			筑紫恋の沢		0.1	100		3		町道		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S49・51・55・H3年度 実施	
176	29	厚岸町	未広			幌万別の沢		0.9	600		5		町道		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S62年度実施	
177	30	厚岸町	未広			大西の沢		0.6	200		1				道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S60年度実施	
178	31	厚岸町	床潭			床潭の沢		0.6	1000		5		道道 床潭 筑紫恋線		道 (水産林務部)	計画検討中	
179	32	厚岸町	東梅			アヤマの沢		1.1	1000					厚岸湖 養殖漁業			計画検討中
180	33	厚岸町	別寒辺牛			神居岩の沢		0.3	120					厚岸湖 養殖漁業			計画検討中
181	34	厚岸町	別寒辺牛			ヤチの沢		0.2	60				奥地林道 大谷地渡 線		道 (水産林務部)	一部治山事業実施済 S61年度実施	
182	35	厚岸町	尾幌	別寒辺牛川	尾幌川4号川	池谷内の沢1		0.3	100		1		町道	倉庫1 牛舎2 採草地	道 (水産林務部)	H9年度より実施	
183	36	厚岸町	尾幌	別寒辺牛川	尾幌川4号川	池谷内の沢2		0.3	100					採草地	道 (水産林務部)	計画検討中	
184	37	厚岸町	未広			上田の沢		0.4	200		2		町道	倉庫4 海産物干 場	町	H9・10年度実施	
185	38	厚岸町	奔渡町			オニシママイの 沢		0.2	1				町道		道 (水産林務部)	H9・10年度実施	
186	39	厚岸町	尾幌			久田の沢		0.2	50					採草地	道 (水産林務部)	H13・15年度実施	
187	40	厚岸町	片無去			片無去農協の沢		0.2	100					採草地	道 (水産林務部)	H15年度より実施	

[災害危険箇所等]

○資料19 山地災害危険地区

(地すべり危険地区)

No	市町村名	字名	危険地区名	備考
1	厚岸郡厚岸町	字苫多	地662-662-0001	
2	厚岸郡厚岸町	字苫多	地662-662-0002	
3	厚岸郡厚岸町	字沖万別	地662-662-0003	
4	厚岸郡厚岸町	東梅	地662-662-5001	
5	厚岸郡厚岸町	東梅	地662-662-5002	
6	厚岸郡厚岸町	東梅	地662-662-5003	
7	厚岸郡厚岸町	床潭	地662-662-5004	

(崩壊土砂流出危険地区①)

No	市町村名	字名	危険地区名	備考
1	厚岸郡厚岸町	字苫多	崩206-666-0033	
2	厚岸郡厚岸町	字苫多	崩662-662-0002	
3	厚岸郡厚岸町	字苫多	崩662-662-0003	
4	厚岸郡厚岸町	字苫多	崩662-662-0004	
5	厚岸郡厚岸町	字苫多	崩662-662-0005	
6	厚岸郡厚岸町	字太田	崩662-662-0006	
7	厚岸郡厚岸町	宮園町	崩662-662-0007	
8	厚岸郡厚岸町	住の江町	崩662-662-0008	
9	厚岸郡厚岸町	字末広	崩662-662-0009	
10	厚岸郡厚岸町	字末広	崩662-662-0010	
11	厚岸郡厚岸町	字末広	崩662-662-0011	
12	厚岸郡厚岸町	字床潭	崩662-662-0012	
13	厚岸郡厚岸町	字サンヌシ	崩662-662-0013	
14	厚岸郡厚岸町	字沖万別	崩662-662-0014	
15	厚岸郡厚岸町	字ルクシュポール	崩662-662-0015	
16	厚岸郡厚岸町	奔渡町	崩662-662-5001	
17	厚岸郡厚岸町	奔渡町	崩662-662-5002	
18	厚岸郡厚岸町	奔渡町	崩662-662-5003	
19	厚岸郡厚岸町	奔渡町	崩662-662-5004	
20	厚岸郡厚岸町	奔渡町	崩662-662-5005	
21	厚岸郡厚岸町	松葉町	崩662-662-5006	
22	厚岸郡厚岸町	梅香町	崩662-662-5007	
23	厚岸郡厚岸町	梅香町	崩662-662-5008	
24	厚岸郡厚岸町	愛冠	崩662-662-5009	
25	厚岸郡厚岸町	愛冠	崩662-662-5010	
26	厚岸郡厚岸町	愛冠	崩662-662-5011	
27	厚岸郡厚岸町	愛冠	崩662-662-5012	

(崩壊土砂流出危険地区②)

No	市町村名	字名	危険地区名	備考
28	厚岸郡厚岸町	筑紫恋	崩662-662-5013	
29	厚岸郡厚岸町	愛冠	崩662-662-5014	
30	厚岸郡厚岸町	床潭	崩662-662-5015	
31	厚岸郡厚岸町	奔渡	崩662-662-5016	
32	厚岸郡厚岸町	字別寒辺牛	崩662-662-5017	
33	厚岸郡厚岸町	奔渡町	崩662-662-5018	
34	厚岸郡厚岸町	筑紫恋	崩662-662-5019	
35	厚岸郡厚岸町	筑紫恋	崩662-662-5020	
36	厚岸郡厚岸町	愛冠	崩662-662-5021	
37	厚岸郡厚岸町	奔渡町	崩662-662-5022	
38	厚岸郡厚岸町	湾月町	崩662-662-5023	
39	厚岸郡厚岸町	奔渡町	崩662-662-5024	
40	厚岸郡厚岸町	奔渡町	崩662-662-5025	
41	厚岸郡厚岸町	奔渡町	崩662-662-5026	
42	厚岸郡厚岸町	梅香町	崩662-662-5027	
43	厚岸郡厚岸町	梅香町	崩662-662-5028	

(山腹崩壊危険地区①)

No	市町村名	字名	危険地区名	備考
1	厚岸郡厚岸町	字別寒辺牛	山662-662-0001	
2	厚岸郡厚岸町	字別寒辺牛	山662-662-0002	
3	厚岸郡厚岸町	字住之江町	山662-662-0003	
4	厚岸郡厚岸町	字住之江町	山662-662-0004	
5	厚岸郡厚岸町	字宮園町	山662-662-0005	
6	厚岸郡厚岸町	宮園町	山662-662-0006	
7	厚岸郡厚岸町	宮園町	山662-662-0007	
8	厚岸郡厚岸町	字門静	山662-662-0008	
9	厚岸郡厚岸町	字別寒辺牛	山662-662-0009	
10	厚岸郡厚岸町	字門静	山662-662-0010	
11	厚岸郡厚岸町	字沖万別	山662-662-0011	
12	厚岸郡厚岸町	字尾幌	山662-662-0012	
13	厚岸郡厚岸町	太田宏陽	山662-662-0013	
14	厚岸郡厚岸町	サンヌシ	山662-662-0014	
15	厚岸郡厚岸町	奔渡町	山662-662-5001	
16	厚岸郡厚岸町	御供	山662-662-5002	
17	厚岸郡厚岸町	奔渡町	山662-662-5003	
18	厚岸郡厚岸町	奔渡町	山662-662-5004	
19	厚岸郡厚岸町	奔渡町	山662-662-5005	
20	厚岸郡厚岸町	奔渡町	山662-662-5006	
21	厚岸郡厚岸町	奔渡町	山662-662-5007	
22	厚岸郡厚岸町	奔渡町	山662-662-5008	
23	厚岸郡厚岸町	奔渡	山662-662-5009	
24	厚岸郡厚岸町	奔渡	山662-662-5010	
25	厚岸郡厚岸町	松葉町	山662-662-5011	
26	厚岸郡厚岸町	梅香町	山662-662-5012	
27	厚岸郡厚岸町	御供	山662-662-5013	
28	厚岸郡厚岸町	梅香町	山662-662-5014	
29	厚岸郡厚岸町	梅香町	山662-662-5015	
30	厚岸郡厚岸町	梅香町	山662-662-5016	
31	厚岸郡厚岸町	愛冠	山662-662-5017	
32	厚岸郡厚岸町	湾月町	山662-662-5018	
33	厚岸郡厚岸町	筑紫恋	山662-662-5019	
34	厚岸郡厚岸町	筑紫恋	山662-662-5020	
35	厚岸郡厚岸町	筑紫恋	山662-662-5021	
36	厚岸郡厚岸町	床潭	山662-662-5022	

(山腹崩壊危険地区②)

No	市町村名	字名	危険地区名	備考
37	厚岸郡厚岸町	床潭	山662-662-5023	
38	厚岸郡厚岸町	床潭	山662-662-5024	
39	厚岸郡厚岸町	末広	山662-662-5025	
40	厚岸郡厚岸町	末広	山662-662-5026	
41	厚岸郡厚岸町	字別寒辺牛	山662-662-5027	
42	厚岸郡厚岸町	字別寒辺牛	山662-662-5028	
43	厚岸郡厚岸町	字別寒辺牛	山662-662-5029	
44	厚岸郡厚岸町	字別寒辺牛	山662-662-5030	
45	厚岸郡厚岸町	筑紫恋	山662-662-5031	
46	厚岸郡厚岸町	字別寒辺牛	山662-662-5032	
47	厚岸郡厚岸町	字別寒辺牛	山662-662-5033	
48	厚岸郡厚岸町	愛冠	山662-662-5034	
49	厚岸郡厚岸町	床潭	山662-662-5035	
50	厚岸郡厚岸町	末広	山662-662-5036	
51	厚岸郡厚岸町	末広	山662-662-5037	
52	厚岸郡厚岸町	末広	山662-662-5038	
53	厚岸郡厚岸町	登喜岱	山662-662-5039	
54	厚岸郡厚岸町	字別寒辺牛	山662-662-5040	
55	厚岸郡厚岸町	御供	山662-662-5041	
56	厚岸郡厚岸町	御供	山662-662-5042	
57	厚岸郡厚岸町	御供	山662-662-5043	

[災害危険箇所等]

○資料20 土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所（北海道砂防局平成15年3月公表）

	図番号	箇所番号	箇所名	指定年度	区域別		基礎調査年度	除外理由等
					Y	R		
1	急001	I-9-105-2826	厚岸 門静 2	R3	○	○	H28	
2	急002	I-9-106-2827	厚岸 宮園町 4	R3	○	○	H28	
3	急003	I-9-107-2828	厚岸 宮園町 5	R3	○	○	H28	
4	急004	I-9-108-2829	厚岸 住の江町 1	R3	○	○	H28	
5	急005	I-9-109-2830	厚岸 住の江町 4	R3	○	○	H28	
6	急006	I-9-110-2831	厚岸 住の江町 5	R3	○	○	H28	
7	急007	I-9-111-2832	厚岸 住の江町 6	R3	○	○	H28	
8	急008	I-9-112-2833	厚岸 奔渡町 5丁目	H26	○	○	H25	
9	急009	I-9-113-2834	厚岸 奔渡町 6丁目3	H26	○	○	H25	
10	急010	I-9-114-2835	厚岸 松葉町・奔渡町	H26	○	○	H23	
11	急011	I-9-115-2836	厚岸 梅香町 1丁目1	H26	○	○	H23	
12	急012	I-9-116-2837	厚岸 梅香町 1丁目2	R3	○	○	H23	
13	急013	I-9-117-2838	厚岸 梅香町 2丁目1	H26	○	○	H22	
14	急014	I-9-118-2839	厚岸 梅香町 2丁目2	H26	○	○	H23	
15	急015	I-9-119-2840	厚岸 湾月町 1丁目1	R3	○	○	H28	
16	急016	I-9-120-2841	厚岸 湾月町 1丁目2	R3	○	○	H28	
17	急017	I-9-121-2842	厚岸 湾月町 2丁目1	R3	○	○	H28	
18	急018	I-9-122-2843	厚岸 湾月町 2丁目5	R3	○	○	H28	
19	急019	I-9-123-2844	厚岸 有明町 3	R3	○	○	H28	
20	急020	I-9-124-2845	厚岸 愛冠 1	R3	○	○	H28	
21	急021	I-9-125-2846	厚岸 愛冠 2	R3	○	○	H28	
22	急022	I-9-126-2847	厚岸 筑紫恋 5	R3	○	○	H28	
23	急023	I-9-127-2848	厚岸 末広 1	R3	○	○	H30	
24	急024	I-9-128-2849	厚岸 小島	R3	○	○	R1	
25	急025	II-9-98-2192	厚岸 別寒辺牛糸魚沢	R3	○	○	H28	
26	急026	II-9-99-2193	厚岸 苦多 1	R3	○	○	H30	
27	急027	II-9-100-2194	厚岸 苦多 2	R3	○	○	H30	
28	急028	II-9-101-2195	厚岸 苦多 3	R3	○	○	H30	
29	急029	II-9-102-2196	厚岸 門静 3	R3	○	○	H28	
30	急030	II-9-103-2197	厚岸 門静 4	R3	○	○	H28	
31	急031	II-9-104-2198	厚岸 白浜町 1	R3	○	○	H28	
32	急032	II-9-105-2199	厚岸 白浜町 2	R3	○	○	H28	
33	急033	II-9-106-2200	厚岸 宮園町 3	R3	○	○	H28	
34	急034	II-9-107-2201	厚岸 住の江町 2	R3	○	○	H28	
35	急035	II-9-108-2202	厚岸 奔渡町 6丁目1	R3	○	○	H28	
36	急036	II-9-109-2203	厚岸 奔渡町 6丁目2	R3	○	○	H28	
37	急037	II-9-110-2204	厚岸 奔渡町 6丁目4	H26	○	○	H26	
38	急038	II-9-111-2205	厚岸 奔渡町 7丁目2	R3	○	○	H28	
39	急039	II-9-112-2206	厚岸 奔渡町 7丁目4	R3	○	○	H28	
40	急040	II-9-113-2207	厚岸 湾月町 1丁目3	R3	○	○	H28	
41	急041	II-9-114-2208	厚岸 湾月町 2丁目2	R3	○	○	H28	
42	急042	II-9-115-2209	厚岸 湾月町 2丁目3	R3	○	○	H28	
43	急043	II-9-116-2210	厚岸 湾月町 2丁目4	R3	○	○	H28	
44	急044	II-9-117-2211	厚岸 湾月町 2丁目6	R3	○	○	H28	
45	急045	II-9-118-2212	厚岸 有明町 1	R3	○	○	H28	
46	急046	II-9-119-2213	厚岸 筑紫恋 1	R3	○	○	H28	
47	急047	II-9-120-2214	厚岸 筑紫恋 2	R3	○	○	H28	
48	急048	II-9-121-2215	厚岸 筑紫恋 3	R3	○	○	H28	
49	急049	II-9-122-2216	厚岸 筑紫恋 6	R3	○	○	H28	
50	急050	II-9-123-2217	厚岸 床潭 1	R3	○	○	H28	
51	急051	II-9-124-2218	厚岸 床潭 2	R3	○	○	H28	
52	急052	II-9-125-2219	厚岸 幌万別	R3	○	○	H28	
53	急053	II-9-126-2220	厚岸 末広 2	R3	○	○	H30	
54	急054	II-9-127-2221	厚岸 末広 3	R3	○	○	H30	
55	急055	II-9-128-2222	厚岸 末広 4	R3	○	○	H30	
56	急056	III-9-94-847	厚岸 太田原	R3	○	○	H28	
57	急057	III-9-95-848	厚岸 門静 1	R3	○	○	H28	
58	急058	III-9-96-849	厚岸 白浜町 3	R3	○	○	H28	
59	急059	III-9-97-850	厚岸 宮園町 1	R3	○	○	H28	
60	急060	III-9-98-851	厚岸 宮園町 2	R3	○	○	H28	
61	急061	III-9-99-852	厚岸 住の江町 3	R3	○	○	H28	
62	急062	III-9-100-853	厚岸 奔渡町 7丁目1	R3	○	○	H28	
63	急063	III-9-101-854	厚岸 奔渡町 7丁目3	R3	○	○	H28	
64	急064	III-9-102-855	厚岸 湾月町 2丁目7	R3	○	○	H28	

No	図番号	箇所番号	箇所名	指定年度	区域別		基礎調査年度	除外理由等
					Y	R		
65	急065	Ⅲ-9-103-856	厚岸 有明町 2	R3	○	○	H28	
66	急066	Ⅲ-9-104-857	厚岸 有明町 4	R3	○	○	H28	
67	急067	Ⅲ-9-105-858	厚岸 有明町 5	R3	○	○	H28	
68	急068	Ⅲ-9-106-859	厚岸 有明町 6	R3	○	○	H28	
69	急069	Ⅲ-9-107-860	厚岸 筑紫恋 4	R3	○	○	H28	
70	土001	Ⅱ 93-	0310 双見岩東の沢川					警戒区域指定基準外
71	土002	Ⅱ 93-	0320 滝の下沢川					警戒区域指定基準外
72	土003	Ⅱ 93-	0330 滝の下沢川	R3	○		H30	
73	土004	Ⅱ 93-	0340 左1の沢川	R3	○		H30	
74	土005	Ⅱ 93-	0350 末広中央川	R3	○		R1	
75	土006	I 93-	0360 ポンマビロ1の沢川	R3	○		H30	
76	土007	I 93-	0370 ポンマビロ左2の沢川	R3	○		H30	
77	土008	I 93-	0380 ポンマビロ2の沢川	R3	○		H30	
78	土009	Ⅱ 93-	0390 末広1の沢	R3	○		H28	
79	土010	Ⅱ 93-	0400 幌万別左の沢	R3	○	○	H28	
80	土011	Ⅱ 93-	0410 左1の沢川	R3	○		H28	
81	土012	Ⅱ 93-	0420 幌万別1の沢	R3	○	○	H28	
82	土013	I 93-	0440 1号川	R3	○		H22	
83	土014	Ⅱ 93-	0450 筑紫恋1の沢川	R3	○	○	H28	
84	土015	Ⅱ 93-	0460 博物館の沢川	R3	○		H28	
85	土016	Ⅱ 93-	0470 博物館下の沢川	R3	○		H28	
86	土017	I 93-	0480 国泰寺の沢川	R3	○		H28	
87	土018	Ⅱ 93-	0490 造船所沢川				H28	警戒区域指定基準外
88	土019	Ⅱ 93-	0500 黒田の沢川	R3	○	○	H28	
89	土020	Ⅱ 93-	0520 玉沢の沢川	R3	○		H28	
90	土021	Ⅱ 93-	0521 玉沢の沢川北の沢	R3	○		H28	
91	土022	I 93-	0540 小野の沢川	R3	○		H28	
92	土023	I 93-	0550 有明工場の沢川	R3	○		H28	
93	土024	I 93-	0560 神社の沢川	R3	○		H28	
94	土025	I 93-	0570 大場の沢川	R3	○		H28	
95	土026	I 93-	0580 上梅香の沢川	H26	○	○	H26	
96	土027	I 93-	0590 松葉3の沢川	H26	○		H22	
97	土028	I 93-	0600 其田の沢川	H26	○		H23	
98	土029	I 93-	0610 曙の沢川	H26	○		H23	
99	土030	I 93-	0620 松葉2の沢川	H26	○		H22	
100	土031	I 93-	0630 松葉1の沢川	H26	○	○	H26	
101	土032	I 93-	0640 奔渡1の沢川	H26	○	○	H24	
102	土033	I 93-	0650 保育所沢川	H26	○	○	H23	
103	土034	I 93-	0660 奔渡2の沢川	H26	○	○	H24	
104	土035	I 93-	0670 奔渡3の沢川	H26	○		H24	
105	土036	I 93-	0680 奔渡4の沢川	H26	○		H24	
106	土037	Ⅱ 93-	0700 西村の沢川	R3	○		H28	
107	土038	Ⅱ 93-	0710 奔渡3の沢川	R3	○		H28	
108	土039	Ⅱ 93-	0720 石原の沢川	R3	○	○	H28	
109	土040	Ⅱ 93-	0730 糸魚沢川2の沢	R3	○	○	H28	
110	土041	Ⅱ 93-	0750 小師の沢川	R3	○		R1	
111	土042	Ⅱ 93-	0760 永田の沢川	R3	○		R1	
112	土043	Ⅱ 93-	0770 池谷内の沢川	R3	○		R1	
113	土044	Ⅱ 93-	0780 柿崎の沢川	R3	○		H28	
114	土045	Ⅱ 93-	0790 山根の沢川	R3	○		H28	
115	土046	I 93-	0800 住の江2の沢川	R3	○		H28	
116	土047	I 93-	0810 住の江1の沢川	R3	○	○	H28	
117	土048	Ⅱ 93-	0820 清水の沢川	R3	○		H30	
118	土049	Ⅱ 93-	0830 高田の沢川	R3	○		H30	
119	土050	Ⅱ 93-	0840 佐藤の沢川	R3	○		R1	
120	土051	I 93-	0850 梶原の沢川	R3	○		R1	
121	土052	Ⅱ 93-	0860 ポンプ座の沢川	R3	○		R1	
122	土053	Ⅲ 93-	002 有明三の沢川	R3	○		H28	
123	土054	Ⅲ 93-	003 有明四の沢川	R3	○		H28	
124	土055	Ⅲ 93-	004 太田岡一号沢川	R3	○	○	H28	
125	地001	9-14-	426 苫多	R3	○		H30	
126	地002	9-15-	427 住の江	R3	○		H30	
127	地003	9-16-	428 奔渡町	R3	○		H28	
128	地004	9-17-	429 ピリカウタ	R3	○		H28	
129	地005	9-21-	499 梅香町	R3	○		H30	
130	地	<3>-9-662-662-0001	苫多1	R3	○		R1	
				土砂災害特別警戒区域		82箇所		
				土砂災害警戒区域		127箇所		

[災害危険箇所等]

○資料21 雪崩予想区域

	箇所番号	箇所名	備考
1	I-1131	厚岸筑紫恋	
2	I-1132	厚岸梅香町	
3	I-1134	厚岸松葉町	
4	I-1138	厚岸奔渡町4	
5	I-1139	厚岸町末広1	
6	I-1141	厚岸町小島	
7	I-2657	厚岸宮園町4	
8	I-2658	厚岸宮園町5	
9	I-2659	厚岸住の江町3	
10	I-2660	厚岸住の江町4	
11	I-2661	厚岸奔渡町6丁目2	
12	I-2662	厚岸奔渡町7丁目2	
13	I-2663	厚岸梅香町1丁目1	
14	I-2664	厚岸梅香町1丁目2	
15	I-2665	厚岸梅香町2丁目	
16	I-2666	厚岸湾月町1丁目1	
17	I-2667	厚岸湾月町1丁目2	
18	I-2668	厚岸湾月町2丁目1	
19	I-2669	厚岸湾月町2丁目2	
20	I-2670	厚岸有明町1	
21	I-2671	厚岸有明町3	
22	I-2672	厚岸愛冠1	
23	I-2673	厚岸愛冠2	
24	I-2674	厚岸筑紫恋1	

[災害危険箇所等]

○資料22 危険物所在一覧 (令和4年4月1日現在)

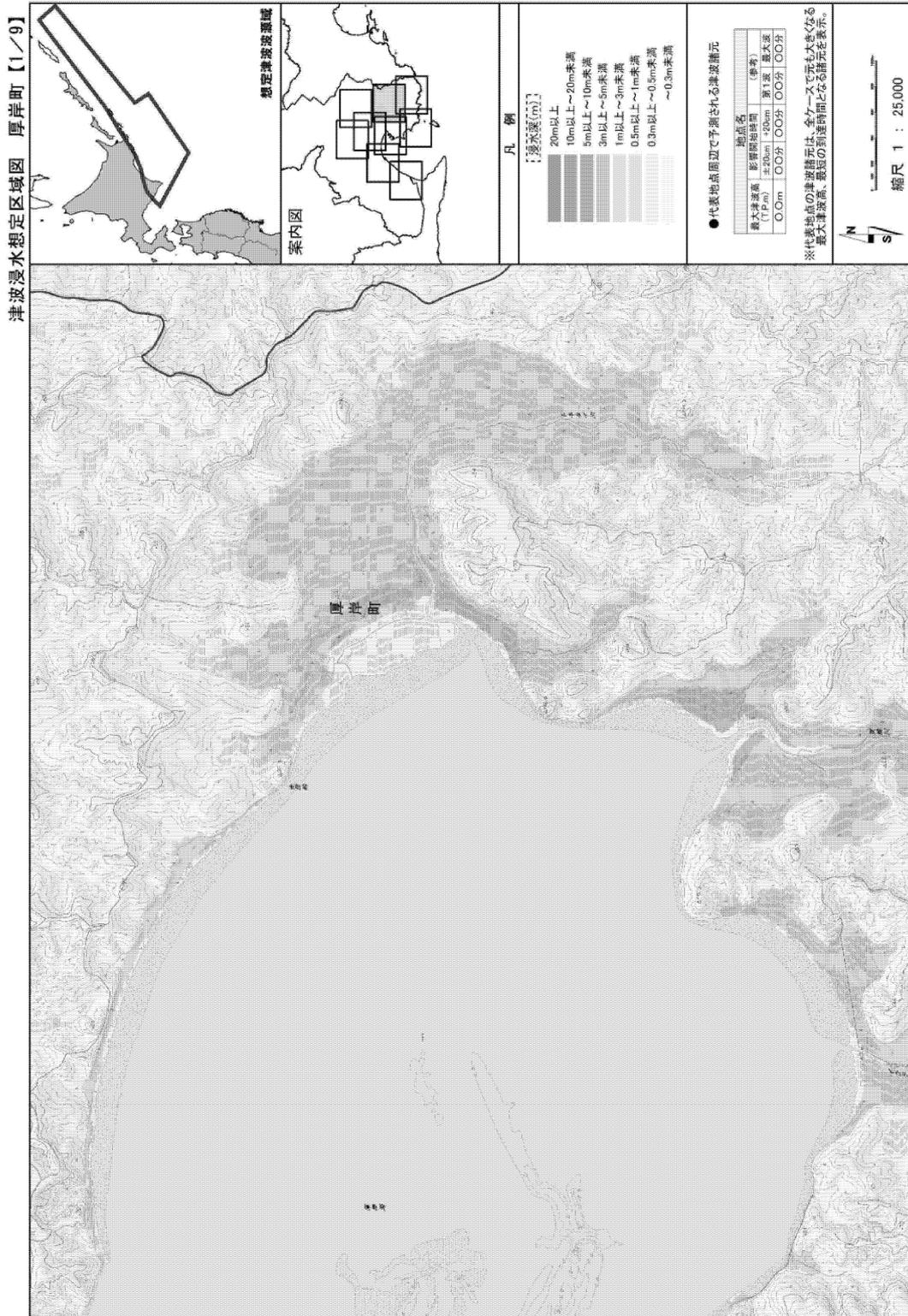
事業所名	所在地	製造所の別	品名	数量
(株)五味石油	白浜	給油取扱所	ガソリン・軽油	30,000 ℓ
		港町	一般取扱所	灯油
	重油			10,000 ℓ
	屋内貯蔵所		オイル	10,000 ℓ
	移動タンク貯蔵所		灯油・軽油	3,700 ℓ
			灯油・軽油・重油	3,800 ℓ
			灯油・軽油・重油	4,000 ℓ
	屋外タンク貯蔵所	重油	482,000 ℓ	
灯油		50,000 ℓ		
北日本石油(株)	真栄	給油取扱所	ガソリン	20,000 ℓ
		屋外タンク貯蔵所	重油	997,000 ℓ
			重油	300,000 ℓ
			灯油	50,000 ℓ
		一般取扱所	灯油	20,000 ℓ
			重油	10,000 ℓ
			重油	150,000 ℓ
屋内貯蔵所	オイル	20,000 ℓ		
厚岸湊石油(株)	真栄	給油取扱所	ガソリン	20,000 ℓ
			軽油	10,000 ℓ
		一般取扱所	灯油	5,000 ℓ
			地下タンク貯蔵所	軽油
		灯油		19,600 ℓ
		移動タンク貯蔵所	灯油・軽油・重油	6,000 ℓ
			灯油・軽油・重油	6,000 ℓ
			灯油・軽油・重油	3,800 ℓ
			灯油・軽油・重油	4,000 ℓ
			灯油・軽油・重油	4,700 ℓ
(有)勝木石油商会	奔渡	給油取扱所	ガソリン	20,000 ℓ
			灯油	60,000 ℓ
			軽油	10,000 ℓ
		移動タンク貯蔵所	灯油・軽油	3,000 ℓ
			灯油・軽油・重油	4,000 ℓ

事業所名	所在地	製造所の別	品名	数量
(株)サカイ	松葉	給油取扱所	ガソリン	30,000 ℓ
			軽油	10,000 ℓ
			灯油	20,000 ℓ
			廃油	2,000 ℓ
	若竹	移動タンク貯蔵所	灯油・軽油・重油	3,000 ℓ
			灯油・軽油・重油	3,400 ℓ
(株)丸平	門静	給油取扱所	ガソリン	15,600 ℓ
			軽油	19,200 ℓ
		一般取扱所	灯油	8,000 ℓ
			重油	2,000 ℓ
		地下タンク貯蔵所	灯油	38,400 ℓ
			重油	9,600 ℓ
		移動タンク貯蔵所	灯油・軽油・重油	4,000 ℓ
		土井木材(株)	尾幌	給油取扱所
灯油	10,000 ℓ			
軽油	10,000 ℓ			
移動タンク貯蔵所	灯油・軽油			4,000 ℓ
鉏路太田農業協同組合	太田	給油取扱所	ガソリン	16,000 ℓ
			軽油	14,000 ℓ
		一般取扱所	灯油	25,000 ℓ
			軽油	25,000 ℓ
		地下タンク貯蔵所	灯油	24,500 ℓ
			軽油	24,500 ℓ
		移動タンク貯蔵所	灯油・軽油	6,000 ℓ
		尾幌	給油取扱所	ガソリン
	灯油			22,000 ℓ
	軽油			20,000 ℓ
移動タンク貯蔵所	灯油・軽油			6,000 ℓ
厚岸第一運輸(株)	真栄	給油取扱所 (自家用)	軽油	20,000 ℓ
道東貨物(株)	港町	給油取扱所 (自家用)	軽油	20,000 ℓ
厚岸トラック(株)	真栄	給油取扱所 (自家用)	ガソリン・軽油	30,000 ℓ

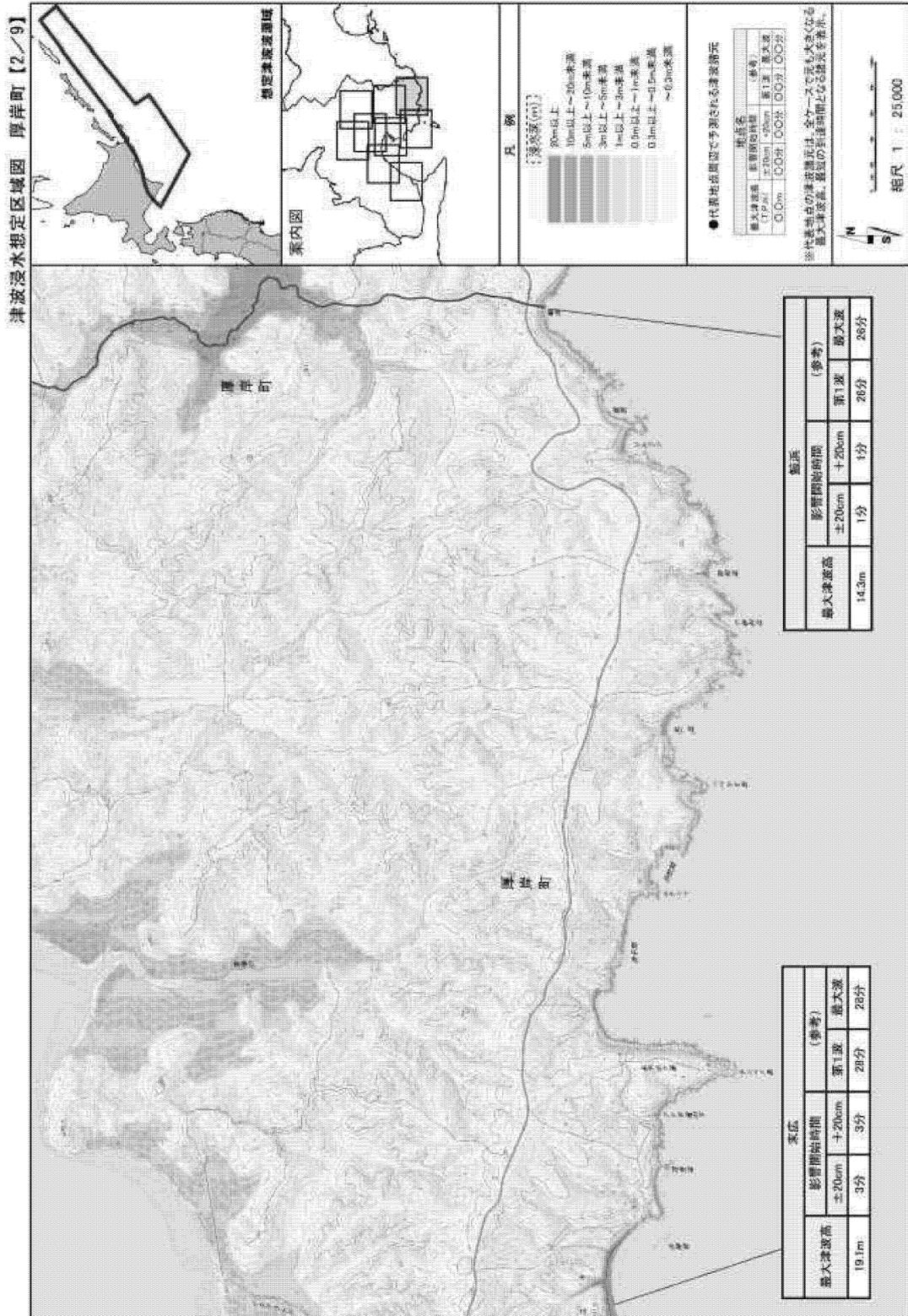
事業所名	所在地	製造所の別	品名	数量
大厚運輸(株)	宮園	給油取扱所（自家用）	軽油	30,000 ℓ
(有)中村運輸	宮園	給油取扱所（自家用）	軽油	9,500 ℓ
		移動タンク貯蔵所	灯油・軽油・重油	3,000 ℓ
北大臨海実験所	愛冠	地下タンク貯蔵所	重油	8,000 ℓ
(株)イオン 厚岸店	港町	地下タンク貯蔵所	重油	3,000 ℓ
新釧路ゴルフ倶楽部	尾幌	給油取扱所（自家用）	ガソリン	1,920 ℓ
			軽油	1,070 ℓ
		地下タンク貯蔵所	灯油	3,000 ℓ
町立厚岸病院	住の江	一般取扱所	重油	3,586 ℓ
		地下タンク貯蔵所	重油	24,000 ℓ
厚岸翔洋高等学校	湾月	地下タンク貯蔵所	重油	12,000 ℓ
曙造船所	湾月	屋内タンク貯蔵所	アセトン	180 ℓ
			ポリエス	1,500 ℓ
(有)坂井造船所	奔渡	屋内タンク貯蔵所	アセトン	320 ℓ
			樹脂	3,240 ℓ
真龍中学校	白浜	地下タンク貯蔵所	重油	6,000 ℓ
厚岸町役場	真栄	地下タンク貯蔵所	重油	5,000 ℓ
厚岸町海事記念館	真栄	地下タンク貯蔵所	重油	3,000 ℓ
厚岸町温水プール	湾月	地下タンク貯蔵所	重油	5,000 ℓ
(有)岩井商店	真栄	移動タンク貯蔵所	灯油・軽油	3,000 ℓ
タイヤショップありはら	住の江	移動タンク貯蔵所	灯油・軽油・重油	4,000 ℓ
			灯油・軽油・重油	4,000 ℓ
	港町		灯油・軽油・重油	4,000 ℓ
(株)ホテル五味	宮園	地下タンク貯蔵所	重油	4,000 ℓ
道立厚岸少年自然の家	愛冠	地下タンク貯蔵所	重油	10,000 ℓ
味覚ターミナルコンキリエ	住の江	地下タンク貯蔵所	重油	3,000 ℓ
(有)佐藤運送	宮園	給油取扱所（自家用）	軽油	10,000 ℓ
厚岸情報館	宮園	地下タンク貯蔵所	重油	3,000 ℓ
厚岸警察署	真栄	地下タンク貯蔵所	重油	6,000 ℓ
三ツ輪採石(株)	太田宏陽	給油取扱所（自家用）	軽油	12,000 ℓ
厚岸町カキ種苗センター	若竹	屋外タンク貯蔵所	重油	3,150 ℓ
(有)浅野石油	宮園	移動タンク貯蔵所	灯油・軽油・重油	3,750 ℓ

[災害危険箇所等] (出典：北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会 令和3年7月)

○資料23 津波浸水想定区域図(厚岸町1)

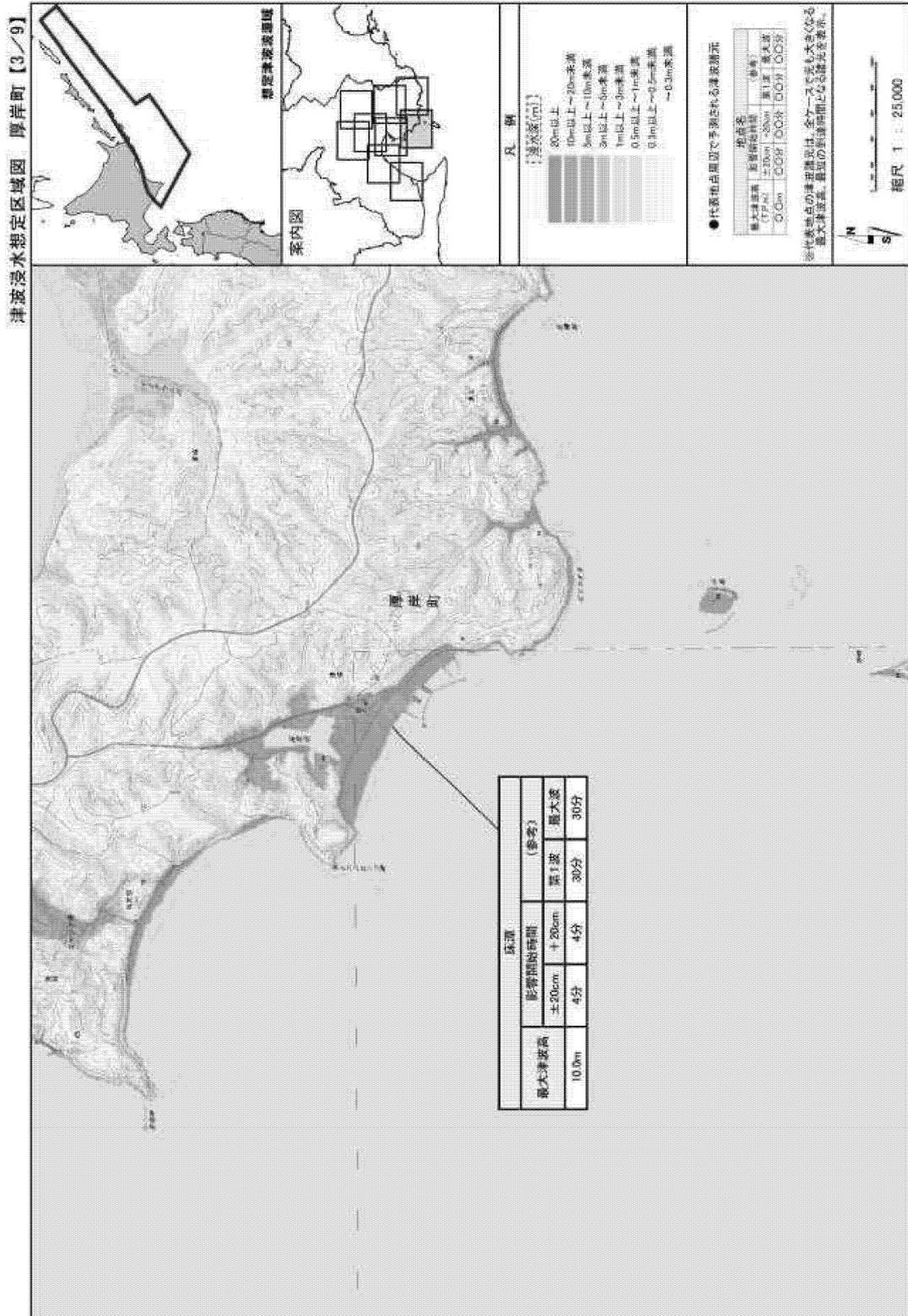


津波浸水想定区域図（厚岸町2）



「新法に基づき国土院院長承認(使用) P. 304h (67)」

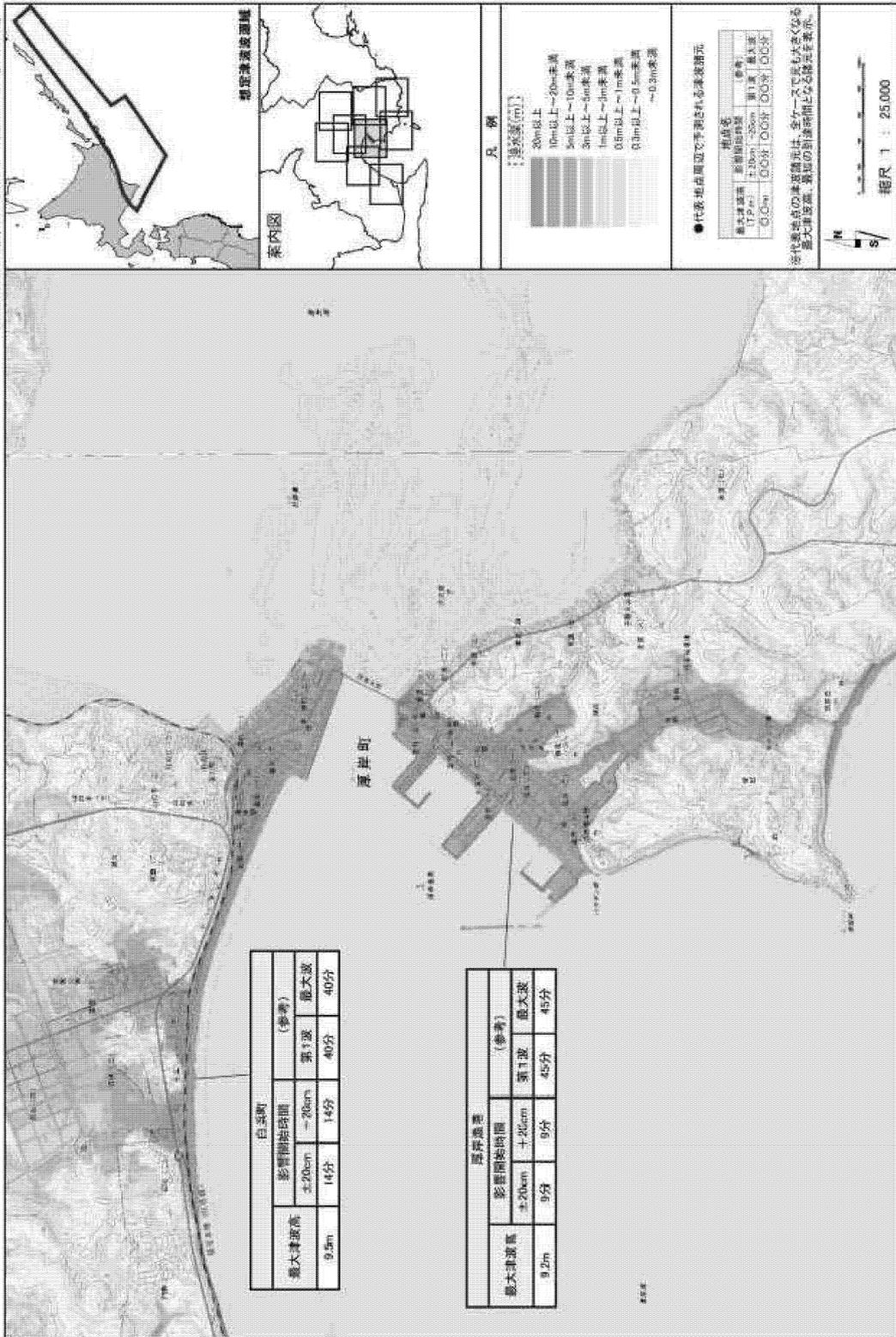
津波浸水想定区域図（厚岸町3）



「測量法に基づき国土院院長承認（使用）P. 3456（02）」

津波浸水想定区域図（厚岸町4）

津波浸水想定区域図 厚岸町【4/9】



〔測量法に基づく国土地理院承認(使用)号 30846-167〕

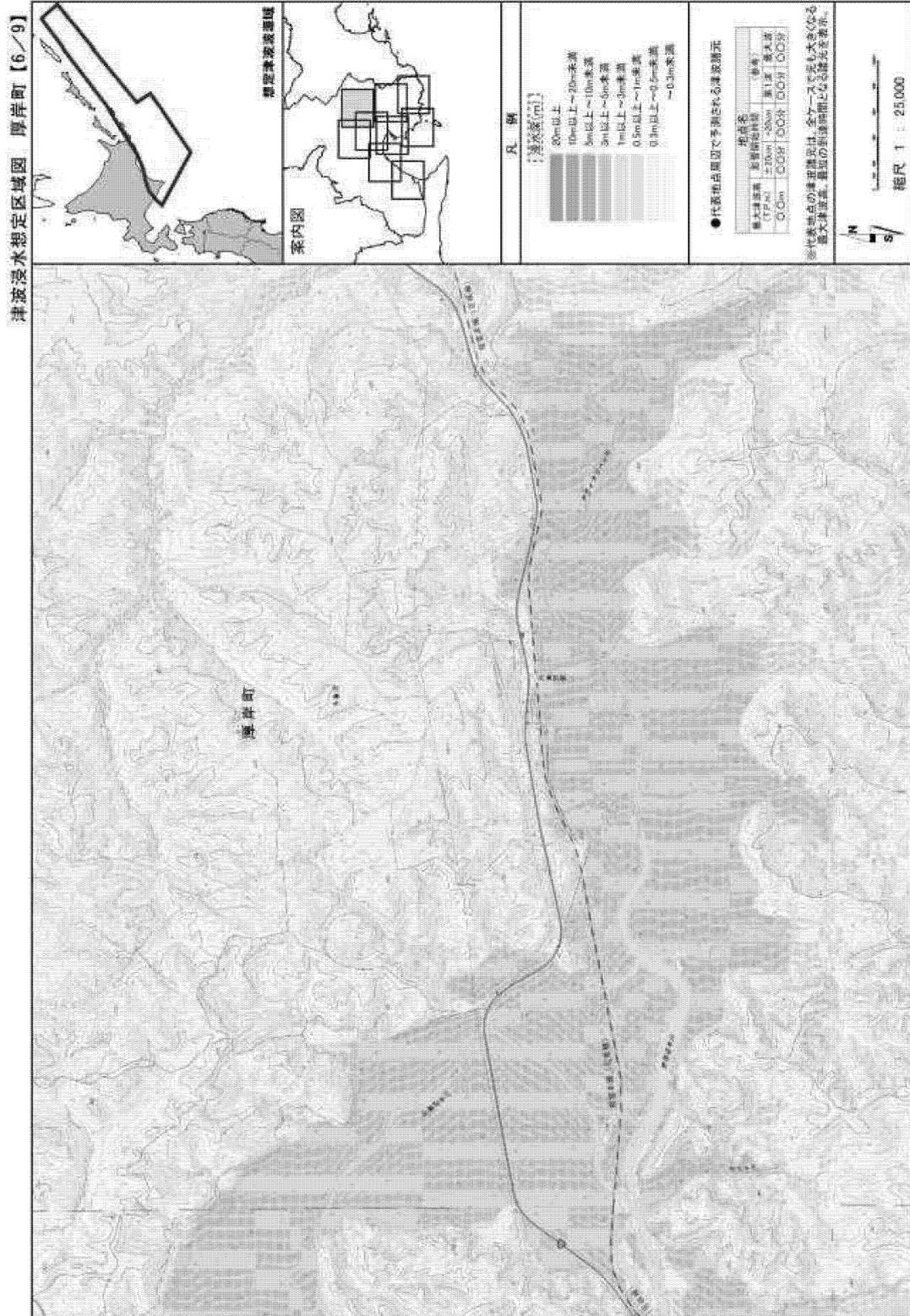
津波浸水想定区域図（厚岸町5）

津波浸水想定区域図 厚岸町【5/9】

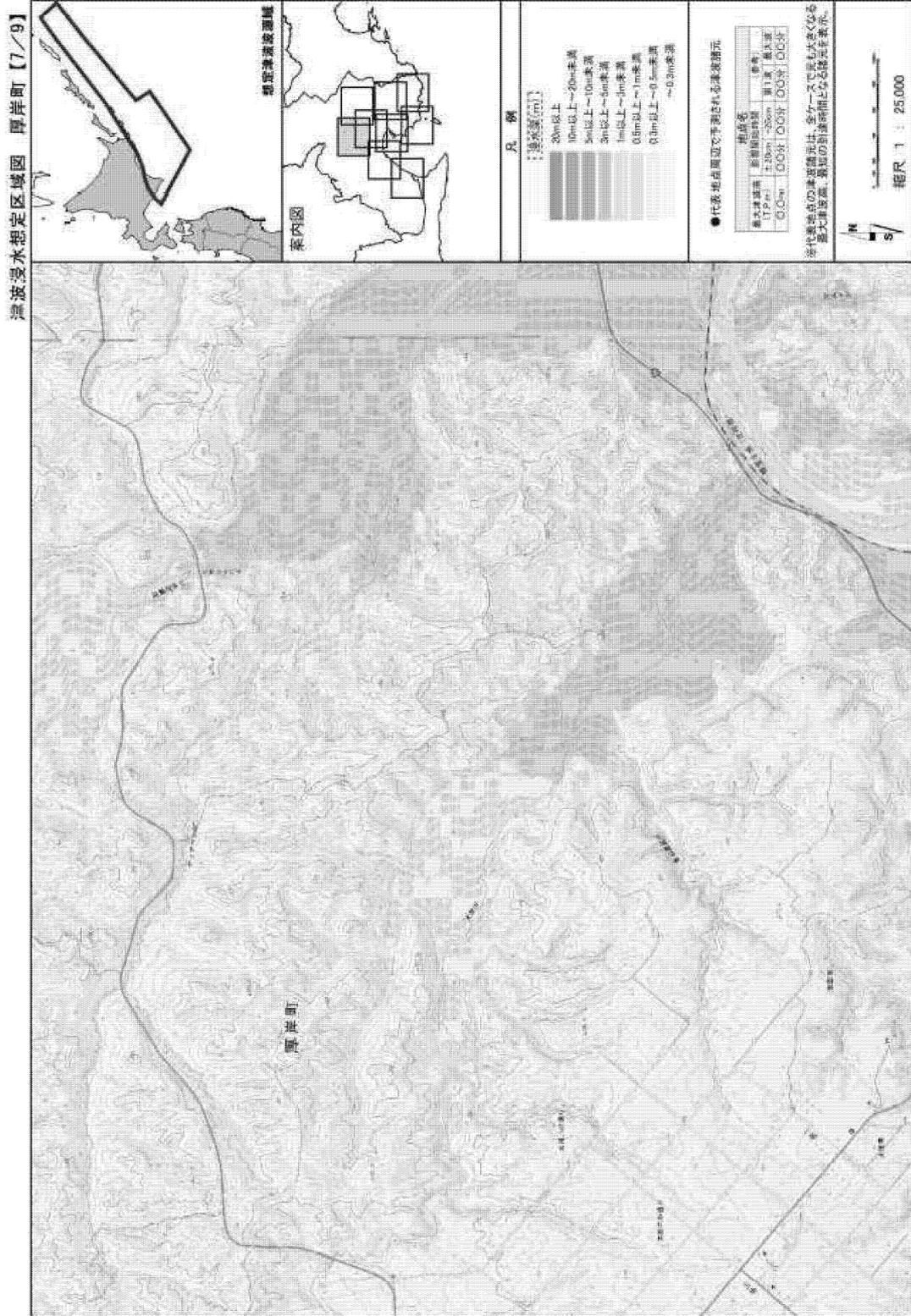


〔測量法に基づく国土地理院長承認(運用) 号 30R16 107〕

津波浸水想定区域図（厚岸町6）

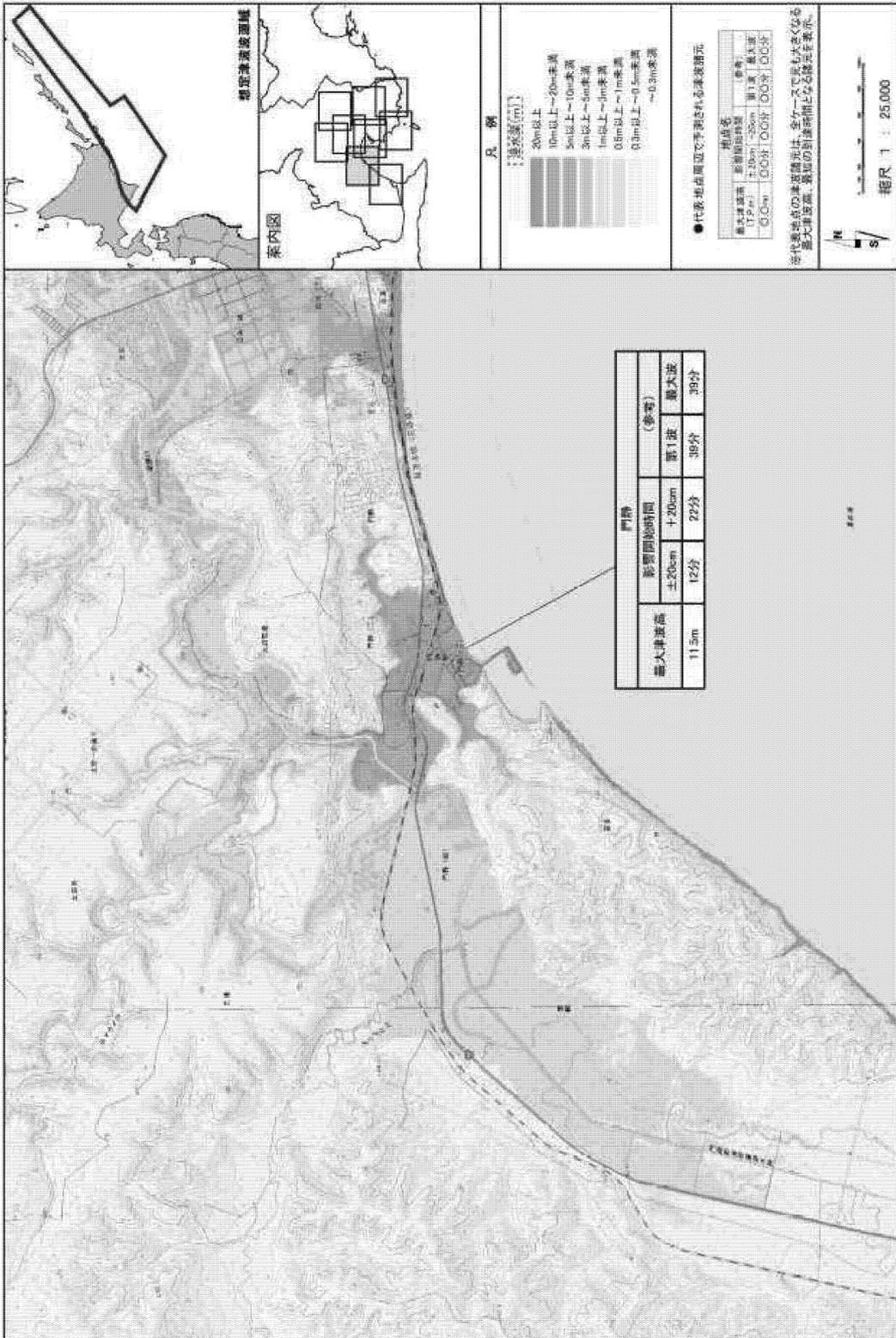


津波浸水想定区域図（厚岸町7）



津波浸水想定区域図（厚岸町 8）

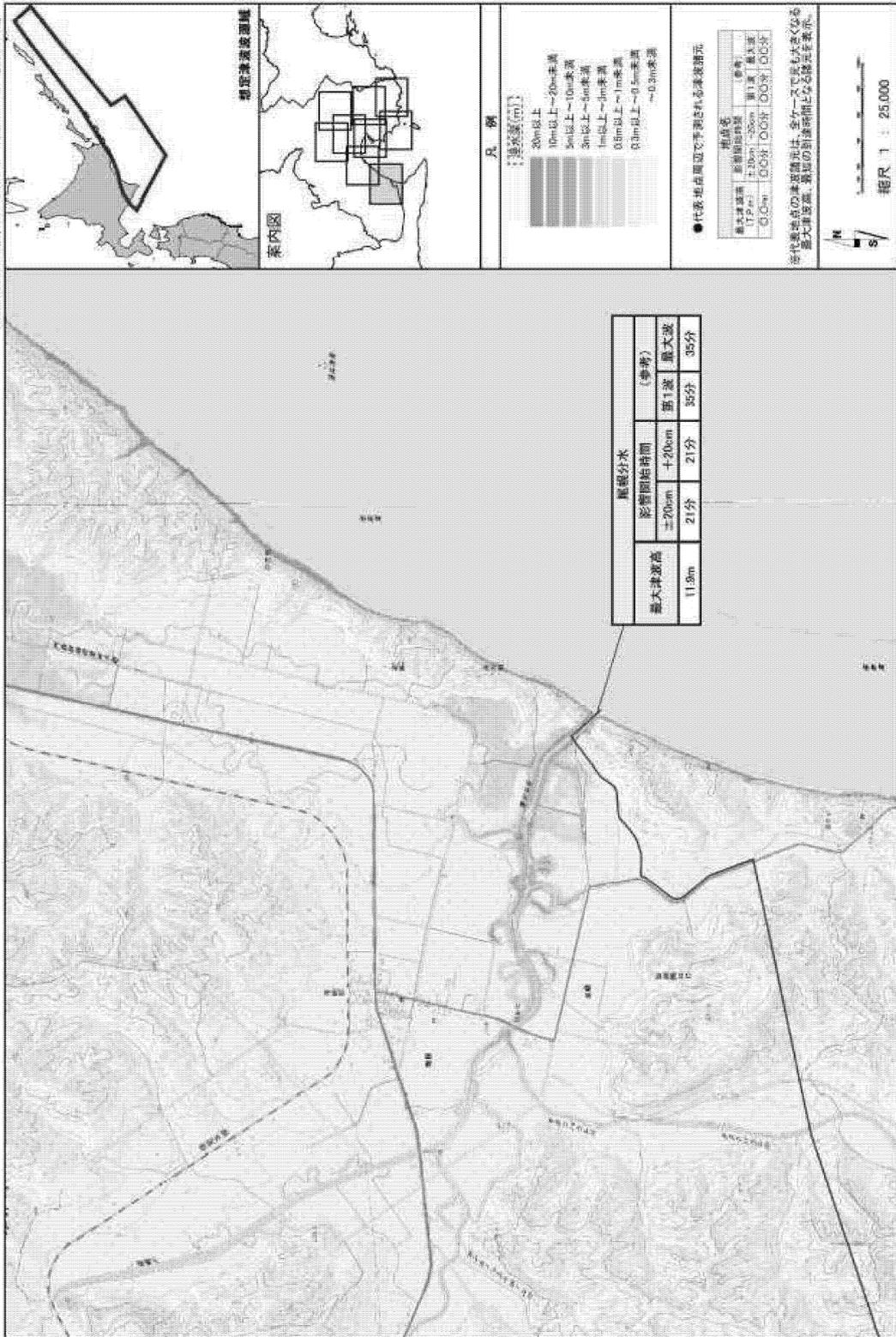
津波浸水想定区域図 厚岸町【8/9】



〔測量法に基づき国土院院長承認(使用)第30846(167)〕

津波浸水想定区域図（厚岸町9）

津波浸水想定区域図 厚岸町【9/9】



〔測量法に基づき国土地理院長承認(使用) 号 30846 (167)〕

[災害危険箇所等]

○資料24 要配慮者利用施設一覧

番号	施設名	所在地	土砂災害 警戒区域内	津波災害 警戒区域内
1	厚岸町介護老人保健施設	厚岸町住の江1丁目1番地		○
2	特別養護老人ホーム心和園	厚岸町白浜4丁目1番地		○
3	在宅老人デイ・サービスセンター	厚岸町白浜4丁目1番地		○
4	一般社団法人地域福祉未来創造者共同生活援助ぶらす	厚岸町白浜4丁目62番地		○
5	デイサービスセンターあやめ	厚岸町真栄1丁目181番地		○
6	デイケアセンターさくら	厚岸町真栄1丁目82番地		○
7	しんりゆう保育所	厚岸町宮園3丁目11番地		○
8	子夢希児童館	厚岸町梅香1丁目2番地	○	○
9	友遊児童館	厚岸町真栄1丁目2番地		○
10	厚岸町子育て支援センター (多機能共生型地域交流センター内)	厚岸町奔渡2丁目1番地	○	○
11	厚岸町地域活動支援センター (多機能共生型地域交流センター内)	厚岸町奔渡2丁目1番地	○	○
12	厚岸町子ども発達支援センター (保健福祉総合センターあみか21内)	厚岸町住の江1丁目2番地		○
13	工房るうぶ	厚岸町真栄2丁目202番地		○
14	町立厚岸病院	厚岸町住の江1丁目1番地		○
15	さくら幼稚園	厚岸町宮園3丁目115番地		○
16	カトリック幼稚園	厚岸町港町1丁目3番地		○
17	厚岸小学校	厚岸町梅香2丁目3番地	○	○
18	真龍小学校	厚岸町真栄2丁目1番地		○
19	厚岸中学校	厚岸町梅香1丁目5番地	○	○
20	真龍中学校	厚岸町白浜1丁目5番地		○
21	厚岸翔洋高等学校	厚岸町湾月1丁目20番地	○	○

[物資・資機材]

○資料25 防災資機材倉庫等（令和4年10月1日現在）

1 防災資機材等整備状況

地域	避難場所	太陽電池灯	標識	備蓄倉庫	テント(三方幕)	屋内テント	屋外テント	エアテント	トイレ	LEDランタン	ラジオ	AED	発電機	投光機
		(基)	(枚)	(基)	(張)	(張)	(張)	(張)	(箇所)	(個)	(台)	(台)	(台)	(台)
湖北省街地域	厚岸町役場				3					2	5	5	1	
	味覚ターミナル・コンキリエ	1	1	1	10					2	14	8	1	4
	真龍神社境内	1	1						簡	1	5	3	1	
	宮園丘陵地区集会所	1	2							1	10	6		
	高野寺	1	1							1	5	3	1	
	東岸寺	1	1							1	5	3	1	
	宝竜寺	1	1							1	5	6	1	
	厚岸消防庁舎	1	1					2		2				2
	山の手会館やまびこ'05	1	1							1	5	9		1
	住の江山の手高台(道路・空き地)	1	1											
	住の江丘陵公園	1	1							1				
	しんりゅう保育所裏山	1	2	2	11		10		簡	2 1	5	3		
	真龍墓地	1	1	1	5				簡	1	5	3		
	心和園裏山避難場所	1	2	1	10						5			
	太田活性化施設とその周辺 (太田活性化施設備蓄倉庫)	1	1							7	5	3	1	
	太田小学校体育館									1	5	3		
	太田中学校体育館									1	5	3		
	旧片無去小・中学校					498	90			31				
	高知小中学校体育館										5	3		
門静・吉多	厚岸望洋台駐車場	1	2	1	10					1	5	6		
	門静偕楽園団地公園	1	1											
	門静神社裏山	2	1	1	8				簡	1	5	3		
	公民館吉多分館	1	1							1	5	3		
尾幌	尾幌酪農ふれあい館	1	1						1	5	3			

1 防災資機材等整備状況(2)

地域	避難場所	太陽電池灯	標識	備蓄倉庫	テント(三方幕)	屋内テント	屋外テント	エアテント	トイレ	LEDランタン	ラジオ	AED	発電機	投光機
		(基)	(枚)	(基)	(張)	(張)	(張)	(張)	(基)	(個)	(台)	(台)	(台)	(台)
湖南市街地域	愛冠駐車場	1	1						1					
	緑のふるさと公園駐車場	1	1	1					1					
	森林センター(集会室兼休憩室)				10			2	筒 5 1	10	6		2	
	道立少年自然の家駐車場	1	1						1					
	道立少年自然の家(体育館)									5	6			
	厚岸神社	1	1						1	5	3	1		
	松葉地区集会所裏山	2	1		6				1	5	6			
	お供山展望台	1	1	1	5				筒 1	5	3			
	桜通り頂上横高台	1	1	1	5				筒 1	5	3			
	コアぼんときらく	1	1						1	5	3			
	子野日公園高台	2	1	1	8				1	9	3			
	厚岸霊園	1	1					1	1	5	3			
湖南地区防災広場			6	6	22	30							1	
筑紫恋	栽培漁業センター周辺								1	8	6			
	海岸地域裏山	1	1						1					
床潭	床潭神社	2	1	1	2					5	3			
	ピリカウタ広場(多目的広場)	1	1	1	8					5	3			
	床潭中央高台町有地裏山	1	1	1	12				筒 1	5	3			
	南高島食品裏山	1	1	1	2				筒 1	5	3			
末広	主要道道別海厚岸線付近	3	3	1	4				筒 1	5	3			
小島	小島神社									4	3		1	

1 防災資機材等整備状況(3)

地域	避難場所	暖房機器	ジェットヒーター	灯油缶	毛布	アルミマット	備蓄食料	備蓄飲料	段ボールベッド	段ボールパーテーション	クイックパーテーション
		(台)	(基)	(缶)	(枚)	(枚)	(食)	(瓶)	(セット)	(セット)	(張)
湖北省街地域	厚岸町役場				80					30	
	味覚ターミナル・コンキリエ	4		4	800	22	10,179	3,516			
	厚岸消防庁舎				50		400	360			
	山の手会館やまびこ'05				100						
	しんりゅう保育所裏山	5		5	50	20			21		
	真龍墓地	3		3	50	10					
	心和園裏山避難場所	8		8							
	太田活性化施設とその周辺 (太田活性化施設横備蓄倉庫)		3						150	25	
	旧片無去小・中学校							5410	384		
高知小中学校体育館	3		3	160		1274	1062				
門静・苦多	厚岸望洋台駐車場	5		5	70	18					
	門静神社裏山	4		4		18					
湖南省街地域	森林センター(集会室兼休憩室)	5	3	5	600	12	8,963	1,848	49	25	2
	松葉地区集会所裏山	3		3	100						
	お供山展望台	3		3	50	8					
	桜通り頂上横高台	3		3	100	10					
	子野日公園高台	3		3	100	16					
	厚岸霊園	2		2		16					
	あつけし保育所				200		1240	1848	30		
湖南地区防災広場	3		3	50				26	10		
床潭	床潭神社	1		1		6					
	ピリカウタ広場(多目的広場)	2		2	50	12					
	床潭中央高台町有地裏山	6		6	50	20					
	南高島食品裏山	1		1	50	6					
末広	主要道道別海厚岸線付近	2		2	50	6					

1 防災資機材等整備状況(4)

避難場所	粉ミルク(袋)		液体ミルク	ほ乳瓶	電気ポット	紙おむつ(乳幼児)(枚)				おしりふき	紙おむつ(高齢者等)(枚)			尿取りパッド	車椅子	生理用品
	(ほほえみ)	(ステップ)	(缶)	(本)	(個)	(S)	(M)	(L)	(ビッグ)	(パック)	(S)	(M)	(L)	(枚)	(台)	(パック)
厚岸味覚ターミナル・コンキリエ	240	96	96	25	2	372	290	308	152	8	64	60	52	900	1	45
しんりゅう保育所裏山	96	96		25		372	290	308	152	7	64	60	52	900		45
森林センター(集会室兼休憩室)	144	48	48	30	2	186	116	220	152	8	32	30	32	450	1	27
あつけし保育所	96	52	48	20		186	174	220	152	7	32	30	32	450		27

2 感染症対策備蓄品整備状況(1)

地域	避難場所	不織布マスク【大人用】(50枚入)	不織布マスク【子ども用】(50枚入)	フェイスシールド	体温計	非接触型体温計	ハンドソープ	アルコール手指消毒液	清掃用家庭用洗剤	次亜塩素酸ナトリウム	スプレー容器	除菌用アルコールティッシュ(100枚入)	タオル
		(箱)	(箱)	(枚)	(台)	(台)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(個)	(枚)
湖北省街地域	厚岸町役場	40					1						
	味覚ターミナル・コンキリエ			20	36	4	100		67		50	144	
	しんりゅう保育所裏山	20											
	太田活性化施設とその周辺(太田活性化施設横備蓄倉庫)	60											
	高知小中学校体育館	10											
	旧片無去小・中学校	525	300					175		175			610
湖南省街地域	森林センター(集会室兼休憩室)	20		20	19	2	40		28		30	61	
	あつけし保育所	20			15	1	35		20		20	50	
	湖南地区防災広場												

2 感染症対策備蓄品整備状況(2)

地域	避難場所	ペーパータオル(200枚入)	トイレットペーパー(100個入)	トイレットペーパー(12個入)	ティッシュペーパー(5箱入)	使い捨て手袋(100枚入)	感染症対策セット	キャスター付収納ボックス	多人数用救急箱(50人用)	多人数用救急箱(10人用)	食器セット	段ボールベッド	ビニールシート
		(箱)	(箱)	(パック)	(パック)	(箱)	(セット)	(個)	(セット)	(セット)	(セット)	(台)	(巻)
湖北省街地域	厚岸町役場												
	味覚ターミナル・コンキリエ						20						
	しんりゅう保育所裏山												
	太田活性化施設とその周辺(太田活性化施設横備蓄倉庫)												
	高知小中学校体育館												
	旧片無去小・中学校	255	40	55	535	67		70	4	55	70	384	19
湖南省街地域	森林センター(集会室兼休憩室)						10						
	あつけし保育所						10						
	湖南地区防災広場												11

2 感染症対策備蓄品整備状況(3)

地域	避難場所	ブルーシート	屋外テント	屋内テント	間仕切りパーテーション	ベルトパーテーション	トイレ用テント	組み立て式トイレ	組み立て式多目的ルーム	携帯用トイレ(子供用)	トイレ用収納袋(10回分)	簡易トイレ(10回分)	簡易トイレ(50回分)
		(枚)	(張)	(セット)	(台)	(台)	(台)	(台)	(基)	(個)	(セット)	(個)	(個)
湖北省街地域	厚岸町役場												
	味覚ターミナル・コンキリエ												
	しんりゅう保育所裏山		10							10		10	
	太田活性化施設とその周辺 (太田活性化施設横備蓄倉庫)												
	高知小中学校体育館	10											
	旧片無去小・中学校	50	90	498	70	46	31	31	10	10	4	65	14
湖南省街地域	森林センター(集会室兼休憩室)												
	あつけし保育所												
	湖南地区防災広場	40	30	22	70	46							

2 感染症対策備蓄品整備状況(4)

地域	避難場所	感染防止用トイレ	養生テープ	PPロープ	スズランセーブ	ビニールテープ	ラップ	ポリ袋(100枚入)	レジ袋(100枚入)	ジップロック袋(30枚入)	ゴミ袋(50枚入)	バケツ	蓋付きゴミ箱
		(台)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(束)	(束)	(箱)	(袋)	(個)	(個)
湖北省街地域	厚岸町役場												
	味覚ターミナル・コンキリエ												
	しんりゅう保育所裏山										10		
	太田活性化施設とその周辺 (太田活性化施設横備蓄倉庫)	5											
	高知小中学校体育館												
	旧片無去小・中学校		415	75	75	80	115	115	115	60	105	95	20
湖南省街地域	森林センター(集会室兼休憩室)	5											
	あつけし保育所												
	湖南地区防災広場												

3 水防倉庫

名称	土のう	スコップ(剣先)	スコップ(角)	ツルハシ	ヘルメット	水中ポンプ	電光ドラム	掛矢
	(袋)	(本)	(本)	(枚)	(個)	(台)	(台)	(本)
厚岸町役場水防倉庫	700	20	10	5	9	11	4	3

場所：厚岸町真栄3丁目1番地 面積：36㎡

[避難場所等]

○資料26 避難階段・避難経路

番号	施設名	所在地	備考
1	桜通り頂上横避難場所 避難階段	梅香2丁目	階段 L=10.8m、W=1.5m、転落防止柵
2	奔渡4丁目小規模治山 施設（避難経路）	奔渡4丁目	階段 L=9.1m、W=1.5m、転落防止柵
3	味覚ターミナルコンキ リエ南側	住の江2丁目	階段 L=28.7m、W=2m、87段、標高差11.8m
4	住の江地区集会所裏	住の江1丁目	階段 L=66.1m、W=2m、125段、標高差18.9m
5	松葉地区集会所裏避難 階段	御供	階段 L=28.6m、W=1.5m、47段、標高差7.2m
6	御供山避難階段	御供	階段 L=176.6m、W=1.5m、標高差69.5m
7	多機能共生型地域交流セ ンター（屋上避難階段）	奔渡2丁目	鋼製
8	真龍墓地避難階段	白浜3丁目	階段=L16.8m、W=1.58m、50段、標高差7.65m
9	床潭中央高台避難階段	床潭	
10	門静神社裏山避難階段	門静	
11	白浜高台避難階段	白浜1丁目	鋼製
12	しんりゅう保育所裏山 避難階段	宮園3丁目	鋼製
13	高島食品避難階段	床潭	鋼製

[避難場所等]

○資料27 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定 避難所 との 重複
			洪水	土砂	地震	津波	大規模 な火事	
1	厚岸翔洋高校グラウンド	湾月2丁目335番地					○	
2	湾月児童公園	湾月2丁目50番地					○	
3	若竹公園	若竹4丁目42番地					○	
4	厚岸小学校グラウンド	梅香2丁目3番地					○	
5	厚岸中学校グラウンド	梅香1丁目5番地					○	
6	梅香児童公園	梅香1丁目6番地					○	
7	奔渡公園	奔渡6丁目					○	
8	子野日公園	奔渡6丁目					○	
9	有明公住緑地	有明2丁目1番地					○	
10	港町1号公園	港町1丁目45番地					○	
11	港町2号公園	港町3丁目37番地					○	
12	役場庁舎駐車場	真栄3丁目1番地					○	
13	町民広場	真栄3丁目1番地					○	
14	住の江公園	住の江1丁目3番地					○	
15	真龍小学校グラウンド	真栄2丁目1番地					○	
16	宮園公園	宮園3丁目					○	
17	真龍中学校グラウンド	白浜1丁目5番地					○	
18	旧真龍中学校グラウンド	宮園3丁目					○	
19	公民館筑紫恋分館周辺	筑紫恋32番地3					○	
20	旧床潭小学校グラウンド	床潭128番地					○	
21	公民館末広分館周辺	末広85番地1					○	
22	旧小島小中学校グラウンド	小島5-8					○	
23	旧厚静小学校グラウンド	門静4丁目1番地					○	
24	公民館苦多分館周辺	苦多206番地					○	
25	尾幌酪農ふれあい館多目的広場	尾幌124番地					○	
26	旧上尾幌中学校グラウンド	上尾幌6番地					○	
27	上尾幌地区コミュニティセンター周辺	上尾幌11番地					○	
28	旧片無去小中学校グラウンド	片無去3番地					○	
29	片無去開拓パイロット地区集会所周辺	片無去1番地					○	
30	旧糸魚沢小学校グラウンド	糸魚沢322番地					○	
31	旧高知小中学校グラウンド	若松307番地					○	
32	トライベツ地区集会所周辺	トライベツ170番地1					○	
33	太田中学校グラウンド	太田5の通り27番地1					○	
34	厚岸翔洋高等学校	湾月1丁目20番地			○			○
35	社会福祉センター	梅香2丁目1番地	○		○			○
36	厚岸小学校	梅香2丁目3番地	○		○			○
37	厚岸中学校	梅香1丁目5番地	○		○			○
38	有明地区集会所	有明2丁目1番地	○		○			○
39	あつけし保育所	奔渡6丁目268番地	○	○	○			○
40	奔渡漁村センター	奔渡6丁目1番地	○					○
41	多機能共生型地域交流センター	奔渡2丁目1番地	○		○			○
42	松葉地区集会所	松葉3丁目1番地			○			○
43	湖南地区集会所	若竹4丁目1番地	○	○	○			○

○資料27 指定緊急避難場所2

NO	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所との重複
			洪水	土砂	地震	津波	大規模な火事	
44	生活改善センター	港町2丁目1番地	○	○				○
45	真龍小学校	真栄2丁目1番地	○	○	○			○
46	真栄地区集会所	真栄1丁目1番地		○				○
47	住の江地区集会所	住の江2丁目1番地	○					
48	住の江山の手地区集会所	山の手1丁目1番地	○	○	○			○
49	宮園地区集会所	宮園1丁目2番地	○	○				○
50	光栄地区コミュニティセンター	光栄1番地		○	○			○
51	しんりゅう保育所	宮園3丁目11番地	○	○	○			○
52	厚岸B&G海洋センター	宮園3丁目7番地	○	○				○
53	勤労者体育センター	宮園3丁目8番地	○	○				○
54	宮園鉄北地区集会所	宮園3丁目5番地	○	○	○			○
55	真龍中学校	白浜1丁目5番地	○	○	○			○
56	白浜地区集会所	白浜1丁目1番地	○	○	○			○
57	公民館筑紫恋分館	筑紫恋32番地3	○		○			○
58	床潭漁村センター	床潭133番地1			○			○
59	公民館末広分館	末広85番地1	○					○
60	旧小島小中学校	小島5-8	○					○
61	門静地区集会所	門静2丁目1番地		○	○			○
62	上尾幌地区コミュニティセンター	上尾幌11番地		○	○			○
63	きのご菌床センター	上尾幌3番地	○	○	○			
64	片無去地区集会所	片無去2番地		○				○
65	片無去開拓パイロット地区集会所	片無去1番地		○				○
66	糸魚沢地区集会所	糸魚沢66番地		○	○			○
67	若松地区集会所	若松103番地		○	○			○
68	トライベツ地区集会所	トライベツ170番地1	○	○	○			○
69	太田活性化施設	太田5の通り21番地22	○	○	○			○
70	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ駐車場	住の江2丁目2番				○		
71	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ（1フロアー）	住の江2丁目2番地				○		
72	真龍神社境内（広間）	宮園2丁目7番地				○		
73	高野寺境内（本堂）	宮園2丁目6番地				○		
74	東岸寺境内（庫裡、本堂）	宮園2丁目3番地				○		
75	宝龍寺境内（庫裡）	宮園2丁目2番地				○		
76	消防庁舎横駐車場	宮園2丁目60番				○		
77	住の江山の手地区集会所付近（道路・空き地）	山の手1丁目6番 外				○		
78	住の江山の手高台（道路・空き地）	山の手2丁目77番				○		
79	住の江丘陵公園	住の江4丁目				○		
80	宮園丘陵地区集会所	宮園2丁目1番地				○		
81	宮園丘陵団地（道路・空き地）	宮園2丁目1番 外				○		
82	しんりゅう保育所裏山	宮園3丁目8番				○		
83	真龍墓地	白浜3丁目4番				○		
84	太田活性化施設とその周辺（開拓記念館含む）	太田5の通り23番				○		
85	太田小学校体育館	太田4の通り32番地1				○		
86	太田中学校体育館	太田5の通り27番地1				○		

○資料27 指定緊急避難場所 3

NO	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所との重複
			洪水	土砂	地震	津波	大規模な火事	
87	特別養護老人ホーム心花園裏山避難場所	太田宏陽1番				○		
88	厚岸望洋台駐車場	門静1丁目1番				○		
89	門静借楽園団地（道路・空き地）	門静1丁目412番				○		
90	門静神社裏山	門静4丁目				○		
91	公民館苦多分館	苦多206番地	○		○	○		○
92	尾幌酪農ふれあい館	尾幌124番地	○	○	○	○	○	○
93	愛冠駐車場	愛冠6番				○		
94	緑のふるさと公園駐車場	愛冠5番				○		
95	森林センター	愛冠5番地				○		
96	ネイバル厚岸駐車場	愛冠6番				○		
97	ネイバル厚岸	愛冠6番地				○		
98	厚岸神社境内	湾月1丁目3番地				○		
99	松葉地区集会所裏山	御供1番7				○		
100	お供山展望台（避難広場）	御供51番				○		
101	桜通り頂上横高台	梅香1丁目5番				○		
102	コアぼんときらく（屋上）	奔渡2丁目1番地				○		
103	奔渡4丁目小規模治山施設	奔渡4丁目109番地				○		
104	子野日公園高台	奔渡6丁目10番				○		
105	湖南地区防災広場	奔渡6丁目266番				○		
106	奔渡7丁目裏山	奔渡7丁目165番				○		
107	厚岸霊園駐車場	有明2丁目4番				○		
108	旧（独）水産総合研究センターの周辺	筑紫恋2番 外				○		
109	筑紫恋海岸地域裏山	筑紫恋33番 外				○		
110	床潭神社	床潭350番2 外				○		
111	床潭中央高台町有地裏山	床潭142番9				○		
112	ピリカウタ広場（多目的広場）	床潭350番7 外				○		
113	（有）高島食品裏山	床潭53番1				○		
114	主要道道別海厚岸線付近	末広				○		
115	小島神社裏山	小島				○		

[避難場所等]

○資料28 指定緊急避難場所（津波）

地域	番号	指定緊急避難場所（津波）	所在地	海拔
湖北省街地	1	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ駐車場	住の江2丁目2番	25m
	2	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ（1フロビー）	住の江2丁目2番地	25m
	3	真龍神社境内（広間）	宮園2丁目7番地	34m
	4	高野寺境内（庫裡）	宮園2丁目6番地	13m
	5	東岸寺境内（庫裡）	宮園2丁目3番地	14m
	6	宝龍寺境内（庫裡）	宮園2丁目2番地	25m
	7	消防庁舎横駐車場	宮園2丁目60番	20m
	8	住の江山の手地区集会所付近（道路・空き地）	山の手1丁目6 外	22m
	9	住の江山の手高台（道路・空き地）	山の手2丁目77番	31m
	10	住の江丘陵公園	住の江4丁目	35m
	11	宮園丘陵地区集会所	宮園2丁目1番地	58m
	12	宮園丘陵団地（道路・空き地）	宮園2丁目1番 外	47m
	13	しんりゅう保育所裏山	宮園3丁目8番	10m
	14	真龍墓地	白浜3丁目4番	23m
	15	特別養護老人ホーム心和園裏山避難場所	白浜4丁目1番地	16m
太田	16	太田活性化施設とその周辺（開拓記念館含む）	太田5の通り23番	84m
	17	太田小学校体育館	太田4の通り32番地1	81m
	18	太田中学校体育館	太田5の通り27番地1	83m
門静 苦多	19	厚岸望洋台駐車場	門静1丁目1番	31m
	20	門静借楽園団地（道路・空き地）	門静1丁目412番	21m
	21	門静神社裏山	門静4丁目	22m
	22	公民館苦多分館	苦多206番地	30m
尾幌	23	尾幌酪農ふれあい館	尾幌124番地	14m
湖南省街地	24	愛冠駐車場	愛冠6番	77m
	25	緑のふるさと公園駐車場	愛冠5番	78m
	26	森林センター	愛冠5番地	78m
	27	ネイパル厚岸駐車場	愛冠6番	78m
	28	ネイパル厚岸	愛冠6番地	78m
	29	厚岸神社境内	湾月1丁目3番地	18m
	30	松葉地区集会所裏山	御供1番7	14m
	31	お供山展望台（避難広場）	御供51番	57m
	32	桜通り頂上横高台	梅香1丁目5番	28m
	33	コアぽんときらく（屋上）	奔渡2丁目1番地	10m
	34	奔渡4丁目地区小規模治山施設	奔渡4丁目109番地	7m
	35	子野日公園高台	奔渡6丁目10番	16m
	36	湖南地区防災広場	奔渡6丁目266番	3~11m
	37	奔渡7丁目裏山	奔渡7丁目165番	10m
	38	厚岸霊園駐車場	有明2丁目4番	12m
筑紫恋	39	旧(独)水産総合研究センターの周辺	筑紫恋2番 外	15m
	40	筑紫恋海岸地域裏山	筑紫恋33番 外	25m
床潭	41	床潭神社	床潭350番2 外	31m
	42	床潭中央高台町有地裏山	床潭142番9	30m
	43	ピリカウタ広場（多目的広場）	床潭350番7 外	43m
	44	(有)高島食品裏山	床潭53番1	23m
末広	45	主要道道別海厚岸線付近	末広	84m
小島	46	小島神社裏山	小島	27m

[避難場所等]

○資料29 指定避難所

NO	施設名	住所	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複
1	湾月生活館	湾月2丁目1番地	0153-52-4988	
2	厚岸翔洋高等学校	湾月1丁目20番地	0153-52-3195	○
3	社会福祉センター	梅香2丁目1番地	0153-52-7752	○
4	厚岸小学校	梅香2丁目3番地	0153-52-3016	○
5	厚岸中学校	梅香1丁目5番地	0153-52-2108	○
6	有明地区集会所	有明2丁目1番地	0153-52-4245	○
7	あっけし保育所	奔渡6丁目268番地	0153-52-7254	○
8	奔渡漁村センター	奔渡6丁目1番地	0153-52-7547	○
9	多機能共生型地域交流センター	奔渡2丁目1番地	0153-52-0510	○
10	松葉地区集会所	松葉3丁目1番地	0153-52-8820	○
11	湖南地区集会所	若竹4丁目1番地	0153-52-7734	○
12	生活改善センター	港町2丁目1番地	0153-52-4151	○
13	真龍小学校	真栄2丁目1番地	0153-52-2113	○
14	真栄地区集会所	真栄1丁目1番地	0153-52-4995	○
15	住の江地区集会所	住の江2丁目1番地	0153-52-2507	○
16	住の江山の手地区集会所	山の手1丁目1番地	0153-52-3131	○
17	宮園地区集会所	宮園1丁目2番地	0153-52-4539	○
18	光栄地区コミュニティセンター	光栄1番地	0153-52-4835	○
19	しんりゅう保育所	宮園3丁目11番地	0153-52-3035	○
20	厚岸B&G海洋センター	宮園3丁目7番地	0153-52-7785	○
21	勤労者体育センター	宮園3丁目8番地	0153-52-3841	○
22	宮園鉄北地区集会所	宮園3丁目5番地	0153-52-6117	○
23	真龍中学校	白浜1丁目5番地	0153-52-3211	○
24	白浜地区集会所	白浜1丁目1番地	0153-52-7859	○
25	公民館筑紫恋分館	筑紫恋32番地3	0153-52-4402	○
26	床潭漁村センター	床潭133番地1	0153-52-5912	○
27	公民館末広分館	末広85番地1	0153-52-5436	○
28	旧小島小中学校	小島5-8	0153-52-2602 (5~11月のみ)	○
29	門静地区集会所	門静2丁目1番地	0153-52-5889	○
30	公民館苦多分館	苦多206番地	0153-52-7286	○

○資料29 指定避難所2

NO	施設名	住所	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複
31	尾幌酪農ふれあい館	尾幌124番地	0153-56-2400	○
32	上尾幌地区コミュニティセンター	上尾幌11番地	0153-57-2362	○
33	片無去地区集会所	片無去2番地	0153-57-2455	○
34	片無去開拓パイロット地区集会所	片無去1番地	0153-52-6230	○
35	糸魚沢地区集会所	糸魚沢66番地	0153-55-9035	○
36	若松地区集会所	若松103番地	0153-55-9001	○
37	トライベツ地区集会所	トライベツ170番地1	0153-55-9140	○
38	太田活性化施設	太田5の通り21番地22	0153-52-7700	○

○資料30 福祉避難所

番号	施設名	所在地	建築年	構造	電話番号	給食施設の有無	管理者
1	町立厚岸病院	住の江2丁目1番地	H7	鉄筋	0153-52-3145	有	事務局長
2	保健福祉総合センター	住の江2丁目2番地	H12	鉄筋	0153-53-3333	有	保健福祉課長
3	特別養護老人ホーム心和園	白浜4丁目1番地	S55	鉄筋	0153-52-6373	有	保健福祉課長 指定管理者
4	在宅老人デイ・サービスセンター	白浜4丁目1番地	H2	鉄筋	0153-52-3901		
5	太田活性化施設	太田5の通り21番地22	H27	鉄筋	0153-52-7700	有	太田自治会長
6	特定非営利活動法人のんき村 秋桜亭号館	片無去668番地2	R2	木造	0153-57-2232	有	代表理事

[避難場所等]

○資料31 地震防災上重要施設一覧

番号	施設名	所在地	耐震化状況	備考
1	味覚ターミナル・コンキリエ	住の江2丁目2番地	不要	指定緊急避難場所及び防災拠点
2	森林センター	愛冠6番地	不要	指定緊急避難場所及び防災拠点
3	保健福祉総合センター	住の江1丁目2番地	不要	福祉避難所
4	社会福祉センター	梅香2丁目1番地	実施済	指定避難所及び指定緊急避難場所
5	厚岸消防庁舎	宮園2丁目414番地2	不要	指定緊急避難場所
6	しんりゅう保育所	宮園3丁目11番地	不要	指定避難所
7	あっけし保育所	奔渡6丁目268番地	不要	指定避難所
8	多機能共生型地域交流センター	奔渡2丁目1番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
9	特別養護老人ホーム心和園	白浜4丁目1番地	不要	福祉避難所
10	デイサービスセンター	白浜4丁目1番地	不要	福祉避難所
11	旧小島小中学校	小島5-8	未実施	指定避難所
12	宮園地区集会所	宮園1丁目2番地	未実施	指定避難所及び指定緊急避難場所
13	宮園丘陵地区集会所	宮園2丁目1番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
14	宮園鉄北集会所	宮園3丁目5番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
15	真栄地区集会所	真栄1丁目1番地	未実施	指定避難所及び指定緊急避難場所
16	生活改善センター	港町2丁目1番地	必要	指定避難所及び指定緊急避難場所
17	住の江地区集会所	住の江2丁目1番地	必要	指定避難所及び指定緊急避難場所
18	住の江山の手地区集会所	山の手1丁目1番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
19	白浜地区集会所	白浜1丁目1番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
20	光栄地区コミュニティセンター	光栄1番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
21	門静地区集会所	門静2丁目1番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
22	上尾幌地区コミュニティセンター	上尾幌11番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
23	片無去開拓パイロット地区集会所	片無去1番地	未実施	指定避難所及び指定緊急避難場所
24	片無去地区集会所	片無去2番地	未実施	指定避難所及び指定緊急避難場所
25	糸魚沢地区集会所	糸魚沢66番地	未実施	指定避難所及び指定緊急避難場所
26	若松地区集会所	若松103番地	未実施	指定避難所及び指定緊急避難場所
27	トライベツ地区集会所	トライベツ170番地1	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
28	湾月生活館	湾月2丁目1番地	未実施	指定避難所及び指定緊急避難場所
29	湖南地区集会所	若竹4丁目1番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
30	松葉地区集会所	松葉3丁目1番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
31	有明地区集会所	有明2丁目1番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
32	奔渡地区漁村センター	奔渡6丁目1番地	未実施	指定避難所及び指定緊急避難場所
33	床潭地区漁村センター	床潭133番地1	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
34	尾幌酪農ふれあい館	尾幌124番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
35	太田活性化施設	太田5の通り21-22	不要	指定避難所、指定緊急避難場所及び福祉避難所
36	真龍小学校	真栄2丁目1番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
37	真龍中学校	白浜1丁目5番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
38	太田小学校	太田4の通り32-1	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
39	太田中学校	太田5の通り27-1	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
40	高知小中学校	若松307番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
41	厚岸小学校	梅香2丁目3番地	実施済	指定避難所
42	厚岸中学校	梅香1丁目5番地	実施済	指定避難所及び指定緊急避難場所
43	中央公民館苫多分館	苫多206番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
44	中央公民館末広分館	末広85番地	未実施	指定避難所

番号	施設名	所在地	耐震化状況	備考
45	中央公民館筑紫恋分館	筑紫恋32番地3	不要	指定避難所
46	厚岸B & G海洋センター	宮園3丁目7番地	未実施	指定避難所
47	勤労者体育センター	宮園3丁目6番地	未実施	指定避難所及び指定緊急避難場所
48	片無去地区体育館	片無去3番地	不要	指定避難所及び指定緊急避難場所
49	町立厚岸病院	住の江1丁目1番地	実施済	福祉避難所

[避難場所等]

○資料32 移転促進対象施設一覧

番号	施設名	所在地	建築年	構造	延床面積 (㎡)	収容人数	海拔 (m)	備考
1	床潭へき地保育所	床潭131番地1	S59	木造	417	202	4.1	津波浸水想定区域 令和7年度解体予定
2	門静へき地保育所	門静3丁目2番地	S54	木造	218	105	6.8	津波浸水想定区域 令和7年度解体予定
3	特別養護老人ホーム心和園	白浜4丁目1番地	S55	鉄筋	1,632	50	5.3	津波浸水想定区域
4	在宅老人デイ・サービスセンター	白浜4丁目1番地	H2	鉄筋	445	35	5.3	津波浸水想定区域

○ 資料33 被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので、</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので、</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので、</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態のもの。 (2) 埋没とは、粒径1 mm以下にあつては2 cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。	
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。	
⑧ 衛星被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。

被害区分		判断基準
⑨ 商 港 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水 道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○資料34 「被災者生活再建支援法」に基づく支援(被災者生活再建支援制度)

目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																																											
制度の対象となる自然災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村 ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村 ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万人未満のものに限る） ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の他の市町村で、①～③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万人未満のものに限る） ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 ・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満のものに限る）、 ・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）																																											
制度の対象となる被災世帯	① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）																																											
支援金の支給額	（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基礎支援金 (住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">加算支援金 (住宅の再建方法)</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④大規模半壊 (損害割合40%台)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤中規模半壊 (損害割合30%台)</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅を除く）</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>					基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計	建設・購入	補修	①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円	④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円	⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円
	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計																																								
		建設・購入	補修																																									
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																								
		補修	100万円	200万円																																								
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円																																								
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																								
		補修	100万円	150万円																																								
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円																																								
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円																																								
		補修	50万円	50万円																																								
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円																																								
支援金の支給申請	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>申請窓口</td> <td colspan="3">市町村</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請時の添付書面</td> <td>基礎支援金</td> <td colspan="2">罹災証明書、住民票 等</td> </tr> <tr> <td>加算支援金</td> <td colspan="2">契約書（住宅の購入、賃借等） 等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請期間</td> <td>基礎支援金</td> <td colspan="2">災害発生日から13月以内</td> </tr> <tr> <td>加算支援金</td> <td colspan="2">災害発生日から37月以内</td> </tr> </table>				申請窓口	市町村			申請時の添付書面	基礎支援金	罹災証明書、住民票 等		加算支援金	契約書（住宅の購入、賃借等） 等		申請期間	基礎支援金	災害発生日から13月以内		加算支援金	災害発生日から37月以内																							
申請窓口	市町村																																											
申請時の添付書面	基礎支援金	罹災証明書、住民票 等																																										
	加算支援金	契約書（住宅の購入、賃借等） 等																																										
申請期間	基礎支援金	災害発生日から13月以内																																										
	加算支援金	災害発生日から37月以内																																										

○ 資料35 被災者宅地危険度判定実施要綱

被災宅地危険度判定実施要綱

平成29年7月21日 改正

被災宅地危険度判定連絡協議会

(目的)

第1条 この要綱は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、当該市町村を管轄する都道府県の災害対策本部に設置する組織をいう。

(危険度判定の責任体制等)

第3条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 危険度判定の実施に係る経費については、原則として宅地判定士の派遣を要請した市町村及び都道府県が負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町村及び都道府県と十分協議するものとする。

(連絡支援体制等)

第4条 都道府県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における危険度判定活動を支援し、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。ただし、市町村の要請が無い場合でも必要に応じて都

道府県が積極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。

- 2 国土交通省は、都道府県から前項の要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めるときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、あわせて都道府県及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）に宅地判定士の派遣を要請するものとする。
- 3 都道府県は、管下の被災した市町村、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。
- 4 都市再生機構は、国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

（都道府県が市町村支援等を行うことが困難な場合における支援体制等）

第4条の2 都道府県は、前条第1項の規定による市町村への支援又は指導・指揮することが困難な場合は、国土交通省に対して支援を要請することができる。

- 2 国土交通省は、前項の規定による要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができる。ただし、必要な場合は、同項の要請を待つことなく、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができるものとする。
- 3 国土交通省は、前項の規定による支援を行う場合は、都市再生機構又は公益社団法人全国宅地擁壁技術協会（以下「宅地擁壁技術協会」という。）に対して協力を要請することができる。
- 4 都市再生機構及び宅地擁壁技術協会は、国土交通省から協力の要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援することができる。

（判定結果の表示等）

第5条 市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

（被災宅地危険度判定士）

第6条 都道府県知事及び都市再生機構理事長（以下「都道府県知事等」という。）は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、別に定める被災宅地危険度判定実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

- 2 宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者で、実施マニュアルに規定する宅地判定士の業務を実施する能力があり、次の各号いずれかに該当する者は、第11条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受講し、修了した後、その居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県知事に、被災宅地危険度判定士登録申請書及び別に定める書類（以下「申請書等」という。）を提出することにより、前項の登録を受けることができる。

ただし、都市再生機構の職員である者が前項の登録を受けようとするときは、その居住地

又は勤務先の所在地にかかわらず、都市再生機構理事長に申請書等を提出し、登録を受けるものとする。

- 一 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当する者
 - 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事等が認めた者
 - 四 その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として都道府県知事等が認めた者
- 3 都道府県知事等は、前項の申請書等の提出を受けたときは、速やかに第1項の登録を行い、被災宅地危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
 - 4 都道府県知事等は、第2項及び第3項の規定によらず、学識経験者等の第2項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。
 - 5 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日（前項に該当する場合にあっては、都道府県知事等が認めた日）から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。
 - 6 宅地判定士登録の詳細については、別に定める要領による。

（宅地判定士登録の更新）

第7条 前条第1項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに、講習会を受講し、修了した場合、又は都道府県知事等が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、その登録を受けている都道府県知事等に、被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新することができる。

- 2 都道府県知事等は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、すみやかに第6条第1項の登録を行い、新たな登録証を交付するものとする。
- 3 前項による登録の有効期間は、前条第5項に準ずる。

（宅地判定士名簿）

第8条 都道府県知事等は、前二条により宅地判定士の登録を行った場合には、すみやかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に記載しなければならない。

(名簿記載事項の変更)

第9条 宅地判定士は、前条に定める名簿記載事項に変更を生じたときは、第3項に該当する場合を除き、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書及び登録証（以下「届出書等」という。）を、登録を受けた都道府県知事等に提出しなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、すみやかに名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付しなければならない。

3 宅地判定士は、登録をその居住地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて居住地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を居住地の都道府県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び登録をその勤務先の所在地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて勤務先の所在地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を勤務先の所在する都道府県以外の都道府県に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするとき、並びに都市再生機構職員である者が職員でなくなったときは、届出書等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。

また、宅地判定士が新たに都市再生機構の職員となったときには、届出書等を都市再生機構理事長に提出するものとする。

4 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、第8条に準じその内容により名簿の記載を訂正するとともに変更前の登録を行っていた都道府県知事等に通知し、あわせて記載事項を変更した登録証を届出書を提出した宅地判定士に交付しなければならない。

5 都道府県知事等は、第6条第2項第3号及び第4号に該当し、同条第1項の登録を受けた宅地判定士又は同条第4項により登録を受けた宅地判定士に、第3項に該当する変更が生じたときは宅地判定士の登録を取り消さなければならない。

(登録証の再交付)

第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書を、登録を受けた都道府県知事等に提出し、新たな登録証の交付を受けることができる。

2 都道府県知事等は、前項の申請書の提出を受けたときは、すみやかに新たな登録証を交付しなければならない。

3 登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証が発見された場合にはすみやかに発見した登録証を新たな登録証の交付を受けた都道府県知事へ届け出なければならない。

(講習会)

第11条 都道府県、協議会等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を実施することができる。

(宅地判定士の災害補償)

第12条 協議会は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に起因する疾病に罹った場合に係る補償制度を整備しなければならない。

2 前項の補償制度の詳細に関しては、別に定める細則による。

(判定調整員)

第13条 都道府県知事等は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行うことができると認められた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として認定するものとする。

2 判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

3 都道府県知事等は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、名簿に記載しなければならない。

(被災宅地危険度判定地域連絡協議会)

第14条 都道府県及び市町村等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を円滑に運用するため、都道府県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

(都道府県実施要綱等)

第15条 この要綱による危険度判定実施の詳細に関しては、実施マニュアル等の別に定める細則による。

2 都道府県知事等は、この判定制度の的確な実施を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置付けるとともに、この要綱及びこの要綱により定めることとされている細則等に含まれない、都道府県等における特殊な状況により必要となる事項を規定する細則として、都道府県等ごとに実施要綱を定めるものとする。

(雑則)

第16条 都道府県知事は、管下の市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な助言を行うことができる。

2 協議会は、判定制度の目的を達成するために、必要な連絡調整に努め、この要綱が適正に運用されるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成10年2月6日から施行する。

2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うもの

とする。

- 3 都道府県知事等は、平成15年3月31日までに前項の体制を整備しなくてはならない。
- 4 第2項に定める間、第6条第2項の申請書等及び第7条第1項の更新申請書等並びに第9条第3項の届出書等は、協議会会長に提出するものとする。
- 5 第2項に定める間、第6条第3項及び第7条第2項並びに第9条第4項の「都道府県知事等」を「協議会会長」に、第9条第4項の「協議会会長」を新たな登録先として届出者が指定した都道府県知事等にそれぞれ読み替えるものとする。
- 6 協議会会長は、前項の読み替えにより第6条及び第7条の登録を行った場合には、第8条に準じ記載した名簿を、次項又は第7項により指定された都道府県知事等に送付するものとする。
- 7 第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者は、第2項の期間終了後に登録されるその居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県をあらかじめ指定することができる。
- 8 前項の指定を行わずに登録を受けた者は、申請の時点におけるその者の勤務先の所在地の都道府県を前項により指定したものとみなす。
- 9 前二項にかかわらず、第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者が都市基盤整備公団の職員である場合には、第7項の指定の有無にかかわらず、同項により都市基盤整備公団を指定したものと見なす。
- 10 第2項により協議会会長が行った業務は、同項の期間終了後、第7項又は第8項により指定された都道府県知事等が行ったものとみなす。
- 11 都道府県知事等は、第2項の期間中、第6条第2項第3号及び第4号並びに第6条第4項の規定による認定を行うことができないものとする。

附則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成11年6月3日から施行する。
- 2 都市基盤整備公団の職員であって、平成11年6月3日に、すでに宅地判定士として登録を受けている者については、登録時に改正後の附則第7項により指定を行い登録されたものと見なす。
- 3 前項に該当する宅地判定士については、名簿を訂正し、あわせて記載事項を訂正した新たな登録証を交付するものとする。

附則

この改正による新たな要綱は、平成13年5月31日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、平成14年5月20日から施行する。

附則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成16年10月5日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。

3 都道府県知事等は、原則として平成18年3月31日までに前項の体制を整備しなければならない。

附則

この改正による新たな要綱は、平成19年10月22日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、平成21年8月21日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、平成29年7月21日から施行する。

○ 資料36 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印	公安委員会 印
番号標に表示されている番号			
車両の用途			
(緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所 () 局		
	氏 名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出 発 地		目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

○ 資料37 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、緑および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料38 ヘリコプター離着陸可能地

1 ヘリコプター離着陸可能地

番号	施設名 (離着陸可能地)	所在地	著名地点からの 方向及び距離(km)	広さ (㎡)	施設管理者及び 電話番号
1	厚岸翔洋高等学校 グラウンド	湾月2-335	役場から南南西に 2.1km	15,622	厚岸町教育委員会 (0153)-52-3131
2	厚岸中学校 グラウンド	梅香1-5	役場から南南東に 2.0km	13,718	
3	旧真龍中学校 グラウンド	宮園3	役場から北西に 2.0km	36,478	
4	宮園公園野球広場	宮園3	役場から北西に 2.5km	16,342	
5	太田中学校 グラウンド	太田5の通り	役場から北西に 6.7km	11,260	
6	旧上尾幌中学校 グラウンド	上尾幌6	役場から西に 18.9km	11,922	

2 ドクターヘリ離着陸可能地

番号	施設名 (離着陸可能地)	所在地	施設管理者及び 電話番号
1	厚岸翔洋高等学校 グラウンド	湾月2-335	学 校 長 (0153)-52-3195
2	厚岸小学校 グラウンド	梅香2丁目	厚 岸 小 学 校 (0153)-52-3016
3	真龍小学校 グラウンド	真栄2丁目	真 龍 小 学 校 (0153)-52-2113
4	厚岸望洋台	門静	観 光 商 工 課 (0153)-52-3131
5	味覚ターミナル コンキリエ駐車場	住の江	コンキリエ／根室道路事務所 (0153)-52-4139 / (0153)-24-4188
6	釧路建設管理部 厚岸出張所	宮園3丁目	釧路建設管理部厚岸出張所 (0153)-52-3615
7	宮園公園野球広場	宮園3丁目	厚岸町教育委員会スポーツ課 (0153)-52-7785
8	旧床潭小学校 グラウンド	床潭	厚 岸 町 教 育 委 員 会 (0153)-52-3131
9	太田小学校 グラウンド	太田4の通り	太 田 小 学 校 (0153)-52-2007
10	太田中学校 グラウンド	太田5の通り	太 田 中 学 校 (0153)-52-2297
11	厚岸町尾幌	尾幌	釧路太田農協協同組合 (0153)-52-7151
12	旧上尾幌小中学校 グラウンド	上尾幌	厚 岸 町 教 育 委 員 会 (0153)-52-3131
13	旧片無去小中学校 グラウンド	片無去	
14	高知小中学校 グラウンド	若松	

○ 資料39 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

○ 資料40 厚岸町災害対策基本条例

平成25年3月27日条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 自助（第5条・第6条）

第3章 共助（第7条—第10条）

第4章 公助

第1節 基本方針（第11条—第13条）

第2節 協働による災害対策の推進（第14条—第21条）

第3節 災害に強いまちづくりの推進（第22条—第30条）

附則

自然は、私たちの暮らしに多大な恵みをもたらす一方、時として人知を超えた猛威を振るい、人々の生活に甚大な被害をもたらしてきた。

平成23年3月11日、戦後最悪の大震災を招いた東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波が発生し、四面環海の日本において、豊穡をもたらし、憩いを与えてくれる美しい海とともに暮らし、豊かな伝統や文化を育み、紡いできた地域が壊滅的な被害を受け、数多くの人々の尊い命や暮らしを一瞬にして奪い去った。

私たちは、この惨禍をしっかりと受け止め、風化させることなく、次の世代へと引き継いでいかなければならない。

また、平成24年6月に北海道は、平成17年に公表した500年間隔地震の切迫性が高まっている中で、北海道太平洋沿岸部における津波浸水予測図を改訂し、地震の規模、津波の高さ、浸水域ともに、これまでの想定をはるかに超えた東日本大震災に匹敵する想定を公表した。さらに近年、国内では、台風やゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨が発生し、甚大な被害をもたらしている。

人は、自然災害の発生を予測し、防ぐことはできない。しかし、私たちは、英知を集め、効果的な対策を講じることにより、被害を最小限に止めることは可能である。

そのためには、町はもちろんのこと、町民一人ひとりが、また、事業者それぞれが、自らの力で自らを災害から守るために共に力を合わせて、全力で取り組むことが必要不可欠である。

いつか必ずやってくる大規模災害に備え、町民、事業者及び町が適切な役割分担のもと、自助・共助・公助が相互に連携し合った、災害に強い、町民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害対策に関し、基本理念を定め、並びに町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧その他必要な災害対策の基本となる事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害から町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害に強い安全で安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 自主防災組織 町民がその居住する地域において、自主的に結成する防災組織をいう。
- (4) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (5) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本理念)

第3条 災害対策は、町民及び事業者（以下「町民等」という。）が自己の責任により自らを災害から守る自助、町民等が地域において相互に助け合い互いを災害から守る共助並びに町が町民等を守るための施策を推進する公助を基本として、町民等及び町が男女双方の視点、要配慮者への支援等に配慮しながら、それぞれの責務と役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行わなければならない。

(地域防災計画への反映)

第4条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により設置した厚岸町防災会議は、法第42条第1項の規定により作成した厚岸町地域防災計画を修正するに当たっては、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を反映させなければならない。

第2章 自助

(町民の自助)

第5条 町民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
- (2) 家具の転倒及び物品の落下を防止するための措置を講ずること。
- (3) 出火を防止するための措置を講ずること。
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具を準備すること。
- (5) 災害時に自らが必要とする飲料水、食料、医薬品その他の物資の備蓄又は確保を図ること。
- (6) 災害時に必要な情報を収集できる機器を準備すること。
- (7) 避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）、避難経路並びに避難方法を確認すること。
- (8) 災害時の連絡先及び連絡方法を確認すること。
- (9) 町が実施する防災に関する訓練及び研修に積極的かつ継続的に参加すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

2 町民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、当該災害に関する情報に留意し、必要と判断したときは、自主的に避難するとともに、町から高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令があったときは、速やかにこれに応じて行動するものとする。

3 津波により浸水するおそれのある地域の町民は、津波に関する予報若しくは警報が発表され

たとき又は津波による被害の発生が予想されるときは、町が指定する避難場所等、高台その他の安全な場所へ直ちに避難するとともに、避難指示が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

(事業者の自助)

第6条 事業者は、従業員及び顧客（以下「従業員等」という。）の安全を確保するため、次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
- (2) 事業活動で使用する物品等の転倒、落下等を防止するための措置を講ずること。
- (3) 出火を防止するための措置を講ずること。
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具を準備すること。
- (5) 災害時に従業員等が必要とする飲料水、食料その他の物資の備蓄又は確保を図ること。
- (6) 避難場所等、避難経路及び避難方法を確認し、並びに従業員等へ周知すること。
- (7) 災害対策に関する知識及び技術を従業員等へ周知し、並びに防災訓練を実施すること。
- (8) 災害時に必要な情報を収集できる機器の準備並びに従業員等への伝達の手段の確認、確保及び周知を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

2 事業者は、災害発生時等において従業員等が迅速かつ円滑に避難することができるように、災害に関する情報の提供、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。

3 津波により浸水するおそれのある地域に事業所又は事務所を有する事業者は、津波に関する予報若しくは警報が発表されたとき又は津波による被害の発生が予想されるときは、従業員等が町が指定する避難場所等、高台その他の安全な場所へ直ちに避難することができるように、災害に関する情報の提供、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。

第3章 共助

(町民による共助)

第7条 町民は、地域社会の一員として、自発的な災害予防の活動及び災害時における避難活動、負傷者の救護その他の災害対策に関する活動（以下「自主防災活動」という。）に参加するよう努めるものとする。

2 町民は、互いの生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織を結成するよう努めるとともに、自主防災組織の自主防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(自主防災組織による共助)

第8条 自主防災組織は、地域住民と協力して、地域における自主防災活動を実施することにより、地域住民の安全確保に努めるものとする。

(事業者による共助)

第9条 事業者は、町民及び自主防災組織と連携し、地域における自主防災活動に協力するよう努めるものとする。

(要配慮者の援護)

第10条 町民、自主防災組織及び事業者は、要配慮者が災害時に安全を確保できるよう援護に努めるものとする。

第4章 公助

第1節 基本方針

(町の責務)

第11条 町は、法第5条の規定に基づき、災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する必要な対策（以下「災害対策事業」という。）を推進することにより、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から守るよう努めなければならない。

2 町は、災害対策に関して町民から意見を聞くように努めるとともに、必要と認められる場合には、災害対策事業に反映させるよう努めるものとする。

3 町は、国、道及び関係機関と連携し、災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐことができるよう、防災に関する施設及び設備について、計画的に整備を図るよう努めるものとする。

4 町は、災害発生時等において町の職員が迅速かつ的確に対処することができるよう、防災に関する訓練及び研修の実施により、町の職員の災害及び防災に関する知識の習得、災害発生時等にとるべき行動の修得並びに防災意識の高揚に努めなければならない。

5 町は、災害対策事業を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(町の職員の責務)

第12条 町の職員は、町民の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

(基本方針)

第13条 町は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、災害対策を推進するものとする。

(1) 町民等との協働により、災害対策を推進すること。

(2) 災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。

(3) 本町の地域特性に応じた災害対策を推進すること。

第2節 協働による災害対策の推進

(自主防災組織の育成及び支援)

第14条 町は、自主防災組織を育成するため、必要な助成及び研修の実施並びに自主的な防災に係る意識の啓発に努めるとともに、自主防災組織の自主防災活動の促進を図るため、指導的な役割を担う人材の育成その他必要な支援に努めなければならない。

(避難行動要支援者への支援)

第15条 町は、あらかじめ、避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努めるとともに、避難行動要支援者その他の要配慮者への情報の提供及び避難の支援を円滑に行うための体制の整備に努めなければならない。

(防災に関する知識の普及)

第16条 町は、防災講演会を実施する等防災に関する知識の普及を積極的に推進し、町民の防災に関する知識の向上及び防災に関する意識の高揚に努めなければならない。

(防災に関する教育等の実施)

第17条 町は、幼児、児童及び生徒が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自らの安全を確保するために適切な対応ができるよう、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 学校教職員、保育士等は、災害発生時等において適切な対応ができるよう、防災に関する訓練及び研修への参加に努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第18条 町は、国、北海道及び関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するよう努めなければならない。

(情報の提供)

第19条 町は、危険箇所、避難場所等その他災害対策に係る施設等を表示した地図を作成し、災害対策に関する情報を町民に提供しなければならない。

(情報収集伝達体制の整備等)

第20条 町は、災害発生時等における情報を早急かつ正確に収集し、及びこれらの情報を伝達するための体制を整備するとともに、町民が避難場所等においてこれらの情報を入手できる体制を整備しなければならない。

2 町は、災害発生時等において、前項に規定する体制に基づき、速やかに災害及び防災に関する情報を収集するとともに、町民等に対し、必要な情報を迅速かつ的確に提供するよう努めなければならない。

(ボランティア活動への支援)

第21条 町は、災害が発生した場合において、ボランティアによる被災者への支援活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、ボランティアの受入体制の整備等ボランティア活動の環境の整備に努めるものとする。

第3節 災害に強いまちづくりの推進

(応急医療体制の整備)

第22条 町は、あらかじめ災害時における応急医療体制を整備するとともに、災害時においては、町民等及び医療機関と連携協力し、傷病者の救護に当たらなければならない。

(物資の計画的な備蓄等)

第23条 町は、災害発生時等に備え、必要な物資及び資器材を計画的に備蓄し、整備し、及び点検し、並びに必要な避難場所等に配備するとともに、災害時等における円滑な運搬及び配給の体制を確立するよう努めなければならない。

(応急対策を行うための体制の確立)

第24条 町は、災害時においては、直ちに法第23条の2第1項の規定により設置する災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を中心とする応急対策を行うための体制を確立しなければならない。

(避難所の開設等)

第25条 町は、災害発生時等において避難者又は被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、その運営に当たらなければならない。

2 町は、避難所の運営及び設営に当たっては、自主防災組織、ボランティア等と連携し、要配慮者、女性及び子どもに配慮するよう努めなければならない。

(施設又は設備の復旧)

第26条 町は、災害により電気、通信、交通その他の町民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

(復旧の推進)

第27条 町は、町内に甚大な災害が発生したときは、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して、早期の復旧に努めなければならない。

2 町は、前項に規定する場合には、町民生活の円滑な再建を図るため、早期に災害対策本部を中心とする復旧体制を確立しなければならない。

(事業者等との協定)

第28条 町は、災害が発生した場合において、避難所の提供、食料、飲料水等の生活物資の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体、応急対策の実施に係る事業者等との協定を締結するものとする。

(他の地方公共団体への支援)

第29条 町は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生したときは、相互協力の理念に基づき、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(降雪時における避難路等の確保)

第30条 町は、降雪時における避難路及び避難場所の確保対策を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料41 厚岸町防災会議条例

昭和38年3月26日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき厚岸町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 厚岸町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて厚岸町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 厚岸町教育委員会教育長
 - (7) 釧路東部消防組合消防長
 - (8) 釧路東部消防組合厚岸消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の総数は、25人以内とする。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、厚岸町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年11月 1 日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年 3 月25日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 3 月16日条例第14号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年10月 1 日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月27日条例第 9 号）

この条例は、平成25年 5 月 1 日から施行する。

○ 資料42 厚岸町防災会議運営規程

昭和38年12月10日訓令第13号

(趣旨)

第1条 厚岸町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)及び厚岸町防災会議条例(昭和38年条例第16号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長(以下「会長」という。)に事故があるときは、防災会議委員(以下「委員」という。)である副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(防災会議招集の特例)

第4条の2 委員長は、緊急の必要があり防災会議の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、防災会議の会議に代えることができる。

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(委員の異動報告)

第5条 防災会議条例第3条第5項第1号から第4号まで及び第9号の委員が異動等により変更のあつた場合は、当該委員の後任者はその職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日訓令第3号)

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月22日訓令第29号)

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日訓令第38号)

この規則は、令和3年3月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

○ 資料43 厚岸町災害対策本部条例

昭和38年3月26日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき厚岸町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料44 厚岸町災害対策本部運営規程

昭和60年4月1日訓令第2号

(趣旨)

第1条 厚岸町災害対策本部の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び厚岸町災害対策本部条例（昭和38年条例第17号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副町長をもつて充てる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、町立病院事務長の他町長が指名する課長等をもつて充てる。

(対策部及び班)

第4条 災害対策本部（以下「本部」という。）には、次の対策部を置き、対策部の下に班を置く。

ただし、災害の状況により一部の対策部及び班を設置しないことができる。

- (1) 総務対策部（総務班、総合政策班、税務班、観光商工班）
- (2) 救護対策部（救護班、保健班、環境班）
- (3) 農業・水産対策部（農業班、水産班）
- (4) 土木対策部（管理班、土木・施設班）
- (5) 水道対策部（水道班）
- (6) 教育対策部（管理班、生涯学習班、体育施設班、給食班）
- (7) 医療対策部（医療班）
- (8) 出納部（出納班）

2 部には、部長を置く他必要に応じ副部長を置くことができる。部長、副部長は、部に属すべき課等の課長等をもつて充てる。

3 班には、班長を置く。班長は部に属すべき職員のうちから課長補佐又は係長職をもつて充てる。

4 部及び班に属すべき職員は、おおむね部長の属する課等の職員をもつて充てる。

5 部及び班の所掌事務は、別に定めるものとする。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、災害対策に関し災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議し、その推進に当たる。

(本部の庶務)

第6条 本部の庶務は、危機対策室において処理する。

附 則

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月26日訓令第10号)

この訓令は、平成3年4月26日から施行する。

附 則 (平成6年6月17日訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年4月27日訓令第8号)

この訓令は、平成10年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日訓令第16号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月22日訓令第30号)

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

資料45 厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例

平成7年3月17日条例第11号

(設置)

第1条 災害その他緊急時における情報の正確かつ迅速な伝達及び町の広報活動の円滑化を図り、災害の防止と住民福祉の向上に資するため、厚岸町防災行政無線施設（以下「防災無線施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 防災無線施設の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称		設置場所
送信施設	親局	厚岸町真栄3丁目1番地 厚岸町役場庁舎内
	遠隔制御局	厚岸町宮園2丁目414番2
	予備局	釧路東部消防組合厚岸消防署内
中継施設	中継局	厚岸町愛冠5番
	再送信子局	厚岸町上尾幌11番
受信施設	屋外拡声子局	別表のとおり
	戸別受信機	第4条の規定により町長が指定する場所

(業務)

第3条 防災無線施設を使用して行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 地震、風水害及び気象予警報の伝達並びに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等災害情報に関すること。
- (2) 行政事務の円滑な遂行を図るための行政広報に関すること。
- (3) 地域住民の生命・財産の保護に関すること。
- (4) その他町長が特に必要と認める事項

(戸別受信機の設置場所等)

第4条 第2条の規定による戸別受信機の設置場所及び設置数は、次のとおりとする。

設置場所	設置数
(1) 町の区域内に住所を有する住民の世帯主の住家	各1台
(2) 国、道、町その他の公共的団体の事務所及び施設	各1台
(3) その他町長が必要と認めた場所	各1台

2 前項第1号に規定する場所の付帯施設又は事業所等に戸別受信機の設置を希望する者は、有償で設置できるものとする。

(防災無線施設の管理)

第5条 町長は、前条で規定した戸別受信機について、別に定める「戸別受信機設置台帳」を作成し、保管するものとする。

2 町長は、防災無線施設を正常かつ能率的に管理運営するために定期的又は随時に点検を行い、常に非常災害時における無線通信の円滑な運営を図るように努めなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 第4条に規定する設置場所の利用者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識をもって使用すること。
- (2) 異常を発見したときは、直ちに町長に届け出ること。
- (3) 目的以外に使用しないこと。
- (4) 無断で他の者に譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 町長の指定するもの以外に戸別受信機を解体又は修理をさせないこと。

2 利用者は、町内・外に転居するとき、又は世帯主を変更するときは、あらかじめ町長に届出し、その指示を受けるものとする。

(損害賠償)

第7条 利用者が前条の規定に違反し、町に損害を及ぼしたときは、町長が定める損害賠償額を支払わなければならない。ただし、町長が賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(戸別受信機の使用料等)

第8条 戸別受信機の使用料は、無料とする。ただし、管理費用は利用者が負担する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成7年2月21日から適用する。

附 則(平成8年12月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年9月25日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月2日条例第28号）

この条例は、平成16年7月5日から施行する。

附 則（平成16年10月1日条例第31号）

この条例は、平成16年11月15日から施行する。

附 則（平成18年6月23日条例第37号）

この条例は、平成18年7月18日から施行する。

附 則（平成18年9月19日条例第41号）

この条例は、平成18年11月13日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第19号）

この条例は、平成19年7月30日から施行する。

附 則（平成19年9月26日条例第20号）

この条例は、平成19年11月12日から施行する。

附 則（平成20年6月23日条例第23号）

この条例は、平成20年6月30日から施行する。

附 則（平成21年6月30日条例第15号）

この条例は、平成21年7月13日から施行する。

附 則（平成21年10月1日条例第17号）

この条例は、平成21年10月26日から施行する。

附 則（平成29年6月30日条例第11号）

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第13号）

附 則（令和2年3月16日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 町長は、この条例の施行の前においても、厚岸町防災行政無線施設の設置及び使用に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（令和3年7月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

厚岸町防災行政無線屋外拡声子局

番号	設置場所
1	厚岸町真栄 3 丁目 1 番地 厚岸町役場屋上
2	厚岸町門静 3 丁目 148 番 1
3	厚岸町白浜 1 丁目 1 番
4	厚岸町宮園 1 丁目 127 番
5	厚岸町真栄 2 丁目 1 番
6	厚岸町港町 4 丁目 39 番
7	厚岸町奔渡 2 丁目 1 番
8	厚岸町若竹 4 丁目 42 番
9	厚岸町若竹 2 丁目 100 番
10	厚岸町湾月 2 丁目 50 番 1
11	厚岸町梅香 1 丁目 1 番
12	厚岸町奔渡 5 丁目 98 番
13	厚岸町筑紫恋 58 番 2
14	厚岸町末広 139 番
15	厚岸町小島 19 番
16	厚岸町苫多 156 番
17	厚岸町苫多 250 番
18	厚岸町宮園 4 丁目 1 番
19	厚岸町光荣 1 番
20	厚岸町床潭 128 番
21	厚岸町床潭 262 番 1
22	厚岸町末広 321 番
23	厚岸町末広 321 番

資料46 厚岸町防災行政無線施設（固定系）戸別受信方式受信局管理規則

平成7年4月1日規則第8号

（目的）

第1条 この規則は、厚岸町防災行政無線局戸別受信方式受信局（以下「戸別受信機」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（戸別受信機の保全及び責務）

第2条 設置を受けた戸別受信機は最大の注意をもって使用するとともに、破損した場合は使用者の責任において修復するものとする。ただし、使用者の責めに期し難いと認めるときは厚岸町が負担する。

2 使用者は、設置を受けた戸別受信機が故障等で使用に耐えなくなったときは直ちに危機対策室に報告するものとする。

3 戸別受信機の使用によって生じる電気料金及び乾電池の購入費は使用者の負担とする。

（戸別受信機の返還）

第3条 利用者が次の各号に該当することとなった場合戸別受信機は速やかに町長に返還しなければならない。

- (1) 厚岸町の住民でなくなったとき。
- (2) 世帯主でなくなったとき。
- (3) その他町長が特に必要でないと判断したとき。

（設置台帳の備付）

第4条 町長は、厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定による戸別受信機設置台帳（別記様式）を備え、戸別受信機の管理に努めなければならない。

（戸別受信機の設置場所）

第5条 条例第4条第1項の表第3号に規定する設置場所は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 厚岸町地域防災計画に定める高潮・津波時の避難収容施設
- (2) 私立幼稚園、無認可保育所及び認知症対応型共同生活介護事業所
- (3) ホテル、旅館、ユースホステル及び民宿
- (4) 高潮・津波時に避難を要すると思われる地域に臨時的に6月以上居住していると認められるもので、町長に対し申出のあった者の住宅

(5) その他災害対策上特に必要と認めた場所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年12月22日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月25日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月7日規則第7号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

別記様式(第4条関係)

戸別受信機設置台帳

氏名	住所	番地	受信機 番号	戸別 番号	受信状 態 db	空中線種類	備 考
						室・ダ・三	
						室・ダ・三	
						室・ダ・三	
						室・ダ・三	
						室・ダ・三	
						室・ダ・三	
						室・ダ・三	
						室・ダ・三	
						室・ダ・三	
						室・ダ・三	

備考 空中線種類欄の室は室内アンテナ、ダはダイポールアンテナ、三は三素子アンテナを表す。

資料47 厚岸町防災行政無線施設運用管理規程

平成7年4月1日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という）及び関係法令に定めるもののほか、厚岸町防災行政無線施設の適正かつ能率的な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 無線局 厚岸町防災行政無線施設の固定系親局、中継局、予備局及び移動系基地局並びに移動局をいう。
- (2) 統括責任者 無線局の管理及び運用上の責任者であって、町長から任命された者をいう。
- (3) 管理責任者 統括責任者の命を受け、直接無線局の管理及び運用にあたる責任者をいう。
- (4) 通信取扱者 無線局の通信を取り扱う者であって、無線従事者以外の者をいう。
- (5) 通信統制 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指定等を行うこと、又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(無線局の任務)

第3条 この無線局は、平常時においては一般行政事務に関する通信を取り扱い、災害時等においては、災害対策基本法に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する通信を取り扱うことを任務とする。

(無線局の管理課)

第4条 無線局を管理する課は、危機対策室とする。

(統括責任者)

第5条 統括責任者は、危機対策室長とする。

- 2 統括責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について、管理責任者、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、危機対策係長とする。

- 2 無線局の管理及び運用に関する業務について、無線従事者及び通信取扱者を直接指揮監督す

る。

(無線従事者)

第7条 無線従事者は、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに無線局の通信業務にあたる。

(無線従事者の配置)

第9条 統括責任者は、無線局の運用形態に応じ、適正な資格、員数の無線従事者を配置しなければならない。

(通信系統)

第10条 通信系統は、別図のとおりとする。

(通信の種類)

第11条 通信は、防災通信（災害発生時において、防災、応急救助、災害復旧等のために行う通信をいう。以下同じ。）、平常通信（一般行政事務のために行う通信をいう。）及び訓練通信（非常災害時における通信の円滑な実施を確保するために必要な訓練のために行う通信をいう。）とする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用については、別に定める運用細則による。

2 釧路東部消防組合厚岸消防署等と無線設備を共用することとなる場合の運用については、別途締結した運用協定による。

(通信統制)

第13条 通信統制は、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) 実施責任者は、統括責任者とする。
- (2) 統括責任者が職務を行うことができないときは、管理責任者がこれを代行する。
- (3) 統括責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除する。

(非常災害時における通信体制)

第14条 統括責任者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに管理責任者に対し、通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。

- (1) 災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

(2) 統括責任者が特に必要と認めるとき。

2 管理責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し防災通信の円滑な疎通を図るものとする。

3 統括責任者は、第1項各号の場合、防災通信の円滑な疎通を図るため、陸上移動局を必要と認める場所へ配備することができるものとする。

(予備電源)

第15条 予備電源（同報通信方式の場合の受信設備を含む。）は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

(1) 無線設備を接続して安定に動作させることができるものであること。

(2) 操作が簡単であること。

(通信訓練)

第16条 統括責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟化を図るため、次により定期的に訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 四半期ごと

2 訓練は通信統制訓練、住民への警報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(職員の研修)

第17条 管理責任者は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

(備付書類の管理)

第18条 無線局管理責任者は、無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。

(無線従事者選任及び解任届の提出)

第19条 統括責任者は、無線従事者に異動が生じたときは、法第51条の規定により、速やかに無線従事者選任又は解任届を北海道総合通信局長に提出するための手続をとらなければならない。

(無線設備の点検及び整備)

第20条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 週点検

(2) 四半期点検

(3) 年点検（年1回以上）

- 2 前項の点検の結果は、点検記録簿（様式1から様式4）に記録しておくものとする。
- 3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。
 - (1) 週点検 無線従事者
 - (2) 四半期点検 管理責任者
 - (3) 年点検 統括管理者
- 4 予備装置及び予備電源は、毎四半期1回以上使用し、機能を確認しておくものとする。
- 5 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに責任者に報告し、措置するとともに保守契約を締結している業者等に連絡し障害の除去に努めるものとする。

(その他)

第21条 町長は、この規程に定めるもののほか、必要に応じて無線局の運用管理に関する細則を定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 厚岸町防災行政無線局運用管理規程（昭和58年訓令第5号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月29日訓令第23号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日訓令第6号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月10日訓令第51号）

この訓令は、平成29年11月10日から施行する。

附 則（平成31年2月26日訓令第4号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日訓令第59号）

この訓令は、令和元年12月20日から施行する。

様式 1

様式1

無線局週点検記録簿
(固定局又は親局)

					通信取扱責任者
					印
点検年月日	年 月 日	天候		点検者氏名	
設備の区分	点 検 項 目				点 検 結 果
無線設備	電源電圧	V	電源電流	A	
	電源ランプ	点灯	消灯		
	無線機器動作状態				
	AC電源断の場合の予備電源の動作				
附属装置	選択呼出し(緊急一括、一括、地区別、戸別)の動作				
	送信ボタンを押した場合の送出状態				
	電波発射終了後の空線状態				
	チャイム、マイクロホン、テープ(レコード)等の入力レベルの調整				
	音声レベル、信号レベルのVUメーターによる監視				
	AC電源断の場合の蓄電池による機器の動作				
備考					

様式 2

様式2

無線局四半期点検記録簿
(遠隔制御局・屋外子局)

						管理責任者
						印
点検年月日	年	月	日	天候		点検者氏名
設備の区分	点 検 項 目					点 検 結 果
予備電源装置	電源電圧 V					
	電源切替試験					
非常灯	室	室	室	室		
空中線系						
屋外子局設備	総合動作試験	子局No.	結 果	子局No.	結 果	
遠隔制御装置	総合動作試験	良		否		
備 考	均等補充充電の実施					

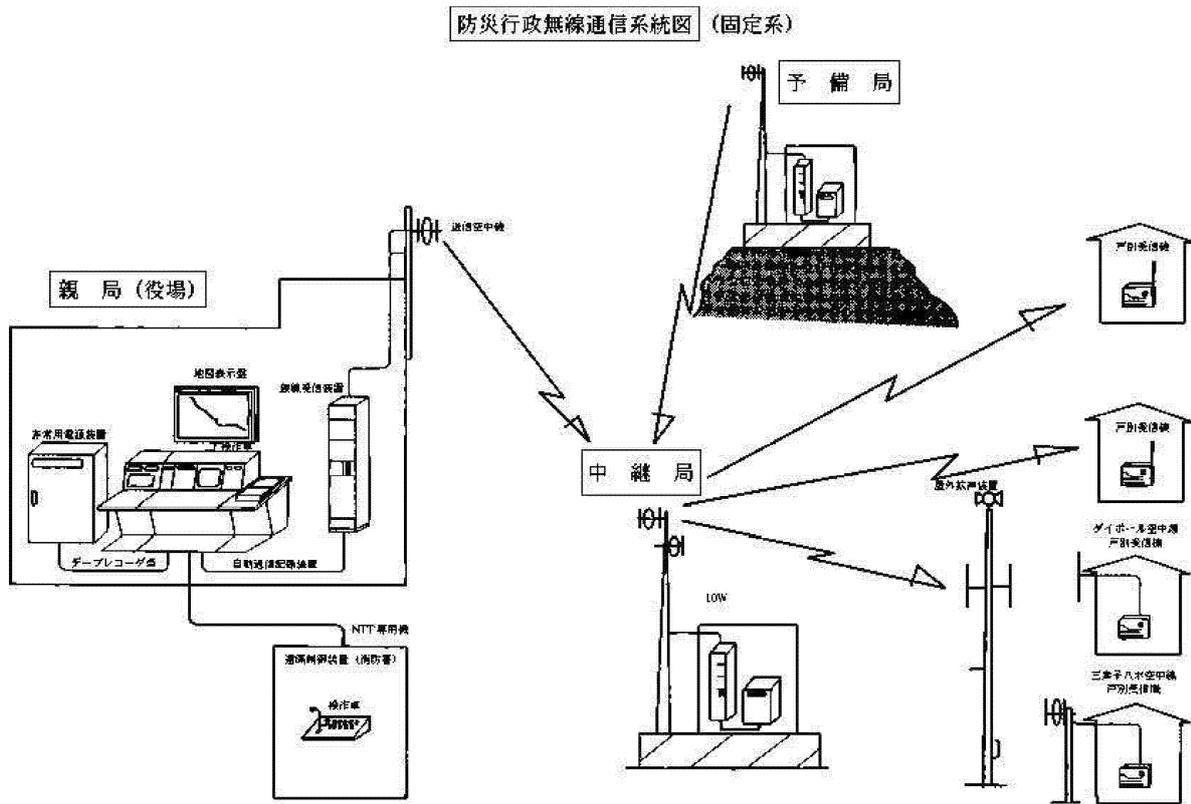
様式 3

様式3

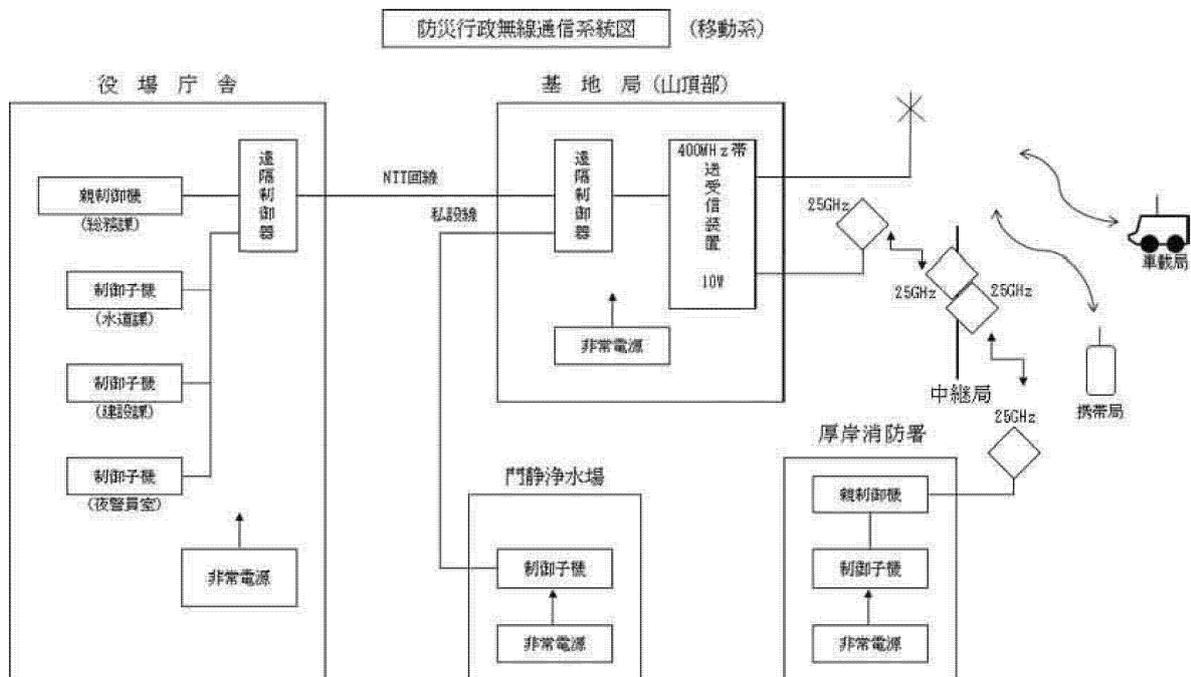
無線局年点検記録簿
(業務関係)

点検年月日	年 月 日	局 名	
点検者氏名		管理責任者印	印
点 検 項 目		点 検 結 果	
通信取扱者に対する研修又は指導監督の有無			
選任している無線従事者数の適否			
管理責任部署に配置されている無線従事者数の適否			
無線従事者選(解)任届の提出の有無			
免許状の備え付けの有無及び指示方法の適否			
定期通信訓練実施の有無			
無線設備の耐震対策の確認			
備			
考			

別図



別図



資料48 厚岸町防災行政用無線局運用細則

平成7年4月1日訓令第5号

(目的)

第1条 この細則は、厚岸町防災行政用無線局運用管理規程（以下「規程」という。）第12条に基づき、無線局の運用を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、定時通信、随時通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、津波、台風等に関する予・警報の通知等防災行政に関すること。
- (2) 非常災害、その他緊急事項の通知及び連絡
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第3項に定められた行政事務に関する事項

2 次に掲げる事項は、通信してはならない。

- (1) 営利を目的とする宣伝等
- (2) 特定の個人及び政党等の宣伝並びにこれらに類すること。

(通信時間)

第4条 通信時間は、次のとおりとする。

- (1) 定時通信 7時30分及び18時30分。ただし、太田、大別、片無去、尾幌、上尾幌、糸魚沢、若松及びトライベツについては、7時30分及び20時00分
- (2) 随時通信 前号の通信時間で通信することができない時
- (3) 緊急通信 地震、津波、台風その他の緊急事態が発生した時又は発生するおそれがある時

(通信の申込)

第5条 通信する場合の手続は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要のあるものについては、通信を希望する日の3日前までに厚岸町防災行政無線通信依頼書（別記様式）を統括責任者に提出しなければならない。
- (2) 統括責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。
通信を否としたときは、その旨を通信依頼者に通知するものとする。
- (3) 緊急を要する場合は、口頭により申し込むことができる。

(通信の制限)

第6条 統括責任者は、災害発生、その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(通信の記録)

第7条 通信取扱者は、通信を行ったとき無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(通信の方法)

第8条 通信の方法は、原則として次により行うものとする。

(1) 固定系

(例)

平常時 「・・・・お知らせします。・・・・通信内容・・・・以上で終わります。
こちらは、ぼうさいあつけしです。」

災害時 「こちらは、ぼうさいあつけし。こちらは、ぼうさいあつけしです。・・・・災害に関する通信内容・・・・以上で終わります。こちらは、ぼうさいあつけしです。」

(2) 1回当たりの通信時間は原則として3分以内とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月20日訓令第15号）

この訓令は、平成10年10月20日から施行する。

附 則（平成19年3月15日訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日訓令第23号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日訓令第6号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月26日訓令第4号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

厚岸町防災行政無線通信依頼書

町長	副町長	統括責任者	管理責任者	依頼課課長	同係長	同スタッフ	合議

起案年月日	年 月 日	決裁年月日	年 月 日	起案者職氏名	

定時通信希望日時 月 日 朝・夜 ～ 月 日 朝・夜 回

臨時通信希望日時 月 日 時 分

放送希望範囲 全町一斉・グループ()・戸別()

※ 注意事項

- 1 定時通信の収録は、毎週月曜日及び木曜日に行うので、通信を希望する日の 3日前までに必ず原稿を提出すること。
- 2 原稿は簡潔に、判読しやすい字体で作成すること。
- 3 この依頼書は、各係で作成し、決裁を受けた後、危機対策室危機対策係へ提出願います。

危機対策室処理事項

通信 番号		収録 原稿 作成	確認 印	通信 収録	済 印

週」等の表現はしない。

当日分については、「本日」から始める。

どこで・・・行事等が行われる場所又は施設名を正確に。施設の場合は、会議室等の記載は不要です。
何を・・・行事名を正確に。詳しい内容は担当原課に問い合わせるよう周知しますので、目的や趣旨等は極力簡潔にし、料金の有無、申込みの締切り、参加対象等の必要最低限の内容を周知するようにしてください。

文末は「～しております。」ではなく、「～しています。」とする。

実際に読み合わせをするなど、読みやすさ、聞きやすさを確かめながら、作成をお願いします。

- 3 最後に問い合わせ先の課(役場以外の場合は、施設名)を告げる。電話番号は載せず、文末は「お問い合わせください。」とする

資料49 厚岸町全国瞬時警報システム運用管理規程

平成23年6月29日訓令第26号

(趣旨)

第1条 厚岸町地域防災計画に基づく災害対策及び厚岸町国民保護計画に基づく国民保護措置の実施に係る行政事務に関し、時間的余裕のない事態に対処するため設置する全国瞬時警報システム（以下「J—ALERT」という。）の運用管理については、法令及び全国瞬時警報システム業務規程（平成22年12月15日消防運第157号。以下「業務規程」という。）並びにこれらに基づき定められた規則等に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 衛星モデム 通信衛星により配信された信号を解析可能な形式に復調する装置
- (2) データ受信部 衛星受信アンテナ及び衛星モデムから構成され、通信衛星により配信された信号を認識可能な形式に変換する装置
- (3) データ処理部 受信した情報の解析及び処理を行い、必要な情報の画面表示と内蔵スピーカにより受信メッセージの読み上げをする装置
- (4) 同報系無線自動起動部 データ処理部から送信されたデータを基に、同報系無線を自動起動し、録音メッセージを通報する装置

(運用管理体制)

第3条 J—ALERTの運用管理体制は、別表のとおりとする。

(統括責任者)

第4条 統括責任者は、J—ALERTの運用及び管理の業務を統括し、管理責任者を指揮し、監督する。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、統括責任者の命を受け、J—ALERTの運用及び管理の業務を行うとともに、業務従事者を指揮し、監督する。

(業務従事者)

第6条 業務従事者は、管理責任者の管理の下、業務規程及び関係要領を遵守し、J—ALERTの運用管理を行う。

(提供情報)

第7条 J—ALERTにより内閣官房又は気象庁から消防庁を経由して送信される情報のうち町民に提供する情報は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 自然災害関係 次に掲げる情報

ア 緊急地震速報（推定震度5弱以上）

イ 震度速報（震度5弱以上）

ウ 大津波警報

エ 津波警報

(2) 国民保護関係 次に掲げる情報

ア 弾道ミサイル情報

イ 航空攻撃情報

ウ ゲリラ・特殊部隊攻撃情報

エ 大規模テロ情報

(保守点検)

第8条 管理責任者及び業務従事者は、J—ALERTのデータ受信部、データ処理部及び同報系無線自動起動部が正常に作動していることを確認するため、次の各号に掲げる保守点検を行うものとする。

(1) 平日点検 業務従事者

(2) 年点検 管理責任者

2 平日点検は、同報系防災行政無線の業務日誌の確認に合わせ、目視により行うものとする。

3 業務従事者は、点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

4 管理責任者は、前項による報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置を講ずるものとする。

5 年点検は、業者に委託することができる。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日訓令第23号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日訓令第6号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月26日訓令第4号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）



資料50 厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例

平成23年3月11日条例第6号

(設置)

第1条 高度情報化社会に適応した町民の豊かで安心な生活の形成と福祉の向上に資するため、厚岸町情報通信基盤施設（以下「厚岸情報ネットワーク」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 厚岸情報ネットワークの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(提供するサービス)

第3条 厚岸情報ネットワークで提供するサービス（以下この条、第12条、第15条及び第16条において「事業」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 通信サービス 次に掲げるもの

ア 行政事務の円滑な遂行を図るための行政情報の提供

イ 地震、風水害及び気象予警報の伝達並びに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等災害情報の提供

ウ 地域住民の生命、財産の保護に関する情報の提供

エ 教育文化、保健福祉、産業その他の住民福祉の向上に資する情報の提供

オ 地域産業の振興に資する情報の提供

カ 町民の消費生活に関する情報の提供

キ その他町長が必要と認める情報の提供

(2) 放送サービス 難視聴地域（若竹を除く。）への地上デジタルテレビ放送及びBSデジタルテレビ放送の同時再送信

(3) インターネット接続サービス 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者（以下「電気通信事業者」という。）に対する厚岸情報ネットワークの一部貸出し

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるサービス

2 町長は、前項第1号に規定する通信サービスの範囲内において、町民、団体等に告知情報端末を使用した情報の提供をさせることができる。

3 前項の規定により情報の提供をしようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。この場合において、営利を目的とする情報の提供をしようとする者は、別表第2により算定した額を通信手数料として前納しなければならない。

4 前項の規定により納付された通信手数料は、還付しない。ただし、町長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

5 前各項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(サービス提供地域)

第4条 前条に規定するサービスを提供する地域は、町内のすべての地域（線路設備及び引込設備の整備が可能な地域に限る。）とする。

(管理運営)

第5条 厚岸情報ネットワークの管理運営は、町長が行う。

2 町長は、厚岸情報ネットワークの良好な維持に努めなければならない。

(厚岸情報ネットワークを利用することができる者)

第6条 厚岸情報ネットワーク（第3条第1項第3号のインターネット接続サービスを除く。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者又は町内に居住用の家屋を有する者

(2) 町内に事務所若しくは事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人、公的機関又は団体（以下「法人等」という。）

(利用の承認)

第7条 第3条第1項（第3号を除く。以下同じ。）に規定するサービスの提供を受けようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(利用者設備の設置)

第8条 町長は、前条の規定により承認を受けた者（以下「利用者」という。）の家屋又は事務所等（以下「家屋等」という。）に、引込設備、宅内設備及び告知情報端末（以下「利用者設備」という。）各1台を無料で貸与し、及び設置する。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、これを有料で貸与し、及び設置することができるものとする。

(1) 利用者が第6条第2号に規定する法人等で、町長が利用者設備の設置が特に必要と認めたもの以外の法人等が利用者設備の設置を希望するとき。

(2) 利用者が利用者設備の増設を希望するとき。

2 前項ただし書に規定する貸与及び設置に係る有料とする額は、町長が別に定める。

3 町長は、第3条第1項第2号の放送サービスの利用に当たって必要な利用者設備の設置に係

る実費を利用者（第6条第1号に該当する利用者に限る。）の負担とすることができる。

（工事の施工）

第9条 前条第1項の規定による引込設備及び宅内設備の設置に係る設計及び施工は、町がこれを行う。

2 利用者は、引込設備及び宅内設備の施工について建物を所有する者その他の利害関係人があるときは、あらかじめ当該利害関係人の承諾を得なければならない。ただし、町が所有し、又は管理する建物については、この限りでない。

3 宅内設備のテレビ放送用端子と家屋等内のテレビ配線を接続する工事は、利用者が施工し、及びその費用を負担するものとする。

（利用者設備の変更等）

第10条 利用者は、利用者設備を移転し、又は変更する必要があるときは、町長の承認を得なければならない。

2 前項の規定による移転又は変更に必要な費用は、利用者の負担とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（利用の中止）

第11条 利用者は、第3条第1項に規定するサービスの提供を中止するときは、町長に届け出なければならない。

2 利用者は、前項の規定による届出をしたときは、利用者設備を町に返却しなければならない。

（芯線の貸与）

第12条 町長は、電気通信事業者と長期安定的な使用権に関する契約を情報通信格差是正のために行う場合は、事業に支障を来さない限度において、線路設備における芯線を有料で貸与することができる。

2 芯線の使用において生ずる工事等に係る費用は、使用者の負担とする。

（利用料等）

第13条 第3条第1項に規定するサービスの利用料は、無料とする。

2 利用者設備の稼働により生ずる電気料金その他の費用は、利用者の負担とする。

（利用者の義務）

第14条 利用者は、利用者設備について善良な管理に努めるものとし、利用者設備にその他の機器を接続し、又は改造する等の行為をしてはならない。

- 2 利用者は、利用者設備に異常を発見したときは、直ちに町長に届け出なければならない。
- 3 利用者は、利用者設備について当該利用者の土地、家屋等その他構造物を占用するときは、これらが無償で町長に提供するものとする。

(利用の停止)

第15条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者設備の利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 事業を妨害したとき。
- (3) 厚岸情報ネットワークを故意に破損したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の遂行上、著しい支障を及ぼし、若しくは著しく公益を害し、又はそれらのおそれがあるとき。

2 町長は、前項の規定による利用の停止によって利用者に生じた損害については、その一切の責めを負わない。

3 町長は、第1項の規定による利用の停止をすることとなった理由が解消したときは、これを解除するものとする。

(事業の中断又は変更)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業を中断し、又は変更することができる。

- (1) 厚岸情報ネットワークの保守点検、修理、検査等を行うとき。
- (2) 天災その他不可抗力による不測の事態が生じたことにより、事業を継続することができなくなったとき。
- (3) 公益上の理由により必要が生じたとき。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により厚岸情報ネットワークを破損した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 町長は、この条例の施行の日前においても、厚岸情報ネットワークの設置及び利用に必要な準備行為をすることができる。

附 則 (平成24年3月12日条例第8号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日条例第35号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日条例第11号)

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日条例第27号抄)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称		位置
センター施設	厚岸センター	厚岸町真栄3丁目1番地
局舎施設	奔渡サブセンター	厚岸町奔渡2丁目1番地
	尾幌サブセンター	厚岸町尾幌124番地
	上尾幌サブセンター	厚岸町上尾幌68番地
	糸魚沢サブセンター	厚岸町糸魚沢66番地
アンテナ施設		厚岸町糸魚沢322番地
放送設備	厚岸町役場親局	厚岸町真栄3丁目1番地
	保健福祉総合センター子局	厚岸町住の江1丁目2番地
	厚岸味覚ターミナル子局	厚岸町住の江2丁目2番地
	厚岸消防署子局	厚岸町宮園2丁目414番地2
	厚岸漁業協同組合子局	厚岸町奔渡3丁目1番地
	釧路太田農業協同組合子局	厚岸町太田5の通り19番地1
	厚岸町商工会子局	厚岸町港町2丁目1番地
線路設備		厚岸町内全域

別表第2（第3条関係）

区分		単位		金額	備考
		通信回数	通信ページ数		
基本料	通信料	1回につき	1ページ	550円	
	作成料	1回につき	1ページ	2,200円	
加算料	通信料	1回につき	1ページにつき	220円	
	作成料	1回につき	1ページにつき	1,100円	

資料51 厚岸町情報通信基盤施設通信取扱要綱

平成24年4月20日訓令第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成23年厚岸町条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、厚岸町情報通信基盤施設（以下「厚岸情報ネットワーク」という。）における通信に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 親局 条例第2条に規定する厚岸町役場親局をいう。
- (2) 子局 条例第2条に規定する保健福祉総合センター子局、厚岸味覚ターミナル子局、厚岸消防署子局、厚岸漁業協同組合子局、釧路太田農業協同組合子局、厚岸町商工会子局をいう。
- (3) 統括責任者 厚岸情報ネットワークの管理及び運用上の責任者であつて、町長から指定された者をいう。
- (4) 管理責任者 統括責任者の命を受け、直接厚岸情報ネットワークの管理及び運用にあたる責任者をいう。
- (5) 通信取扱者 厚岸情報ネットワークの通信を取り扱う者をいう。
- (6) 子局運用責任者 子局の運用にあたる責任者をいう。
- (7) 行政通信 条例第3条第1項第1号に規定する行政からの通信サービスをいう。
- (8) 一般通信 条例第3条第1項第1号に規定するもののうち、町民、団体等からの情報の提供をいう。
- (9) 広告通信 条例第3条第3項後段に規定する営利を目的とする情報の提供をいう。

(親局の任務)

第3条 親局は、平常時にあつては行政通信、一般通信及び広告通信に関する情報提供を取り扱い、災害時等にあつては厚岸町地域防災計画に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する情報の提供を取り扱うことを任務とする。

(親局の管理)

第4条 親局の管理は、危機対策室が行う。

(統括責任者)

第5条 統括責任者は、危機対策室長とする。

2 統括責任者は、厚岸情報ネットワークの管理及び運用に関する業務について、管理責任者、通信取扱者を指揮監督する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、危機対策室防災情報係長とする。

2 管理責任者は、厚岸情報ネットワークの管理及び運用上に関する業務について、通信取扱者を直接指揮監督する。

(通信取扱者)

第7条 通信取扱者は、管理責任者の命に従い親局の管理、運用に関する業務にあたる。

(子局の任務)

第8条 子局は、管理している団体への情報の提供を任務とする。

(子局運用責任者)

第9条 子局には、次の運用責任者を置く。

子局名称	運用責任者
保健福祉総合センター子局	保健福祉課長
厚岸消防署子局	厚岸消防署職員の中から、厚岸消防署長が指名した者
厚岸漁業協同組合子局	厚岸漁業協同組合職員の中から、厚岸漁業協同組合代表理事組合長が指名した者
釧路太田農業協同組合子局	釧路太田農業協同組合職員の中から、釧路太田農業協同組合代表理事組合長が指名した者
厚岸町商工会子局	厚岸町商工会職員の中から、厚岸町商工会長が指名した者

2 子局運用責任者は、毎月の運用状況について（別記様式第1号）により翌月15日まで統括責任者に報告しなければならない。

3 厚岸味覚ターミナル子局については、災害時等に使用する予備局とする。

(通信時間及び掲示期間)

第10条 厚岸情報ネットワークの通信時間は、次の各号に掲げる通信の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 定時通信 午前10時及び午後3時
- (2) 緊急通信 前号の通信時間以外で統括責任者が認める時
- (3) 防災通信 地震、津波、台風その他の緊急事態が発生した時又は発生するおそれがある時

2 厚岸情報ネットワーク内に配信した情報は、7日間掲示する。ただし、統括責任者が認めるときは、掲示期間を延長することができる。

(配信の方法)

第11条 配信する順序は、受付順を基本とする。ただし、公共性の高い放送については、この限りでない。

2 配信する回数及び放送日は、申込数等により調整することができる。

(通信の申し込み)

第12条 通信を希望する者は、次の各号に掲げる通信サービスの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める通信依頼書及び当該データを、配信を希望する日の3日前までに統括責任者に提出しなければならない。

- (1) 行政通信 厚岸情報ネットワーク通信依頼書（別記様式第2号）
- (2) 一般通信 厚岸情報ネットワーク通信依頼書（一般）（別記様式第3号）
- (3) 広告通信 厚岸情報ネットワーク通信依頼書（広告）（別記様式第4号）

2 子局が、全町に情報を放送するときは、厚岸情報ネットワーク通信依頼書（別記様式第2号）により、通信依頼書及び当該データを、配信を希望する日の3日前までに統括責任者に提出しなければならない。

3 統括責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、配信の可否を決定するものとする。配信を否としたときは、その旨を通信依頼者に通知（別記様式第5号）するものとする。

(広告通信の通信手数料)

第13条 広告通信の通信手数料は、条例第3条第3項により算定する。

2 前項の通信手数料は、前納とし、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により一括納入するものとする。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月20日から施行する。

附 則（平成26年 5月30日訓令第27号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年 6月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の各訓令の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年 2月26日訓令第 4号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

別記様式第1号(第9条関係)

年 月 日

統括責任者 様

子 局 名

運用状況報告書

月の子局の配信状況について下記のとおり報告します。

記

1 配信状況(月間合計) _____ 件

別記様式第2号(第12条関係)

厚岸情報ネットワーク通信依頼書

町長	副町長	統括責任者	管理責任者	スタッフ	依頼課課長	同係長	スタッフ	合議

起案年月日	年 月 日	決裁年月日	年 月 日	起案者職氏名	
-------	-------	-------	-------	--------	--

定時通信希望日時 月 日 午前・午後 ～ 月 日 午前・午後 回
 通信希望範囲 全町一斉・グループ()

※ 注意事項

- 1 定時通信の依頼は、3日前までに必ず原稿及びデータを提出すること。
- 2 原稿は簡潔に、判読しやすい字体で作成すること。
- 3 この依頼書は、各係で作成し、決裁を受けた後、危機対策室防災情報係へ提出願います。

危機対策室処理事項

通信 番号		収録 原稿 作成	確認 印	通信 収録	済 印
----------	--	----------------	------	----------	-----

添付資料 [通信文・通信画像]

別記様式第3号(第12条関係)

厚岸情報ネットワーク通信依頼書(一般)

町長	副町長	統括責任者	管理責任者	スタッフ	申込者氏名・団体名(代表者)
					申込者住所

決裁年月日	年 月 日	受付年月日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

定時通信希望日時 月 日 午前・午後 ～ 月 日 午前・午後 回
 通信希望範囲 全町一斉・グループ()

※ 注意事項

- 1 定時通信の依頼は、通信を希望する日の3日前までに提出してください。
- 2 原稿は簡潔に、判読しやすい字体で作成すること。
- 3 この依頼書に記入し、役場危機対策室防災情報係へ提出願います。

危機対策室処理事項

通信 番号		収録 原稿 作成	確認 印	通信 収録	済 印
----------	--	----------------	------	----------	-----

添付資料 [通信文・通信画像・音声ファイル]

別記様式第4号(第12条関係)

厚岸情報ネットワーク通信依頼書(広告)

町長	副町長	統括責任者	管理責任者	スタッフ	申込者氏名・団体名(代表者)
					申込者住所

決裁年月日	年 月 日	受付年月日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

定時通信希望日時 月 日 午前・午後 ～ 月 日 午前・午後 回
 通信希望範囲 全町一斉・グループ()
 通信作成料 基本料 円 加算料 円
 通信料 基本料 円 加算料 円
 合計 円

※ 注意事項

- 1 広告通信の依頼は、通信を希望する日の3日前までに提出してください。
- 2 原稿は簡潔に、判読しやすい字体で作成すること。
- 3 この依頼書に記入し、役場危機対策室防災情報係へ提出願います。

危機対策室処理事項

通信番号		収録原稿作成	確認 印	通信収録	済 印
------	--	--------	------	------	-----

添付資料 [通信文・通信画像・音声ファイル]

別記様式第5号(第12条関係)

厚岸情報ネットワーク通信決定通知書

年 月 日

様

厚岸町長 印

年 月 日付けで申し込みありました広告通信について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお通信料の納入通知書を同封しますので、納入期限までに納入して下さい。

記

1 放送します。

(1) 掲示期間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日

(2) 通信回数 _____ 回

(3) 次のいずれかに該当する場合は、この決定を変更し、又は解除できるものとします。

① 厚岸情報ネットワークの運用上、重大な変更が生じたとき

② 通信料を納入期限までに納入しないとき

(4) (3) による決定の変更又は解除の結果、通信希望者に損害が生じても賠償の責任は負わないものとします。

2 放送できません。

(理由)

資料52 厚岸町自主防災組織活動活発化事業補助金交付規則

平成27年4月30日規則第30号

(目的)

第1条 この規則は、自主防災組織の防災活動及び防災資機材の整備に対し補助金を交付することにより、町民の防災意識の向上と自主防災組織の活動の活発化を図り、もって災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、町民が自主的に単一若しくは複数の町内に存する自治会を単位として組織したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる対象者は、自主防災組織（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、次の各号に掲げる額を限度として予算の範囲内で行うものとする。

(1) 別表に掲げる(1)及び(2)の合計

年度につき1団体1回限り

初回 50万円

2回目以降 25万円

(2) 別表に掲げる(3)及び(4)の合計 5万円

2 補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、自主防災組織活動活発化事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約等及び役員名簿
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 補助対象事業に係る見積書等
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるものについては交付決定した旨を、不適当と認めるものについてはその旨を自主防災組織活動活発化事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は自主防災組織活動活発化事業補助金実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業決算書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付確定）

第9条 町長は、前条の実績報告の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査により、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織活動活発化事業補助金確定通知書（別記様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、自主防災組織活動活発化事業補助金請求書（別記様式第6号）により、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（是正措置）

第11条 町長は、補助事業の完了後、事業実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付条件に適合しないと認めるときは、その補助対象事業につきこ

れに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付の特例)

第12条 町長は、補助対象事業のうち、特に必要があると認めたものに対しては、第10条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、自主防災組織活動活発化事業補助金概算交付請求書（別記様式第7号）にその理由等を記載し、必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金交付取消し等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき、若しくは不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (2) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (3) 事業の実施方法が、補助金の交付の目的に添わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定又は確定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、当該補助事業者に対して補助金の返還を命ずるものとする。

2 町長は、第12条の規定により補助金の概算交付を受けた場合において、補助金の交付決定額が実績報告に基づく必要な補助金の額を超えたときは、当該補助事業者に対して補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業

区分	事業内容	
<p>(1) 防災資機材の整備</p>	<p>避難・救助・救護用具の購入</p>	<p>拡声器、メガホン、リヤカー、車いす（個人が日常的に使用するもの除く）、けん引式車椅子補助装置、ソリ（救助用）、救助用ロープ、ヘルメット、携帯用発電機、コードリール、ライト、燃料携行缶、携帯用ラジオ、担架、救急セット、毛布、テント（自主防災組織名を表示）、その他これらに類するもので必要と認められるもの （燃料費については補助対象外）</p>
	<p>給食・給水用具の購入</p>	<p>鍋、簡易コンロ、給水タンク、その他これらに類するもので必要と認められるもの （保存食、飲料水等の保存期限があるもの及び燃料費については補助対象外）</p>
<p>(2) 防災資機材保管庫の整備</p>	<p>防災資機材保管庫の整備</p>	<p>防災資機材保管庫（自主防災組織名を表示）（確認申請費用、文字入れ費用含む。用地及び造成費を除く。）</p>
<p>(3) 防災マップの整備</p>	<p>防災マップの作成</p>	<p>防災マップの印刷等費用（地域の危険箇所、防災倉庫、避難所、避難経路など、地域の防災情報を可能な限り盛り込んだもの）</p>
<p>(4) 研修会・講演会の開催、防災訓練の実施</p>	<p>研修会・講演会の開催、防災訓練の実施</p>	<p>研修会・講演会の講師招へい費用 研修会・講演会・防災訓練の参加料、教材購入費及び周知用チラシ等の印刷代、その他これらに類するもので必要と認められるもの （食糧費、手土産代については補助対象外）</p>

別記様式第1号(第6条関係)

自主防災組織活動活発化事業補助金交付申請書

年 月 日

厚岸町長 様

申請組織名
代表者(住所)
(氏名)



厚岸町自主防災組織活動活発化事業補助金交付規則第6条の規定により、次の書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

円

2 添付書類

- (1) 自主防災組織の規約等及び役員名簿
- (2) 事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 補助対象事業に係る見積書等
- (4) その他町長が必要と認める書類
(事業で購入又は作成予定の物品等のカタログ又は仕様書等)

別記様式第2号(第6条、第8条関係)

事業(計画・決算)書

1 事業名

2 事業の目的及び効果

3 事業経費の配分

(1) 補助対象経費算出

(単位：円)

内 容	計 画				実 績			
	事業に要する経費			補助対象 経 費	事業に要する費用			補助対象 経 費
	単価	数量	金額		単価	数量	金額	
計								

(2) 事業予算(精算)

(単位：円)

区 分	計 画	実 績	備 考
補 助 金			補助対象経費×10/10以内
自 己 負 担 額			
そ の 他			
計			

別記様式第3号(第7条関係)

自主防災組織活動活発化事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長



年 月 日付けで申請のあった自主防災組織活動活発化事業補助金の交付について、厚岸町自主防災組織活動活発化事業補助金交付規則第7条により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の内容

適当・不適當(不適當の理由:)

2 補助金交付金額

円

【注意事項】

- 1 この補助金交付決定額は予定額であり「自主防災組織活動活発化事業補助金事業実績報告書(別記様式第4号)」が提出された後、補助金の交付額が確定します。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (1) 補助金を目的外に使用したとき、若しくは不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
 - (2) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
 - (3) 事業の実施方法が、補助金の交付の目的に添わないと認められるとき。

別記様式第4号(第8条関係)

自主防災組織活動活発化事業補助金事業実績報告書

年 月 日

厚岸町長 様

申請組織名

代表者(住所)

(氏名)



年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた自主防災組織活動活発化事業補助金の補助対象事業は、年 月 日完了したので、厚岸町自主防災組織活動活発化事業補助金交付規則第8条の規定により、次の書類を添えて実績報告書を提出します。

記

1 補助金請求額

円

2 事業実施期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業決算書(別記第2号様式)
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類
(事業で購入又は作成した物品等の写真又は印刷物等)

別記様式第5号(第9条関係)

自主防災組織活動活発化事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長



年 月 日付けで実績報告書のあった自主防災組織活動活発化事業補助金について、厚岸町自主防災組織活動活発化事業補助金交付規則第9条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額

円

別記様式第6号(第10条関係)

自主防災組織活動活発化事業補助金請求書

年 月 日

厚岸町長 様

申請組織名

代表者(住所)

(氏名)



年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知のあった自主防災組織活動活発化事業補助金について、厚岸町自主防災組織活動活発化事業補助金交付規則第10条の規定により、次のとおり交付の請求をします。

記

1 補助金請求額

円

2 振込口座

金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協	店
口座名	口座種別 口座番号	

別記様式第7号(第12条関係)

自主防災組織活動活発化事業補助金概算交付請求書

年 月 日

厚岸町長 様

申請組織名

代表者(住所)

(氏名)

㊦

年 月 日付けで補助金の交付決定のあった自主防災組織活動活発化事業補助金について、厚岸町自主防災組織活動活発化事業補助金交付規則第12条の規定により、添付書類を添えて次のとおり交付の請求をします。

記

1 補助金交付決定額

円

2 概算交付請求を行う理由

3 添付書類

自主防災組織活動活発化事業補助金交付決定通知書の写し

契約書及び請求書等の事業に要する額を確認出来る書類の写し

4 振込口座

金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協	店
口座名	口座種別 口座番号	

資料53 厚岸町災害時等要援護者登録事業実施要綱

平成23年10月24日訓令第31号

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の相互により、町に居住する災害時等要援護者に対する日常の見守り及び災害時及び救急搬送時における支援を行うため、本人の申請により登録された情報の共有を図り、地域で安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

(災害時等要援護者)

第2条 この要綱における「災害時等要援護者」とは、災害時に1人で避難することができない恐れのある者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 65歳以上の高齢者のみで構成する世帯の者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者
- (4) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の障害の級別が1級又は2級に該当する者（ただし、心臓又は腎臓にのみ障害を有する者を除く。）
- (5) 北海道療育手帳制度要綱（昭和49年北海道福祉第857号）による療育手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が「A」に該当する者
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発等により生ずる被害をいう。

(災害時等要援護者の登録)

第3条 災害時等要援護者の登録をしようとする者（以下「申請者」という。）は、厚岸町災害時等要援護者登録（更新）申請書（別記様式第1号）に支援者の氏名並びに支援を受けるために必要な個人情報を記載して町長に申請するものとする。

2 前項に規定する申請を容易にするため、厚岸町社会福祉協議会は、自治会等と協力し災害時

等要援護者の把握及び登録のために必要な調査等により申請を支援するものとする。

- 3 災害時等要援護者は、前項の調査の際、第1項の申請の手続きをとることができる。
- 4 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し登録を決定したときは、厚岸町災害時等要援護者登録名簿（別記様式第2号）（以下「登録名簿」という。）に登載し、厚岸町災害時等要援護者登録申請書の写しを添えて厚岸町災害時等要援護者等登録通知書（別記様式第3号）により通知し、不決定としたときは厚岸町災害時等要援護者登録不決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（災害時等要援護者の情報の把握）

第4条 町は、災害時等要援護者の対象となる者の基礎となる情報の把握は、次に掲げる方法により把握するものとする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯など的高齢者の情報は、高齢者台帳により把握する。
 - (2) 要介護者の情報は、要介護認定情報により把握する。
 - (3) 障害者の情報は、障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報により把握する。
 - (4) 乳幼児・妊産婦の情報は、母子健康手帳台帳等により把握する。
- 2 前項に規定するもののほか、町の関係部署、消防署、警察署、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域支援者（以下「関係機関等」という。）が見守り活動等を行った際に、災害時等要援護者の情報を収集することにより把握する。

（登録名簿の保管及び情報の管理）

第5条 町は、登録名簿を次に掲げるところにより管理し、保管するものとする。

- 2 関係機関等は、第2条により登録された情報を提供された場合は、災害時及び救急搬送時の活動に備えるものとする。
- 3 関係機関等は、前項の情報に関し住民のプライバシー意識の高まり等を踏まえ慎重に取り扱うとともに、その内容が他に漏れないよう適切に管理しなければならない。

（登録事項の変更・更新）

第6条 町は、毎年6月1日を基準日として登録名簿を更新するものとし、災害時等要援護者及びその家族は、登録事項に変更が生じたときは、厚岸町災害時等要援護者登録（更新）申請書（別記様式第1号）により町長に届け出るものとする。

（登録の取消）

第7条 町長は第2条のいずれにも該当しなくなったとき又は申請者から取消の申し出があったときは、当該、災害時等要援護者の登録を取消すものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

厚岸町災害時等要援護者登録(変更)申請書・登録票

厚岸町長 様

1 私は、災害が発生し避難が必要になった時などに、ひとりで避難することが困難なため、厚岸町災害時等要援護者名簿への登録(変更)を次のとおり申込みします。

申請日	平成 年 月 日(登録情報を変更する場合は、最初の申込日が変更になります。)		
ふりがな 氏名	-----		生年月日
			明・大・昭・平・西暦 年 月 日 性別 男 ・ 女
住所	〒 ー 厚岸町 (集合住宅の場合は詳細に書いてください) 電話		
身体状況 (該当に○)	1 寝たきり 2 歩行困難 3 足腰が弱く移動に時間がかかる 4 視覚に障がいがある 5 聴覚に障がいがある 6 避難の必要性等の判断が困難 7 その他 ()		
緊急時の 連絡先	ふりがな		住所
	氏名	ー ー	
	TEL		
	ふりがな		住所
氏名	ー ー		※あなたとのご関係
TEL			※あなたとのご関係
※親族であれば続柄、その他の場合は「隣人」「知人」等と記載してください。			
かかりつけ医療機関(該当する番号に○)			
1 町立厚岸病院 2 田中医院 3 その他医療機関(下記に記載してください)			
名称			
所在地			
電話等	TEL	FAX	
持病・今までにかかった大きな病気(該当するものに○)			
呼吸器系	・気管支喘息 ・肺疾患 ・慢性閉塞性肺疾患 ・その他()		
循環器系	・心不全 ・虚血性心疾患 ・高血圧 ・高脂血症 ・不整脈 ・その他()		
脳神経系	・脳梗塞 ・くも膜下出血 ・脳出血 ・その他()		
消化器系	・消化器疾患 ・肝疾患 ・その他()		
腎泌尿器系	・腎不全/透析(週 回/ 曜日) ・その他()		
内分泌系	・糖尿病/インスリン投与(単位) ・その他()		
血液	・出血性疾患 ・その他()		
精神科系	・()		
産婦人科系	・()		
感染症	・B型肝炎 ・C型肝炎 ・結核 ・その他()		
アレルギー	・なし ・あり		
対処置	・ペースメーカー(有) ・シャント(右腕・左腕) ・ストマ(有) ・在宅酸素(リットル)		
その他			
特記事項			

(裏)

介護保険に関する情報								
認定区分	該当区分に○	要支1	要支2	要介1	要介2	要介3	要介4	要介5
居宅介護支援事業所						TEL		
利用サービスの状況								
その他の事項								
身体等の障害等に関する情報(難病等の情報は「その他」欄に記載します。)								
障害等の認定区分(障害部位)	身体障害者障手帳	療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		その他		
	種 級 ()	A B		級				
利用サービスの状況								
災害時支援に関する情報								
世帯状況(該当に○)	1 65歳以上の独居・夫婦等の世帯 2 要介護・障害世帯 3 その他()							
居宅の形態等(寝室の場所)	1 木造平屋 2 木造2階 3 その他() (「1階南側奥の和室」などの例のように詳しく)							
支援が必要な理由	※自力で避難が困難な理由を記入してください 1 自力避難の移動ができない 2 自力避難の判断ができない 3 自力避難に時間がかかる 4 その他の理由				同居の 家族状況	氏 名	続柄	
支援方法(具体的に記載してください。)								
避難支援者	氏 名		住 所			電 話		

2 この情報は私の避難支援及び救急搬送を目的として下記の関係機関への情報提供に同意します。

3 この情報の内容確認のために行う役場内関係部署への照会について同意します。

必ずどちらかにご記入ください	本人署名	※本人が自署できない場合に、代理人からの届出が必要です。
	代理人署名 (ご関係)	代理人の住所・電話

【情報提供する関係機関】

- ①役場内の関係部署 ②消防署 ③民生委員・児童委員
④社会福祉協議会 ⑤警察署 ⑥自治会

※行政担当者記載欄	行政区又は自治会名	通知等処理確認			
		台帳記載	自治会	民生児童委員	社会福祉協議会

別記様式第2号(第3条関係)

厚岸町災害時等要援護者登録名簿

番号	氏名	フリガナ	住所	自治会名	区分	緊急連絡先氏名	緊急連絡先住所	支援者有無	備考

別記様式第3号(第3条関係)

厚岸町災害時等要援護者登録通知書

年 月 日

様

厚岸町長 印

年 月 日付けで申請のありました災害時等要援護者登録申請については、
次のとおり登録しましたので通知します。

登 録 者 住 所	
登 録 者 氏 名	
登 録 日	年 月 日
登 録 内 容	別紙厚岸町災害時等要援護者登録(変更)申請書・登録票写しのとおり

別記様式第4号(第3条関係)

厚岸町災害時等要援護者登録不決定通知書

年 月 日

様

厚岸町長 印

年 月 日付けで申請のありました災害時等要援護者登録申請については、
次のとおり不決定としましたので通知します。

申請者住所	
申請者氏名	
不決定事由	1 対象者に該当しないため 2 自力避難の判断及び移動ができるため 3 その他 ()

資料54 厚岸町地震・津波等災害対策推進本部設置要綱

平成23年8月3日訓令第28号

(設置)

第1条 東日本大震災の教訓を生かした災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するため、厚岸町地震・津波等災害対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 本部の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画の修正に関すること。
- (2) 津波避難計画及び津波ハザードマップの作成に関すること。
- (3) 各種災害対策マニュアルの作成に関すること。
- (4) 地震・津波等災害対策の実施に係る庁内外の調整に関すること。
- (5) 各種災害協定の締結に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、地震・津波等災害対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、危機対策室長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者に本部の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、危機対策室危機対策係において処理する。

(本部の運営に関する必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成23年8月3日から施行する。

附 則（平成23年10月27日訓令第32号）

この訓令は、平成23年10月27日から施行する。

附 則（平成31年2月26日訓令第4号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職名
総務課長
総合政策課長
税務課長
町民課長
保健福祉課長
環境林務課長
水産農政課長
観光商工課長
建設課長
水道課長
教育委員会管理課長
町立厚岸病院事務長

資料55 北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ 北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告9時、13時、17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 1 1月～1 2月中旬
- (2) 目標除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 1 2月～3月
- (2) 目標豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（今後の雪）」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線を確保する。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。 状況によっては1車線（4.0m）幅員で待機所を設ける。 異常降雪等においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、道路管理者による広範囲での計画的・予防的な通行規制等が円滑に実施されるよう、必要に応じて道路管理者と連携するものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標

示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報をSNS等を活用し、住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員（リエゾン）の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長

- から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料56 北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、融雪災害が発生するおそれがある場合や、融雪災害発生情報を覚知し、事務局が必要と認めた場合に行う。

また、事務局は必要に応じて、融雪災害に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の召集を求めることができる。

なお、融雪災害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（今後の雪）」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

(1) 北海道開発局及び北海道

ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びびじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(2) ダム、貯水池等水防上重要な施設の管理者

ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についてもあらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

(1) 北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を

保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

(3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

(1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料57 災害協定一覧

自治体との災害協定締結一覧

(令和2年4月1日現在)

	締結年月日	協定名	協定内容	締結先
1	平成10年11月9日	友好都市相互応援協定	友好都市間の必要な人的・物的協力支援の実施	山形県村山市
2	平成12年4月26日	全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定	協定締結市町村間の必要な人的・物的協力支援の実施	全国あやめサミット連絡協議会加盟 34自治体
3	平成19年7月31日	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定	協定締結市町村間の必要な人員及び資機材等協力支援の実施	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会 34自治体
4	平成20年3月11日	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	協定自治体間の必要な人的・物的協力支援の実施	北海道町村会
5	平成24年9月24日	釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町 釧路管内8市町村防災基本協定	協定自治体間の必要な人的・物的協力支援の実施及び避難所等の提供	釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町 釧路管内8市町
6	平成25年10月1日	災害時における「道の駅厚岸グルメパーク」の防災拠点化に関する協定	災害発生時における相互応援協力の実施 (「道の駅 厚岸グルメパーク」の防災拠点化)	北海道開発局釧路開発建設部
7	平成30年10月4日	津波警報発表時における厚岸町役場庁舎及び釧路方面厚岸警察署庁舎の代替施設使用に関する協定	津波警報及び大津波警報が発表される場合に釧路東部消防組合の庁舎を厚岸警察署及び厚岸町役場の代替施設として使用	釧路東部消防組合 釧路方面厚岸警察署

民間事業者等との災害協定一覧

(令和3年11月17日現在)

	締結年月日	協定名	協定内容	締結先
1	平成19年3月30日	行政財産の使用に関する覚書 (緊急時飲料提供ベンダー)	災害時における飲料水の提供(自動販売機からの飲料水の無償提供)	北海道ペプシコーラ販売(株)
2	平成19年12月12日	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する厚岸町とイオン北海道株式会社との相互協定	災害発生時における応急生活物資の提供	イオン北海道(株)
3	平成20年8月11日	『道の駅(厚岸グルメパーク)』における協働事業に関する協定書	自動販売機の電光掲示板を使った防災情報等の提供及び災害時の自動販売機内飲料の無償提供	北海道コ・コーポリング(株) 北海道開発局釧路開発建設部
4	平成20年12月29日	災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害被害の応急復旧や応急措置等に関する業務	厚岸建設業協会
5	平成21年6月17日	災害時におけるLPガス供給等の協力に関する協定	災害発生時に、エルピーガス及びガスコンロを供給	(社)北海道エルピーガス協会釧路支部厚岸分会
6	平成22年4月1日	災害時における厚岸町と厚岸郵便局の協力に関する協定	災害発生時における相互応援協力の実施 (車両提供及び郵便業務)	郵便局(株)厚岸郵便局

(令和3年11月17日現在)

	締結年月日	協定名	協定内容	締結先
7	平成22年10月26日	災害等の発生時における厚岸町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	災害発生時に、エルピーガスの応急措置や復旧工事を実施	(社)北海道エルピーガス協会災害対策協議会現地本部 (釧路支部)
8	平成23年9月15日	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	自動販売機の電光掲示板を使った防災情報等の提供及び災害時の自動販売機内飲料の無償提供	北海道コ・コアホトリック(株)
9	平成25年2月22日	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	発電機、仮設トイレその他のレンタル機材の優先的な供給及び運搬	共成レンテム、カナモトサンワ機会リース
10	平成25年2月22日	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	町が所有する車両や施設等への燃料供給及び関連業務	釧路地方石油業協同組合厚岸支部
11	平成27年7月30日	緊急時における輸送業務に関する協定	地震、風水害、その他の大規模災害時における物資の輸送業務	一般社団法人釧路地区トラック協会厚岸支部
12	平成29年1月31日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	大規模災害時における被災状況の確認等に使用する地図製品等の優先供給	(株)ゼンリン
13	平成29年4月19日	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	災害発生時などにおける日用品などの物資の調達・供給や防災・災害情報等の提供及び店舗営業の継続又は早期の営業再開	株式会社セブナーイレブ・ジャパン
14	平成30年2月26日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害発生時に「太田活性化施設らくとびあ」を、福祉避難所として開設	太田自治会
15	平成30年3月2日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害発生時に「特別養護老人ホーム心公園」及び「在宅老人デイサービスセンター」を、福祉避難所として開設	厚岸町社会福祉協議会
16	平成30年11月21日	災害時における上下水道所管施設の応急復旧活動協力に関する協定の締結について	上下水道所管施設に関する被害状況調査等の支援・応急復旧に関する業務	釧路厚生社・厚岸清掃社共同事業体
17	平成30年11月21日	災害時における上下水道所管施設の応急復旧活動協力に関する協定の締結について	上下水道所管施設に関する被害状況調査等の支援・応急復旧に関する業務、応急給水活動	厚岸排水設備連絡会
18	令和3年2月24日	厚岸町とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定書	・災害時における物資輸送・物資拠点 ・高齢者支援・障がい者支援 ・安全で安心な地域社会の実現	ヤマト運輸株式会社
19	令和3年3月22日	災害時における資機材等の提供に関する協定	応急対策の実施に必要な発電機や仮設トイレなどの資機材及び技術提供	日立建機日本株式会社 北海道支社道東支店
20	令和3年4月16日	災害時における次世代自動車からの電力供給等の協力に関する協定	各社が保有する車両の貸与、店舗の開放、避難所等において次世代自動車からの電力供給の協力	釧路自動車販売店協会6社 ・釧路トヨタ自動車株式会社 ・釧路トヨペット株式会社 ・トヨタカローラ釧路株式会社 ・ネットトヨタ釧路株式会社 ・帯広日産自動車株式会社 ・北海道マツダ販売株式会社
21	令和3年7月21日	大規模災害時における支援活動に関する協定	災害対応に必要な支援物資等の広域物流支援(調達、輸送、配給など)	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
22	令和3年11月17日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害発生時に「秋桜壺号館」を、福祉避難所として開設	特定非営利活動法人のんき村

[様式]

○ 別記第1号様式 災害情報報告

災害情報報告

		部長	班長	班員	
(報告第 号)					
報告日時	年 月 日 () 時 分				
報告者の所属・指名	部 班				
情報提供者の氏名等	住所 氏名 電話() -				
情報提供者所在					
情報提供の方法	電話・訪問・その他()				
災害情報の内容	区分	<input type="checkbox"/> 被害情報 <input type="checkbox"/> 資機材等の要請 <input type="checkbox"/> 支援要請 <input type="checkbox"/> その他()			
	概要	発生場所			
		場所			
		原因			
		被害状況			
		応急措置			
		対策要求			
		気象等の状況			
	要	その他			
(特記事項)					

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

○ 別記第2号様式 職員参集状況報告書

職員参集状況報告書

			受付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所 属	課 係
	到着時間	時 分	部 ・ 班	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・車・他

本人・家族等の安否の状況	
参集路上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

- 注 1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
 2 班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。
 3 受付番号は、総務班で記入すること。
 4 「職員・家族等の安否状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
 5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
 6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等の防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
 7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、その他の場合は他に○を付けること。

○ 別記第3号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部

総務対策部長

所属・所属氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		

○ 別記第4号様式 気象通報受理簿

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町長	副町長	課長	課長補佐	係長	担当スタッフ	合議	
発進日時	年 月 日					午前 午後	時 分	電話・FAX・電報 連絡 その他（ ）
発信者				受信者	Ⓜ			
予警報の 種類				発表時刻	時 分			
受 理 事 項	発表機関							

処 理 方 法	-----							

○ 別記第5号様式 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 月 日

(市町村名：厚 岸 町)

至 年 月 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左の内主要資材35万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	
道(都道府県)分 前 回 迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○別記様式第6号様式

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在					
災害発生場所											
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名						
	職・氏名				職・氏名						
	発信日時				受信日時						
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)				
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所				
	行方不明	人				海岸	箇所				
	重傷	人				砂防設備	箇所				
	軽傷	人				地すべり	箇所				
計	人	急傾斜地	箇所								
			道路			箇所					
② 住家被害	全壊	棟			橋梁	箇所					
		世帯			小計	箇所					
		人			市町村工事	河川	箇所				
	半壊	棟				道路	箇所				
		世帯				橋梁	箇所				
		人			小計	箇所					
	一部破損	棟			港湾	箇所					
		世帯			漁港	箇所					
		人			下水道	箇所					
	床上浸水	棟				公園	箇所				
		世帯				崖くずれ	箇所				
		人				計	箇所				
床下浸水	棟		漁船			沈没流出	隻				
	世帯					破損	隻				
	人					計	隻				
③ 非住家被害	全壊		公共建物			棟	⑥ 水産被害	漁港施設	箇所		
			その他			棟		共同利用施設	箇所		
	半壊		公共建物			棟		その他施設	箇所		
			その他	棟		漁具(網)		件			
	計		公共建物	棟		水産製品		件			
			その他	棟		その他		件			
④ 農業被害	農地		田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害		道有林	林地	箇所	
				浸冠水	ha				治山施設	箇所	
			畑	流失・埋没等	ha				林道	箇所	
		浸冠水		ha	林産物				箇所		
	農作物	田	ha	その他	箇所						
		畑	ha	小計	箇所						
	農業用施設	箇所		一般民有林	林地		箇所				
	共同利用施設	箇所			治山施設		箇所				
	営農施設	箇所			林道		箇所				
	畜産被害	箇所			林産物		箇所				
	その他	箇所			その他		箇所				
	計				小計		箇所				
		計		箇所							

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪ 社会教育施設被害			箇所	
	病 院	公 立	箇所			⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所		法 人		箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場		箇所						
計		箇所							
⑨ 商工被害	商 業		件		⑬ その他	鉄道不通		箇所	
	工 業		件			鉄道施設		箇所	
	そ の 他		件			被害船舶(漁船除く)		隻	
	計		件			空 港		箇所	
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校		箇所			水道(床潭ポンプ場)		箇所	
	中 学 校		箇所			電 話		回線	
	高 校		箇所			電 気		戸	
	その他文教施設		箇所			ガ ス		戸	
	計		箇所			ブロック塀等		箇所	
公共施設被害市町村数			団体			都市施設		箇所	
罹災世帯数			世帯		計			—	
罹災者数			人		被 害 総 額				
消防職員出動延人数			人		火災発生	建 物	件		
						危 険 物	件		
					消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告）									
○災害発生場所									
○災害発生年月日									
○災害の種類概況									
○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意									
○応急対策の状況									
・避難指示の状況									
・避難所の設置状況									
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況									
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況									
・自衛隊の派遣要請、出動状況									
・災害ボランティアの活動状況 ほか									

○ 別記第7号様式

災害情報速報(第 号)

厚岸町

報告日時 年 月 日 時現在

気象状況				総雨量	mm
主要河川状況	河川名	地区名	概要(水位等)		
道路橋梁状況	路線名等	地区名	概要(不通箇所等)		
浸水状況	地区名	概要	地区名	概要	
避難状況	区分	地区名	避難所 (避難場所)	避難人員	時間
	高齢者等避難				
	避難指示				

○ 別記第8号様式 避難者世帯名簿

避難者世帯名簿

[避難所名

]

No. _____

現住所			被災場所				
世帯主氏名			親族その他への連絡先				
電話番号			<small>(氏名・住所・電話番号)</small>				
入 所 世 帯 の 状 況	ふりがな 氏名	生年月日	続柄	性別	職業 (勤務先)	入所日時	退所日時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
備考欄							

- 注 1 一世帯ごとに記入すること。
 注 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。
 注 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。
 注 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。
 (1) 世帯内に病気療養中に者がいるときは、その者の病名及び症状等
 (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
 (3) その他の特記事項

○ 別記第9号様式 避難所受入台帳

(厚岸町 避難所：)

管理者 認 印	月 日	受入人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 (日間)						

- 注) 1. 「受入人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、受入人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を受入れたときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第10号様式 避難所設置及び受入状況

(厚岸町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設期間		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から	月 日まで				
計		既存建物						
		野外仮設						

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計」欄は、既存建物利用と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第11号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

厚 岸 町

品 名		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分又は町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第12号様式 公用令書等（別表 第1号様式～第6号様式）

別表 第1号様式

従 事 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第65条の規定に基づき、次のとおり 従 事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 ㊟												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">従事すべき業務</td><td></td></tr> <tr><td>従事すべき場所</td><td></td></tr> <tr><td>従事すべき期間</td><td></td></tr> <tr><td>出頭すべき日時</td><td></td></tr> <tr><td>出頭すべき場所</td><td></td></tr> <tr><td>備 考</td><td></td></tr> </table>	従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備 考	
従事すべき業務												
従事すべき場所												
従事すべき期間												
出頭すべき日時												
出頭すべき場所												
備 考												

（備考） 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第2号様式

保 管 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 ㊟																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管すべき場所</th> <th style="width: 20%;">保管すべき期間</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																					

（備考） 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり管理 取用 を使用する。 年 月 日 処分権者 ㊟							
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかか る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 ㊟	
変更した処分の内容	

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号
公 用 令 書
住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。
年 月 日
処分権者 ㊟

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No. _____
防 災 立 入 検 査 表
所 属 職 名 氏 名
年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。
年 月 日交付
厚 岸 町 長 ㊟
交 付 責 任 者 ㊟

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○別記第 13 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

厚 危 危 第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

厚岸町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舍の準備状況、現地の連絡責任者等)

(危機対策室危機対策係)

○別記第1-4号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

厚 危 危 第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

厚岸町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

(危機対策室危機対策係)

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名								
		担当者職氏名								
		連絡先		TEL			FAX			
災害の状況・派遣理由	覚 知		年 月 日		時 分					
	災害発生日時		年 月 日		時 分					
	災害発生場所									
	災 害 名									
		災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域					希望する活動内容					
気象の状況										
離着陸場の状況	離着陸場名									
	特記事項		(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材				現地での資機材確保状況						
				特記事項						
傷病者の搬送先					救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名									
	現場付近で活動中の航空機の状況									
現地最高指揮者		(機関名)			(職・氏名)					
無線連絡方法					(周波数)		Hz			
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号

年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

厚岸町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分
災害発生場所	
派遣区域	
離着陸場	
使用した資機材	
傷病者の搬送先	
消防防災 ヘリコプター に係る 活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】
災害発生状況 ・ 措置状況	
その他参考 となる事項	
搭 乗 者	所 属 職 氏 名 年 齡 所 属 職 氏 名 年 齡 備 考

○ 別記第17号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票 第 報

要請日時	平成 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名		電話		FAX	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2 依頼病院名				電話	
所在地				FAX	
担当医師名・科名			科	担当課 氏名	
3 受入病院名				電話	
所在地				FAX	
担当医師名・科名			科	直通内線番号	
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
4 患者氏名 <small>ふりがな</small>	生年月日	年 月 日		歳	
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業	
住 所				感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
病 名				<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日	
経 過				血圧： <small>mmHg</small>	脈拍： <small>回/分</small>
				呼吸： <small>回/分</small>	体温： <small>℃</small>
	意識レベル(JCS)：				
航空機による搬送 が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他() (主な理由：)				
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)					
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他
医 師			歳	kg	
看 護 師			歳	kg	
付 添 人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 80以上(サイズ： × (cm))
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他()
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W ×L ×H (cm)
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W ×L ×H (cm)
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他()	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院： 受入病院：			メモ	

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)
 ※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

○ 別記第18号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

厚 岸 町

年月日	救 出 員 人	救出用機械器具							実支出額 円	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費 円		
			数 量	所有者 (管理者) 名	金 額 円	修繕 月日	修繕費 円			
計										

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

○ 別記第20号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

厚 岸 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
			入院	通院	入院	通院		
							円	
計	機関	人						

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第21号様式 助産台帳

病院診療所医療実施状況

厚 岸 町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		

○ 別記第22号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

厚 岸 町

郵送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 等		修 繕				燃料費	実支出額	備考	
			資料車両		故障車両等		修繕 月日	修繕費				故障 の 概要
			種 類	台 数	金 額	名称 番号						
					円				円	円		
計												

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第23号様式 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

厚 岸 町

供 月 給 日	対 人 象 員	給水用機械器具							燃 料 費	実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上			修 繕					
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費	修 繕 の 概 要			
	人			円		円		円	円		
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第25号様式 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

厚 岸 町

被害別	世帯構成員別											計	小学校	中学校
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯				
全壊(焼)														
流失														
半壊(焼)														
床上(下)浸水														

○ 別記第26号様式 物資購入(配分)計画表

物資購入(配分)計画表

年 月 日 時現在

厚 岸 町

世帯	人世帯												計				備考
	円				円				円								
	品名	単価	数量	世帯所要数	金額												

- 注) 1. 本表は、全壊(焼)、流出色帯分と半壊(焼)、床上(下)浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、道(都府県)調達分と町(市村)調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第27号様式 物資の給与状況

物資の給与状況

年 月 日 時現在

厚 岸 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日	物資給与の品目				実支 出額	備考
		(人)	(月 日)	布団	毛布			(円)	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

㊞

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流失又は半壊(壊)、床上(下)浸水別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月費を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第28号様式 物資の給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印

連絡先 (避難所・電話番号等) _____

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

○ 別記第29号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

厚 岸 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 日	竣 工 日	入 居 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯数を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第30号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

厚 岸 町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘 要
			円	
計	世帯			

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第31号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

厚 岸 町

住家被害 程度区分	氏 名	除 去 に 要 し た 期 間	実支出額	除 去 に 要 す べ き 状 態 の 概 要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊(焼)、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第32号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

厚 岸 町

学 校 名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 容												実 支 出 額	備 考
					教 科 書						そ の 他 学 用 品							
					国 語						鉛 筆	ノ ー ト						
				月 日													円	
計	小学校		人														円	
	中学校		人														円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者(学校長)

氏 名

印

注 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

注 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

注 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第33号様式 遺体の搜索状況記録簿

遺体の搜索状況記録簿

厚 岸 町

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具							実支出額 円	備 考	
		名 称	借 上			修 繕					燃料費 円
			数 量	所 有 者	金 額 円	修繕 月日	修繕費 円	修繕の 概 要			
計											

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第34号様式 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

厚 岸 町

処 年 月 理 日	遺体発見 の 日 時 及 場 所	死 亡 者 名 氏	遺 族		洗 淨 等 の 処 理			遺 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実支出額	備 考
			氏 名	使 用 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第35号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

厚 岸 町

死 年 月 日	埋 葬 日 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者			埋 葬 費			備 考
		氏 名	年 齢	氏 名	死 亡 者 と 係 関 の	棺 (付 属 品 を 含 む)	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第36号様式賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
	住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額
				日	日	日	日	日	日数	金 額	日数	金 額	
計		人	円										

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1日終了したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

編 集

厚岸町防災会議

厚岸町地域防災計画

策 定	昭和60年	5月17日	
一部修正	平成 3年	7月29日	発行
一部修正	平成 4年	7月30日	発行
一部修正	平成 5年	11月 5日	発行
一部修正	平成 6年	8月10日	発行
一部修正	平成 8年	9月30日	発行
一部修正	平成11年	9月10日	発行
一部修正	平成14年	3月20日	発行
一部修正	平成21年	3月 6日	発行
一部修正	平成23年	2月14日	発行
一部修正	平成25年	2月22日	発行
全部修正	平成30年	3月22日	発行
一部修正	平成31年	4月 1日	発行
一部修正	令和 2年	4月30日	発行
一部修正	令和 5年	3月20日	発行
軽微な修正	令和 5年	4月 3日	発行